

第１９回医療経済実態調査（医療機関等調査）の実施案

第１９回医療経済実態調査（医療機関等調査）については、以下の基本的な考え方に沿って行うこととする。

１．調査日程及び調査対象時期

（１）調査日程

- ① 調査票の配布
平成２５年５月末に調査票を配布予定
- ② 調査の回答期限
平成２５年７月末までに調査票に回答していただくこととする。
- ③ 報告時期
調査結果の報告時期については、前回同様を目標とする。
（参考）第１８回調査 平成２３年１１月２日（中医協総会）

（２）調査対象時期

調査対象時期は平成２５年３月末までに終了する直近の２事業年（度）とする。

２．調査対象及び抽出率

（１）調査対象

調査対象は前回と同様とする。

（参考）第１８回調査

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び１か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が３００件以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び１か月間の診療時間が１００時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

（２）抽出率

抽出率は前回と同様とする。

（参考）第１８回調査

病 院 １／３

（※特定機能病院、歯科大学病院、こども病院は１／１）

一般診療所 １／２０

歯科診療所 １／５０

保険薬局 １／２５

3. 調査内容等の整理

(1) 6月単月の調査

6月単月調査は毎回、回答施設が変わるので調査結果が回答施設の特性に影響を受けるため信頼性の問題があるとの指摘を踏まえ、これを実施しない。

また、6月単月調査のみで行っていた調査・集計については、事業年（度）調査で行う。

(2) 青色申告者（省略方式）の調査

前回調査と同様に、調査票記入上の負担への配慮が必要と考えられる一般診療所及び歯科診療所（ただし、個人立であって青色申告を行っているものに限る。）に対し、青色申告書決算書及び付表等の税務申告上の数字を基礎として記入することにより、調査票の記入項目を一部省略できる（回答者において選択する）こととする。

(3) 地域別集計の取扱い

地域の特性を確認するため、地域別集計は、国家公務員地域手当に係る級地区分を診療報酬上の入院基本料の地域加算の区分に変えるとともに、前回調査と同様に生活保護制度級地区分、介護保険制度に係る地域区分の3種類の地域別集計を行う。

(4) 消費税負担の状況把握

平成26年4月に消費税率の引上げが予定されており、医療機関等の支出について、薬剤費等の消費税が課税されるものと、人件費等の課税されないものを区別して消費税負担の状況を把握する必要があるため、調査項目の整理を行う。

(5) 調査票の簡素化

回答率の向上を目的に、未利用の調査項目について、廃止又は集計の実施の整理を行う。

(6) 給与の調査

現在、保険薬局のみ調査していない給与に関する項目について、保険薬局も経営状況を人件費の面から確認するため保険薬局に係る給与に関する項目の追加等を行う。

また、同一法人の保険調剤を行っている店舗数の項目を追加し、店舗数をもとに給与データ及び事業年（度）データの集計を行う。

(7) その他

入院基本料等の状況に関する項目について、医療を提供しているが医療資源の少ない地域に属する病院において、病棟ごとに違う区分の一般病棟入院基本料を算定している場合に、その旨を把握するため選択肢を追加するとともに特定一般病棟入院料の項目を追加する。

4. 集計区分

報告する項目は、次のとおりとする。

(1) 基本集計（別紙参照）

①病院

前回と同様に「集計1」の対象施設を「医業・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の施設」とし、調査に回答した全ての施設は「集計2」とする。

②一般診療所・歯科診療所・保険薬局

前回と同様に調査に回答した全ての施設の集計として「集計2」のみ行う。

(2) 機能別集計等

①病院機能別の損益状況

②入院基本料別の損益状況

③一般病院 病床規模別の損益状況

④100床当たりの損益状況

⑤一般診療所 主たる診療科別の損益状況

⑥院外処方率別の損益状況

⑦保険薬局 後発医薬品割合別の損益状況

⑧保険薬局 調剤報酬等の算定状況別の損益状況

⑨保険薬局 店舗数別の損益状況（新）

⑩職種別常勤職員1人平均給料月（年）額等

⑪療養病床を有する病院の損益状況

⑫療養病床を有しない病院の損益状況

⑬損益率の分布

⑭地域別集計（国家公務員地域手当、生活保護、介護保険の3区分）

⑮45度分布図

⑯事業年（度）の分布

(3) 中央値等

平均値以外に、中央値及びヒストグラム分析を行う。

(4) 参考集計

3.(2)の規定に基づき、直近2事業年（度）の調査項目の記入を省略した一般診療所及び歯科診療所の集計については、別途参考として集計を行う。

5. その他

有効回答率の向上方策として、次のことを行う。

① ホームページを利用した電子調査票の活用を進める。

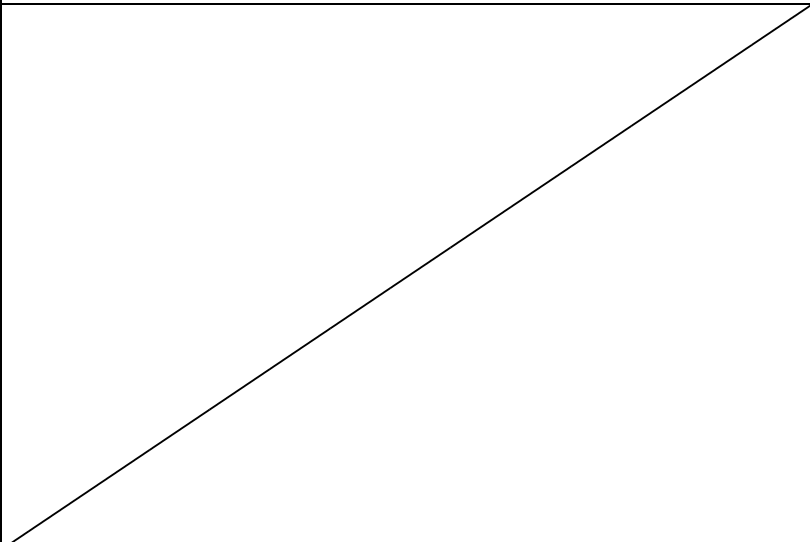
② 診療側関係団体の地方支部 HP、広報誌等に医療経済実態調査の周知、回答喚起などの記事を掲載してもらうよう協力を要請する。

③ 診療側関係団体から団体所属施設に対して、調査の周知や回答喚起などの協力を得ながら進める。

なお、診療側関係団体への調査客体名簿の提供は行わないこととする。

(別紙)

集計区分について

区 分	医業・介護収益に占める介護収益の割合が 2 %未満の医療機関等の集計	調査に回答した全ての医療機関等の集計
病 院	集計 1 (再掲)	集計 2
一般診療所		
歯科診療所		
保険薬局		

第19回医療経済実態調査における調査項目の見直しについて①

(前回)

(１) 基本データ

	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
開設者（開設主体）	○	○	○	○
病床の状況（許可病床数）	○	○	—	—
処方状況（院外処方・院内処方の回数）	○	○	○	—
入院基本料等の状況 （一般病棟入院基本料、療養病棟入院基本料等）	○	—	—	—
主たる診療科目	—	○	—	—
従事者の状況（常勤職員）	—	—	—	×
ユニット数	—	—	○	—
保険調剤の状況 （処方せん枚数）	—	—	—	○
保険調剤の状況 （調剤した医薬品数量のうち後発医薬品の割合）	—	—	—	○
薬学管理等の状況	—	—	—	○
調剤用備蓄医薬品品目数	内用薬	—	—	○
（薬価基準収載品目）	外用薬	—	—	○
（別掲）後発医薬品品目数	注射薬	—	—	○
直近の2事業年度	○	○	○	○

○：調査し、報告書に掲載している項目
×：調査しているが、報告に掲載していない項目
—：調査していない項目

(次回)

(１) 基本データ

	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
開設者（開設主体）	○	○	○	○
病床の状況（許可病床数）	○	○	—	—
処方状況（院外処方・院内処方の回数）	○	○	○	—
入院基本料等の状況 （一般病棟入院基本料、療養病棟入院基本料等）	○	—	—	—
主たる診療科目	—	○	—	—
(追加) 同一法人の保険調剤を行っている店舗数	—	—	—	○
(削除) 従事者の状況（常勤職員）	—	—	—	×
ユニット数	—	—	○	—
保険調剤の状況 （処方せん枚数）	—	—	—	○
保険調剤の状況 （調剤した医薬品数量のうち後発 医薬品の割合）	—	—	—	○
薬学管理等の状況	—	—	—	○
調剤用備蓄医薬品品目数	内用薬	—	—	○
（薬価基準収載品目）	外用薬	—	—	○
（別掲）後発医薬品品目数	注射薬	—	—	○
直近の2事業年度	○	○	○	○
(追加) 経理方式（税込or税抜）	○	○	○	○

第19回医療経済実態調査における調査項目の見直しについて②

(前回)

(2) 損益

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
医療収益 (保険薬局においては「収益」)	保険診療収益 (保険薬局においては調剤収益)	(入院)○ (外来)○	(入院)○ (外来)○	○	○
	公害(労災)等診療収益 (保険薬局においては調剤収益)		(入院)○(省) (外来)○(省)	○(省)	○
	その他の診療収益(自費診療等) (保険薬局においては薬局事業収益)		(入院)○(省) (外来)○(省)	○(省)	○
	特別の療養環境収益(特別室の特別料金)	○	—	—	—
	その他の医療収益(保健予防活動収益等)	○	○(省)	○(省)	—
	医療収益計	○	○	○	○
介護収益	施設サービス収益	○	○(省)	—	—
	居宅サービス収益	○	○(省)	○(省)	○
	短期入所療養介護分	○	○(省)	—	—
	その他の介護収益	○	○(省)	○(省)	○
	介護収益計	○	○	○	○
その他の収益	受取利息及び配当金等	○	—	—	—
	その他の収益	○	—	—	—
	その他の収益計	○	—	—	—

(次回)

(2) 損益

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
(追加) (追加) (追加) (追加) (追加) (追加)	医療収益 (保険薬局においては「収益」)	保険診療収益 (保険薬局においては調剤収益)	(入院)○ (外来)○	(入院)○ (外来)○	○ ○
		公害(労災)等診療収益 (保険薬局においては調剤収益)	(入院)○(省) (外来)○(省)	(入院)○(省) (外来)○(省)	○(省) ○
		その他の診療収益(自費診療等) (保険薬局においては薬局事業収益)	(入院)○(省) (外来)○(省)	(入院)○(省) (外来)○(省)	○(省) ○
	介護収益	特別の療養環境収益(特別室の特別料金)	○	—	—
		その他の医療収益(保健予防活動収益等)	○	○(省)	○(省)
		医療収益計	○	○	○
		施設サービス収益	○	○(省)	—
その他の収益	介護収益	居宅サービス収益	○	○(省)	○(省)
		短期入所療養介護分	○	○(省)	—
		その他の介護収益	○	○(省)	○(省)
		介護収益計	○	○	○
	その他の収益	受取利息及び配当金等	○	—	—
その他の収益	その他の収益	その他の収益	○	—	—
		その他の収益計	○	—	—

(省): 所得税の青色申告を行った施設が、回答を省略できる項目

(損益データについて、次頁に続く)

第19回医療経済実態調査における調査項目の見直しについて③

(前回)

(2) 損益

	病院
医薬品費	○
材料費	○
診療材料費・医療消耗器具備品費	○
歯科材料費	○
給食用材料費	○
給与費	○
委託費	○
設備関係費	○
減価償却費	○
建物減価償却費	○
医療機器減価償却費	○
土地賃借料	×
経費	○
その他の医業・介護費用	○
医業・介護費用計	○

(×→○)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

(×→○)

(追加)

(追加)

のそ 費の 用他	支払利息	×
	その他の費用	○

損特 益別	特別利益	○
	特別損失	○

負補 担助 金等・	人件費補助	○
	運営費補助	○
	設備費補助	○

(次回)

(2) 損益

		病院
医 業 ・ 介 護 費 用	医薬品費	○
	材料費	○
	診療材料費・医療消耗器具備品費	○
	歯科材料費	○
	給食用材料費	○
	給与費	○
	委託費	○
	設備関係費	○
	減価償却費	○
	建物減価償却費	○
	医療機器減価償却費	○
	土地賃借料	○
	経 費	○
	福利厚生費のうち、消費税非課税費用	○
	医業貸倒損失	○
	貸倒引当金繰入額	○
	その他の医業・介護費用	○
	研究費・研修費のうち、消費税非課税費用	○
	本部費配賦額のうち、消費税非課税費用	○
	医業・介護費用計	○
	医業・介護費用計のうち、消費税課税対象費用	○
の そ の 他	支払利息	○
	その他	○
	その他の費用のうち課税対象費用	○
損 特 益	特別利益	○
	特別損失	○
	特別損失のうち課税対象費用	○
負 補 担 金 等 ・	人件費補助	○
	運営費補助	○
	設備費補助	○

第19回医療経済実態調査における調査項目の見直しについて④

(前回)

(次回)

(2) 損益

(2) 損益

		一般診療所	歯科診療所	保険薬局
医業・介護費用（保険薬局においては「費用」）	医薬品費	○	○	○
	調剤用医薬品費	—	—	×
	材料費	○	—	—
	歯科材料費	—	○	—
	給食用材料費	×（省）	—	—
	給与費	○	○	○
	委託費	○	○	○
	減価償却費	○	○	○
	建物減価償却費	○（省）	○（省）	○
	医療機器減価償却費 （保険薬局においては「調剤用機器減価償却費」）	○（省）	○（省）	○
	その他の医業・介護費用 （保険薬局においては「その他の経費」）	○	○	○
	土地賃借料	×	×	×
	支払利息（保険薬局においては「利子割引料」）	×	×	×
	医業・介護費用計	○	○	○

		一般診療所	歯科診療所	保険薬局
(削除)	医薬品費	○	○	○
	調剤用医薬品費	—	—	×
(削除)	材料費	○	—	—
	歯科材料費	—	○	—
(削除)	給食用材料費	— ×（省）	—	—
	給与費	○	○	○
医業・介護費用（保険薬局においては「費用」）	委託費	○	○	○
	減価償却費	○	○	○
	建物減価償却費	○（省）	○（省）	○
	医療機器減価償却費 （保険薬局においては「調剤用機器減価償却費」）	○（省）	○（省）	○
	その他の医業・介護費用 （保険薬局においては「その他の経費」）	○	○	○
	土地賃借料	○	○	○
	福利厚生費のうち、消費税非課税費用	○	○	○
	医業貸倒損失	○	○	○
	貸倒引当金繰入額	○	○	○
	研究費・研修費のうち、消費税非課税費用	○	○	○
	本部費配賦額のうち、消費税非課税費用	○	○	○
	支払利息（保険薬局においては「利子割引料」）	○	○	○
	医業・介護費用計	○	○	○
	医業・介護費用計のうち、消費税課税対象費用	○	○	○

第19回医療経済実態調査における調査項目の見直しについて⑤

(前回)

(3) 給与

給料		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
職種別 常勤	(病) 院長	○	○	○	—
	医師	○	○	—	—
	歯科医師	○	○	○	—
	薬剤師	○	○	○	—
	看護職員	○	○	—	—
	看護補助職員	○	○	—	—
	医療技術員	○	○	—	—
	歯科衛生士	—	—	○	—
	歯科技工士	—	—	○	—
	事務職員	○	○	○	—
	技能労務員・労務員	○	○	—	—
	その他の職員	—	—	○	—
	役員	○	○	○	—

賞与		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
職種別 常勤	(病) 院長	○	○	○	—
	医師	○	○	—	—
	歯科医師	○	○	○	—
	薬剤師	○	○	○	—
	看護職員	○	○	—	—
	看護補助職員	○	○	—	—
	医療技術員	○	○	—	—
	歯科衛生士	—	—	○	—
	歯科技工士	—	—	○	—
	事務職員	○	○	○	—
	技能労務員・労務員	○	○	—	—
	その他の職員	—	—	○	—
	役員	○	○	○	—

給与費等の内訳		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
非常勤職員給料		○	○	○	—
賞与支給額		○	○	○	—
退職給付費用		○	○	○	—
法定福利費（事業主負担）		○	○	○	—

(次回)

(3) 給与

給料		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
(追加) 職種別	(病) 院長・管理薬剤師	○	○	○	○
(追加) 常勤	医師	○	○	—	—
	歯科医師	○	○	○	—
	薬剤師	○	○	○	○
	看護職員	○	○	—	—
	看護補助職員	○	○	—	—
(追加)	医療技術員	○	○	—	—
	歯科衛生士	○	—	○	—
(追加)	歯科技工士	○	—	○	—
(追加)	事務職員	○	○	○	○
(追加)	技能労務員・労務員	○	○	○	○
(追加)	その他の職員	○	○	○	○
(追加)	役員	○	○	○	○

賞与		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
(追加) 職種別	(病) 院長・管理薬剤師	○	○	○	○
(追加) 常勤	医師	○	○	—	—
	歯科医師	○	○	○	—
	薬剤師	○	○	○	○
	看護職員	○	○	—	—
	看護補助職員	○	○	—	—
(追加)	医療技術員	○	○	—	—
	歯科衛生士	○	—	○	—
(追加)	歯科技工士	○	—	○	—
(追加)	事務職員	○	○	○	○
(追加)	技能労務員・労務員	○	○	○	○
(追加)	その他の職員	○	○	○	○
(追加)	役員	○	○	○	○

給与費等の内訳		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
(追加) 非常勤職員給料		○	○	○	○
(追加) 賞与支給額		○	○	○	○
(追加) 退職給付費用		○	○	○	○
(追加) 法定福利費（事業主負担）		○	○	○	○

第19回医療経済実態調査における調査項目の見直しについて⑥

(前回)

(4) 資産・負債

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
資産	流動資産	×	×(省)	×(省)	×
	固定資産	×	×(省)	×(省)	×
	繰延資産	×	×(省)	×(省)	×
	計	×	×	×	×
負債	流動負債	×	×(省)	×(省)	×
	固定負債	×	×(省)	×(省)	×
	計	×	×	×	×

(5) 租税公課等

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
租税公課		×	×	×	×
損害保険料		×	×	×	×
寄付金		×	×	×	×
法人税		○	○	○	○
住民税		○	○	○	○
事業税		×	×	×	×
通勤手当		×	×	×	×

(次回)

(4) 資産・負債

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
(×→○)	資産	流動資産	○(省)	○(省)	○
(×→○)		固定資産	○(省)	○(省)	○
(×→○)		繰延資産	○(省)	○(省)	○
(×→○)		計	○	○	○
(×→○)	負債	流動負債	○(省)	○(省)	○
(×→○)		固定負債	○(省)	○(省)	○
(×→○)		計	○	○	○

(5) 租税公課等

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
(×→○)	租税公課	○	○	○	○
(追加)	控除対象外消費税(※)	○	○	○	○
(×→○)	損害保険料	○	○	○	○
(×→○)	寄付金	○	○	○	○
	法人税	○	○	○	○
	住民税	○	○	○	○
(×→○)	事業税	○	○	○	○
(×→○)	通勤手当	○	○	○	○

※ 税抜経理方式の施設のみ記載することとし、当該年度に税法上、損金として算入される額を記載する。

(6) 設備投資額

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
(追加)	設備投資総額	○	○	○	○
(追加)	建物	○	○	○	○
(追加)	医療機器	○	○	○	○
(追加)	うちリース分(※)	○	○	○	○
(追加)	調剤用機器	○	○	○	○
(追加)	うちリース分(※)	○	○	○	○
(追加)	医療情報システム用機器	○	○	○	○
(追加)	うちリース分(※)	○	○	○	○
(追加)	総額のうち消費税課税対象費用	○	○	○	○

※ 固定資産台帳に計上されているものに限る。

(案)

平成 25 年 5 月

開 設 者
様
管 理 者

「第19回 医療経済実態調査（医療機関等調査）」へのご協力をお願い

謹啓 時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

保険医療行政の運営につきましては、日頃から格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当中央社会保険医療協議会は、厚生労働大臣の諮問に応じて審議・答申などを行っております。

このたび、当協議会では、「第19回医療経済実態調査（医療機関等調査）」を本年6月に実施することといたしました。

この調査は、病院、一般診療所および歯科診療所、保険薬局における医業経営の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的として2年に1度行っており、特に今回の調査では、平成26年4月に消費税率の引上げが予定されており、医療機関等の消費税負担の状況を把握することとしております。

今回の調査に当たって、調査対象000（箇所数）施設を無作為に抽出いたしましたところ、貴施設が選ばれましたので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

この調査の結果は、社会保険診療報酬改定についての議論のための重要な基礎資料として活用されますので、施設の規模や開設主体にかかわらず、わが国の医療経営の実態がそのままに反映される必要があります。

皆さま方のご回答が今後の診療報酬の“あるべき姿”へ向けた出発点となります。日々の診療などでお忙しいとは存じますが、ぜひとも、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

ご回答については、原則全て回答していただくこととしています。ただし、調査票の記入が困難な場合は、平成24年度および平成23年度に青色申告を行った個人立一般診療所・個人立歯科診療所については、特別に調査項目を一部省略する形式にてご回答いただくこともできます。

なお、この調査業務および集計業務は に委託しています。

また、この調査は統計法に基づき一般統計調査として承認されており、調査報告の秘密は保持されること、および統計的に処理された調査の結果は公表されることを申し添えます。

この調査の内容に関するご質問は、当協議会の医療経済実態調査事務局にご連絡いただきたく存じます。

厚生労働省としましては、今後も社会保険診療報酬の充実に努めてまいりますので、ご多忙の折、大変恐縮に存じますが、調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

中央社会保険医療協議会

会 長 ○ ○ ○ ○

厚生労働省保険局

局 長 ○ ○ ○ ○

第 19 回医療経済実態調査（医療機関等調査）要綱（案）

1. 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。

2. 調査の内容

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局について、施設の概要、損益の状況、従事者の人員及び給与の状況等の調査を行う。

3. 調査の対象

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び 1 か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が 300 件以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び 1 か月間の診療時間が 100 時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

4. 調査の客体及び抽出方法

調査対象となる医療機関等から、それぞれ次の方法によって抽出した施設を調査客体とする。

(1) 病 院

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第 1 の層化は、DPC 対象病院の指定を受けている病院と指定を受けていない病院に分類し、この区分によって行う。

ウ 第 2 の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている病院と行っていない病院に分類し、この区分によって行う。

エ 第 3 の層化は、病床数が 200 床以上、200 床未満に分類し、この区分によって行う。

オ 第 4 の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

カ 第5の層化は、全国の都道府県を次の9の地域に分類し、この区分によって行う。

地 域	都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
北 陸	富山、石川、福井
近 畿	滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

キ 第6の層化は、全国を国家公務員の地域手当における級地区分の6区分とその他の地域に分類し、この区分によって行う。(級地区分については別紙参照)

ク 第7の層化は、一般病院(特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院を除く)、精神科病院(許可病床のすべてが精神病床であるもの)別に開設者(国立、公立、公的、医療法人、社会保険関係法人、その他法人、個人)ごとに分類し、この区分によって行う。

ケ 抽出率は、特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院については1/1、その他については1/3とする。

(2) 一般診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、入院患者の有無別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、主たる診療科別に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている一般診療所と行っていない一般診療所に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

カ 第5、第6の層化は、病院と同じ地域分類(第5、第6層化)によって行う。

キ 抽出率は1/20とする。

(3) 歯科診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2、第3の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。

エ 第4の層化は、常勤の歯科医師数を、1人、2人以上の区分に分類し、この区分によって行う。

オ 抽出率は1／50とする。

(4) 保険薬局

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1、第2の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。

ウ 第3の層化は、開設者（個人、法人）の別に分類し、この区分によって行う。

エ 抽出率は1／25とする。

5. 調査主体

中央社会保険医療協議会

6. 調査の時期

平成25年3月末までに終了する直近の2事業年（度）の2年間について実施する。

7. 調査の事項

調査票に掲げる事項とする。

8. 調査の方法

(1) 調査は、郵送方式及びホームページを利用した電子調査方式により行う。

(2) 調査票の記入は、医療機関等管理者の自計申告の方法による。

9. 結果の公表

調査の結果については、中央社会保険医療協議会の議を経て、速やかに公表する。

(別紙)

国家公務員の地域手当に係る級地区分

(別紙1)

級地・ 支給地域	都道府県	市町村名等
1級地	東京都	特別区
2級地 (20市)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 大阪府 兵庫県	取手市 和光市 成田市、印西市 武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、多摩市、稲城市、西東京市 鎌倉市、厚木市 大阪市、守口市、門真市 芦屋市
3級地 (27市)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 愛知県 大阪府 兵庫県 奈良県	つくば市 さいたま市、志木市 船橋市、浦安市、袖ヶ浦市 八王子市、立川市、府中市、昭島市、調布市、小平市、日野市 横浜市、川崎市、海老名市 名古屋市、刈谷市、豊田市 吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市、高石市 西宮市、宝塚市 天理市
4 級地 (36市)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	水戸市、土浦市、守谷市 鶴ヶ島市 千葉市、市川市、松戸市、富津市、四街道市 三鷹市、青梅市、東村山市、あきる野市 横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、大和市 豊明市 鈴鹿市 大津市、草津市 京都市 堺市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、東大阪市 神戸市、尼崎市 奈良市、大和郡山市 広島市 福岡市
5級地 54市 1町	宮城県 茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県	仙台市 日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市 宇都宮市 川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、三郷市 茂原市、佐倉市、柏市、市原市、白井市 平塚市、秦野市、三浦郡葉山町 甲府市 静岡市、沼津市、御殿場市 瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市 津市、四日市市 守山市、栗東市 宇治市、亀岡市、京田辺市 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、羽曳野市、藤井寺市 伊丹市、三田市 大和高田市、橿原市
6級地 89市 18町	北海道 宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 福井県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 広島県 山口県 香川県 福岡県 長崎県	札幌市 名取市、多賀城市 龍ヶ崎市、筑西市 鹿沼市、小山市、大田原市 前橋市、高崎市、太田市 熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、草加市、久喜市、坂戸市、比企郡鳩山町、北埼玉郡北川辺町、 北葛飾郡栗橋町、北葛飾郡杉戸町 野田市、東金市、流山市、八街市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町 武蔵村山市 小田原市、三浦市 富山市 金沢市 福井市 長野市、松本市、諏訪市 岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市 浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市 豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、 東海市、知立市、愛西市、弥富市、西春日井郡豊山町、西加茂郡三好町 桑名市、名張市、伊賀市 彦根市、長浜市 向日市、相楽郡木津町 柏原市、泉南市、四條畷市、交野市、阪南市、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、南河内郡太子町 姫路市、明石市、加古川市、三木市 桜井市、香芝市、宇陀市、生駒郡斑鳩町、北葛城郡王寺町 和歌山市、橋本市 岡山市 廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町 周南市 高松市 北九州市、筑紫野市、春日市、太宰府市、前原市、福津市、糟屋郡宇美町、糟屋郡粕屋町 長崎市

第 1 9 回医療経済実態調査（医療機関等調査）調査票（案）

- 病院調査票 ----- 1
- 一般診療所調査票 ----- 9
- 歯科診療所調査票 ----- 1 6
- 保険薬局調査票 ----- 2 3



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

H医

平成25年6月

医療経済実態調査

(病院調査票)

(提出期限 平成25年7月31日)

(宛名ラベル貼付位置)

↓ 必ずご記入ください。

貴院名											
都道府県番号・医療機関コード					—						
記入者氏名										部署	
連絡先	電話番号	市外局番		—		—		(内線)			
	FAX番号			—		—					
	e-mail	@									

↓ ご記入にあたり、公認会計士又は税理士に外部委託している場合に限りご記入ください。

公認会計士又は税理士 氏名											
連絡先	電話番号	市外局番		—		—		(内線)			
	e-mail	@									



厚生労働省
中央社会保険医療協議会

第1 基本データ

1 貴院の開設者 (平成25年6月30日現在、該当する番号を記入してください。)	
1 国立(独立行政法人含む) 2 公立 3 公的 4 社会保険関係 5 医療法人	
6 個人 7 その他の法人	①

2 病床の状況 (平成25年6月30日現在)						
	一般病床	療養病床	精神科病床	結核病床	感染症病床	合 計
許可病床数	②	③	④	⑤	⑥	⑦
(うち)介護療養型医療施設分		⑧	⑨			⑩

3 処方の状況 (平成25年6月1か月間)	
処方せん料の算定(院外処方)の回数	⑪ 回
処方料の算定(院内処方)の回数	⑫ 回

4 直近の2事業年(度) (個人立以外の病院のみ記入してください。)	
平成25年3月末までに終了した事業年(度)	平成 年 月 ~ 平成 年 月
平成24年3月末までに終了した事業年(度)	平成 年 月 ~ 平成 年 月

※個人立の場合は、平成24年1月1日から平成24年12月31日まで及び平成23年1月1日から平成23年12月31日までの期間が直近の2事業年(度)となるため、記入の必要はありません。

5 入院基本料等の状況 (直近の2事業年(度)において、算定月数が最も多い入院基本料について該当する番号及び2事業年(度)における算定月数を記入してください。)	
1 一般病棟入院基本料	1 7対1 ・ 2 10対1 ・ 3 13対1 ・ 4 15対1 5 特別入院基本料 ・ 6 該当なし ・ 7 病棟ごと 番号 月数
2 療養病棟入院基本料	1 療養病棟入院基本料1 ・ 2 療養病棟入院基本料2 3 移行 ・ 4 特別入院基本料 ・ 5 該当なし 番号 月数
3 結核病棟入院基本料	1 7対1 ・ 2 10対1 ・ 3 13対1 ・ 4 15対1 ・ 5 18対1 6 20対1 ・ 7 特別入院基本料 ・ 8 該当なし 番号 月数
4 精神病棟入院基本料	1 10対1 ・ 2 13対1 ・ 3 15対1 ・ 4 18対1 ・ 5 20対1 6 特別入院基本料 ・ 7 該当なし 番号 月数
5 特定機能病院入院基本料	(一般病棟) 1 7対1 ・ 2 10対1 ・ 3 該当なし (結核病棟) 1 7対1 ・ 2 10対1 ・ 3 13対1 ・ 4 15対1 ・ 5 該当なし (精神病棟) 1 7対1 ・ 2 10対1 ・ 3 13対1 ・ 4 15対1 ・ 5 該当なし 番号 月数
6 専門病院入院基本料	1 7対1 ・ 2 10対1 ・ 3 13対1 ・ 4 該当なし 番号 月数
7 障害者施設等入院基本料	1 7対1 ・ 2 10対1 ・ 3 13対1 ・ 4 15対1 5 該当なし 番号 月数
8 特殊疾患病棟入院料	1 特殊疾患病棟入院料1 ・ 2 特殊疾患病棟入院料2 ・ 3 該当なし 番号 月数
9 特定一般病棟入院料	1 特定一般病棟入院料1 ・ 2 特定一般病棟入院料2 ・ 3 該当なし 番号 月数

6 消費税の経理方式 (該当する番号を記入してください。)	
1.税込 2.税抜	

※次頁以降で記入していただく金額等は、ここで選択した経理方式に従って記入してください。

第2 損 益

I 医業収益

科 目		金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
1 入院診療収益	(1)保険診療収益(患者負担含む)	①	億	百万	千	円	⑩	億	百万	千	円
	(2)公害等診療収益	②					⑪				
	(3)その他の診療収益	③					⑫				
2 特別の療養環境収益		⑦					⑯				
3 外来診療収益	(1)保険診療収益(患者負担含む)	④					⑬				
	(2)公害等診療収益	⑤					⑭				
	(3)その他の診療収益	⑥					⑮				
4 その他の医業収益		⑧					⑰				
医業収益合計		⑨					⑱				

II 介護収益

科 目		金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
1 施設サービス収益		⑲	億	百万	千	円	24	億	百万	千	円
2 居宅サービス収益		20					25				
(うち)短期入所療養介護分		21					26				
3 その他の介護収益		22					27				
介護収益合計		23					28				

※ 病院として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。

III その他の収益

科 目		金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
1 受取利息及び配当金		29	億	百万	千	円	32	億	百万	千	円
2 その他の収益		30					33				
その他の収益合計		31					34				

※ 補助金・負担金等による収益はこの欄ではなく、調査票3頁の「Ⅶ 補助金・負担金等」の欄に記入してください。

IV 医業・介護費用

科 目		金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
1 材料費	(1) 医薬品費	(35)	億	百万	千	円	(55)	億	百万	千	円
	(2) 診療材料費・医療消耗器具備品費	(36)					(56)				
	(3) 歯科材料費	(37)					(57)				
	(4) 給食用材料費	(38)					(58)				
2 給与費（「第3 給与」の(91) 欄及び(97) 欄の金額を記入してください。）		(39)					(59)				
3 委託費		(40)					(60)				
4 設備関係費		(41)					(61)				
(うち)減価償却費		(42)					(62)				
(うち)建物減価償却費		(43)					(63)				
(うち)医療機器減価償却費		(44)					(64)				
(うち)土地賃借料		(45)					(65)				
5 経 費		(46)					(66)				
(うち)福利厚生費のうち消費税非課税費用		(47)					(67)				
(うち)医業貸倒損失		(48)					(68)				
(うち)貸倒引当金繰入額		(49)					(69)				
6 その他の医業・介護費用		(50)					(70)				
(うち)研究費・研修費のうち消費税非課税費用		(51)					(71)				
(うち)本部費配賦額のうち消費税非課税費用		(52)					(72)				
医業・介護費用合計		(53)					(73)				
医業・介護費用合計のうち消費税課税対象費用		(54)					(74)				

V その他の費用

科 目		金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
1 支払利息		(75)	億	百万	千	円	(78)	億	百万	千	円
2 その他の費用		(76)					(79)				
その他の費用のうち消費税課税対象費用		(77)					(80)				

VI 特別損益

科 目		金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
1 特別利益		(81)	億	百万	千	円	(84)	億	百万	千	円
2 特別損失		(82)					(85)				
特別損失のうち消費税課税対象費用		(83)					(86)				

VII 補助金・負担金等

科 目		金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
1 人件費補助		(87)	億	百万	千	円	(90)	億	百万	千	円
2 運営費補助		(88)					(91)				
3 設備費補助		(89)					(92)				

第3 給 与

I 給料・賞与

平成25年3月末までの事業年(度)

	常 勤 職 員（平成25年3月末までの事業年(度)）													
職 種	人 員		給 料						賞 与					
病院長	1	人	15	億	百万	千	円	29	億	百万	千	円		
医 師	2	人	16					30						
歯科医師	3	人	17					31						
薬剤師	4	人	18					32						
看護職員	5	人	19					33						
看護補助職員	6	人	20					34						
医療技術員	7	人	21					35						
歯科衛生士	8	人	22					36						
歯科技工士	9	人	23					37						
事務職員	10	人	24					38						
技能労務員・労務員	11	人	25					39						
その他の職員	12	人	26					40						
役員 (上記の職種に従事している者を除く)	13	人	27					41						
合 計	14	人	28					42						

平成24年3月末までの事業年(度)

	常 勤 職 員（平成24年3月末までの事業年(度)）													
職 種	人 員		給 料						賞 与					
病院長	43	人	57	億	百万	千	円	71	億	百万	千	円		
医 師	44	人	58					72						
歯科医師	45	人	59					73						
薬剤師	46	人	60					74						
看護職員	47	人	61					75						
看護補助職員	48	人	62					76						
医療技術員	49	人	63					77						
歯科衛生士	50	人	64					78						
歯科技工士	51	人	65					79						
事務職員	52	人	66					80						
技能労務員・労務員	53	人	67					81						
その他の職員	54	人	68					82						
役員 (上記の職種に従事している者を除く)	55	人	69					83						
合 計	56	人	70					84						

II 給与費等の内訳

給与費内訳				平成25年3月末までの事業年(度)				平成24年3月末までの事業年(度)					
				86	億	百万	千	円	92	億	百万	千	円
非常勤職員給料				86					92				
非常勤職員賞与支給額				87					93				
退職給付引当金制度の有無 85 (該当する項目に○を記入してください。)	あり	→	退職給付引当金繰入額	88					94				
	なし	→	退職金支払額	89					95				
法定福利費				90					96				
給与費等の合計				91					97				

※ 91 欄 = 28 欄 + 86 欄 + 87 欄 + (88 欄 又は 89 欄) + 90 欄

※ 97 欄 = 70 欄 + 92 欄 + 93 欄 + (94 欄 又は 95 欄) + 96 欄

第4 資 産 ・ 負 債

○ 個人立病院は平成24年12月31日及び平成23年12月31日現在、個人立以外の病院は平成25年3月末までに終了した直近の2事業年(度)の末日における資産及び負債の額を記入してください。

資 産 の 部										
科 目	金 額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金 額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
I 流動資産	①	億	百万	千	円	⑤	億	百万	千	円
II 固定資産	②					⑥				
III 繰延資産	③					⑦				
資 産 合 計	④					⑧				

負 債 の 部										
科 目	金 額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金 額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
IV 流動負債	⑨	億	百万	千	円	⑫	億	百万	千	円
V 固定負債	⑩					⑬				
負 債 合 計	⑪					⑭				

第5 租税公課等

租税公課等											
科 目		金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
租税公課(※1)		①	億	百万	千	円	⑤	億	百万	千	円
控除対象外消費税額等（※2）		②					⑥				
損害保険料		③					⑦				
寄付金		④					⑧				

※1 「租税公課」は、原則として税法上損金に算入される租税(固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税など)、公共的な性格をもつ会費や賦課金(医師会費や町内会費など)です。

※2 経理方式が税抜の場合のみ記入してください。

税金										
科 目	金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
法人税	⑨	億	百万	千	円	⑫	億	百万	千	円
住民税	⑩					⑬				
事業税	⑪					⑭				

※ 個人立病院については記入の必要はありません。

通勤手当														
科 目					金額（平成25年3月末までの事業年(度)）			金額（平成24年3月末までの事業年(度)）						
通勤手当					⑮	億	百万	千	円	⑯	億	百万	千	円

第6 設備投資額

設備投資額											
科 目		金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
設備投資額		⑰	億	百万	千	円	⑳	億	百万	千	円
(うち)建物(建物附属設備を含む)		⑱					㉑				
(うち)医療機器		⑲					㉒				
(うち)リース分(※)		㉔					㉕				
(うち)調剤用機器		㉑					㉖				
(うち)リース分(※)		㉒					㉗				
(うち)医療情報システム用機器		㉓					㉘				
(うち)リース分(※)		㉔					㉙				
設備投資額のうち消費税課税対象の投資額		㉕					㉚				

※固定資産に計上しているもののみ記入してください。

医療経済実態調査(医療機関等調査)に対する意見募集

このたびは、「平成25年度医療経済実態調査(医療機関等調査)」にご協力いただきありがとうございます。本調査の改善に役立てるため、以下の様式により、ご意見を提出いただくことができます。(任意提出)

◆内 容 { 1. 調査の改善提案 2. 調査の意義
 3. その他() } について

※(該当する項目に○を記してください。複数選択可)

上記項目に対するご意見

Patient Information	
Full Name	
Date of Birth	
Gender	
Address	
City	
State	
Zip	
Phone	
Medical History	
Allergies	
Current Medications	
Past Medical History	
Family History	
Social History	
Physical Examination	
Vital Signs	
Laboratory Tests	
Imaging Studies	
Diagnosis	
Treatment Plan	
Follow-up	



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

平成25年6月

医療経済実態調査

(一般診療所調査票)

(提出期限 平成25年7月31日)

(宛名ラベル貼付位置)

↓ 必ずご記入ください。

貴院名									
都道府県番号・医療機関コード				—					
記入者氏名								部署	
連絡先	電話番号	市外局番	—		—		(内線	)	
	FAX番号		—		—				
	e-mail								@

↓ ご記入にあたり、公認会計士又は税理士に外部委託している場合に限りご記入ください。

公認会計士又は税理士 氏名									
連絡先	電話番号	市外局番	—		—		(内線	)	
	e-mail								@

第1 基本データ

1 貴院の開設者				(平成25年6月30日現在、該当する番号を記入してください。)			
1 個人		2 医療法人		3 その他		①	

2 主たる診療科目	
(平成25年6月30日現在、広告する診療科目のうち、主たる診療科目の番号 (別添「記入要領」3頁参照)を記入してください。)	
②	

3 病床の状況(有床診療所のみ記入してください)		(平成25年6月30日現在)	
許可病床数		③	床

4 処方の状況		(平成25年6月1か月間)	
処方せん料の算定(院外処方)の回数		④	回
処方料の算定(院内処方)の回数		⑤	回

5 直近の2事業年(度)		(個人立以外の一般診療所のみ記入してください。)					
平成25年3月末までに終了した事業年(度)	平成	年	月	～	平成	年	月
平成24年3月末までに終了した事業年(度)	平成	年	月	～	平成	年	月

※個人立の場合は、平成24年1月1日から平成24年12月31日まで及び平成23年1月1日から平成23年12月31日までの期間が直近の2事業年(度)となるため、記入の必要はありません。

第2 損 益

I 医業収益

科 目		金額(平成25年3月末までの事業年(度))					金額(平成24年3月末までの事業年(度))				
1 入院診療収益	(1)保険診療収益(患者負担含む)	①	億	百万	千	円	⑨	億	百万	千	円
	(2)公害等診療収益	②					⑩				
	(3)その他の診療収益	③					⑪				
2 外来診療収益	(1)保険診療収益(患者負担含む)	④					⑫				
	(2)公害等診療収益	⑤					⑬				
	(3)その他の診療収益	⑥					⑭				
3 その他の医業収益		⑦					⑮				
医業収益合計		⑧					⑯				

II 介護収益

科 目		金額(平成25年3月末までの事業年(度))					金額(平成24年3月末までの事業年(度))				
1 施設サービス収益		⑰	億	百万	千	円	⑳	億	百万	千	円
2 居宅サービス収益		⑱					㉑				
(うち)短期入所療養介護分		㉒					㉓				
3 その他の介護収益		㉔					㉕				
介護収益合計		㉖					㉗				

※ 診療所として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。

III 医業・介護費用

科 目		金額(平成25年3月末までの事業年(度))					金額(平成24年3月末までの事業年(度))				
1 給与費	(「第3 給与」の㉗9欄及び㉗5欄の金額を記入してください。)	㉗	億	百万	千	円	㉔4	億	百万	千	円
2 医薬品費		㉔8					㉔5				
3 材料費		㉔9					㉔6				
4 委託費		㉔0					㉔7				
5 減価償却費		㉔1					㉔8				
(うち)建物減価償却費		㉔2					㉔9				
(うち)医療機器減価償却費		㉔3					㉔0				
6 その他の医業・介護費用		㉔4					㉔1				
(うち)土地賃借料		㉔5					㉔2				
(うち)福利厚生費のうち消費税非課税費用		㉔6					㉔3				
(うち)医業貸倒損失		㉔7					㉔4				
(うち)貸倒引当金繰入額		㉔8					㉔5				
(うち)研究費・研修費のうち消費税非課税費用		㉔9					㉔6				
(うち)本部費配賦額のうち消費税非課税費用		㉔0					㉔7				
(うち)支払利息		㉔1					㉔8				
医業・介護費用合計		㉔2					㉔9				
医業・介護費用合計のうち消費税課税対象費用		㉔3					㉔0				

第3 給 与

I 給料・賞与

平成25年3月末までの事業年(度)

	常 勤 職 員 (平成25年3月末までの事業年(度))											
職 種	人 員		給 料				賞 与					
院 長 (個人立の開設者本人を除く)	①	人	⑬	億	百万	千	円	⑮	億	百万	千	円
医 師	②	人	⑭					⑯				
歯科医師	③	人	⑮					⑰				
薬剤師	④	人	⑯					⑳				
看護職員	⑤	人	⑰					㉑				
看護補助職員	⑥	人	⑰					㉒				
医療技術員	⑦	人	⑰					㉓				
事務職員 (上記の職種に従事している者を除く)	⑧	人	㉒					㉔				
技能労務員・労務員	⑨	人	㉓					㉕				
その他の職員	⑩	人	㉔					㉖				
役員 (上記の職種に従事している者を除く)	⑪	人	㉕					㉗				
合 計	⑫	人	㉖					㉘				

平成24年3月末までの事業年(度)

	常 勤 職 員 (平成24年3月末までの事業年(度))											
職 種	人 員		給 料				賞 与					
院 長 (個人立の開設者本人を除く)	③7	人	④9	億	百万	千	円	⑥1	億	百万	千	円
医 師	③8	人	⑤0					⑥2				
歯科医師	③9	人	⑤1					⑥3				
薬剤師	④0	人	⑤2					⑥4				
看護職員	④1	人	⑤3					⑥5				
看護補助職員	④2	人	⑤4					⑥6				
医療技術員	④3	人	⑤5					⑥7				
事務職員 (上記の職種に従事している者を除く)	④4	人	⑤6					⑥8				
技能労務員・労務員	④5	人	⑤7					⑥9				
その他の職員	④6	人	⑤8					⑦0				
役員 (上記の職種に従事している者を除く)	④7	人	⑤9					⑦1				
合 計	④8	人	⑥0					⑦2				

II 給与費等の内訳

給与費内訳				平成25年3月末までの事業年(度)					平成24年3月末までの事業年(度)				
非常勤職員給料				74	億	百万	千	円	80	億	百万	千	円
非常勤職員賞与支給額				75					81				
退職給付引当金制度の有無 73 (該当する項目に○を記入してください。)	あり	→	退職給付引当金繰入額	76					82				
	なし	→	退職金支払額	77					83				
法定福利費				78					84				
給与費等の合計				79					85				

※ ⑦9 欄 = ②4 欄 + ③6 欄 + ⑦4 欄 + ⑦5 欄 + (⑦6 欄又は ⑦7 欄) + ⑦8 欄

※ ⑧5 欄 = ⑥0 欄 + ⑦2 欄 + ⑧0 欄 + ⑧1 欄 + (⑧2 欄又は ⑧3 欄) + ⑧4 欄

第4 資産・負債

- この「第4 資産・負債」は、青色申告で「貸借対照表(資産負債調)」を税務署に提出した個人立診療所及び個人立以外の診療所(医療法人立診療所など)のみ記入してください。
- 個人立診療所は平成24年12月31日及び平成23年12月31日現在、個人立以外の診療所は平成25年3月末までに終了する直近の2事業年(度)の末日における資産及び負債の額を記入してください。

資 産 の 部												
科 目		金 額（平成25年3月末までの事業年(度)）						金 額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
Ⅰ 流動資産	①	億	百万	千	円			⑤	億	百万	千	円
Ⅱ 固定資産	②							⑥				
Ⅲ 繰延資産	③							⑦				
資 産 合 計		④						⑧				

負 債 の 部											
科 目		金 額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金 額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
IV 流動負債		⑨	億	百万	千	円	⑫	億	百万	千	円
V 固定負債		⑩					⑬				
負 債 合 計		⑪					⑭				

第5 租税公課等

租税公課等										
科 目	金額（平成25年3月末までの事業年（度））					金額（平成24年3月末までの事業年（度））				
租税公課（※1）	①	億	百万	千	円	⑤	億	百万	千	円
控除対象外消費税額等（※2）	②					⑥				
損害保険料	③					⑦				
寄付金	④					⑧				

※1 「租税公課」は、原則として税法上損金に算入される租税(固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税など)、公共的な性格をもつ会費や賦課金(医師会費や町内会費など)です。

※2 経理方式が税抜の場合のみ記入してください。

税金										
科 目	金額（平成25年3月末までの事業年（度））					金額（平成24年3月末までの事業年（度））				
法人税	⑨	億	百万	千	円	⑫	億	百万	千	円
住民税	⑩					⑬				
事業税	⑪					⑭				

※ 個人立診療所については記入の必要はありません。

通勤手当													
科 目				金額（平成25年3月末までの事業年(度)）				金額（平成24年3月末までの事業年(度)）					
通勤手当				⑮	億	百万	千	円	⑯	億	百万	千	円

第6 設備投資額

設備投資額										
科 目	金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
設備投資額	⑰	億	百万	千	円	⑳	億	百万	千	円
（うち）建物（建物付属設備を含む）	⑱					㉑				
（うち）医療機器	⑲					㉒				
（うち）リース分(※)	㉒					㉓				
（うち）調剤用機器	㉑					㉔				
（うち）リース分(※)	㉓					㉕				
（うち）医療情報システム用機器	㉔					㉖				
（うち）リース分(※)	㉕					㉗				
設備投資額のうち消費税課税対象の投資額	㉖					㉘				

※固定資産に計上しているもののみ記入してください。

医療経済実態調査(医療機関等調査)に対する意見募集

このたびは、「平成25年度医療経済実態調査(医療機関等調査)」にご協力いただきありがとうございます。本調査の改善に役立てるため、以下の様式により、ご意見を提出いただくことができます。(任意提出)

◆内 容 { 1. 調査の改善提案 2. 調査の意義
 3. その他() } について

※(該当する項目に○を記してください。複数選択可)

上記項目に対するご意見





政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

平成25年6月

医療経済実態調査

(歯科診療所調査票)

(提出期限 平成25年7月31日)

(宛名ラベル貼付位置)

↓ 必ずご記入ください。

貴院名									
都道府県番号・医療機関コード				—					
記入者氏名								部署	
連絡先	電話番号	市外局番	—		—		(内線)		
	FAX番号	—		—					
	e-mail								@

↓ ご記入にあたり、公認会計士又は税理士に外部委託している場合に限りご記入ください。

公認会計士又は税理士 氏名									
連絡先	電話番号	市外局番	—		—		(内線)		
	e-mail								@

第1 基本データ

1 貴院の開設者				(平成25年6月30日現在、該当する番号を記入してください。)			
1 個人		2 医療法人		3 その他		①	

2 ユニット数	(平成25年6月30日現在)	②	ユニット
---------	----------------	---	------

3 処方の状況		(平成25年6月1か月間)	
処方せん料の算定(院外処方)の回数		③	回
処方料の算定(院内処方)の回数		④	回

4 直近の2事業年(度)		(個人立以外の歯科診療所のみ記入してください。)					
平成25年3月末までに終了した事業年(度)	平成	年	月	～	平成	年	月
平成24年3月末までに終了した事業年(度)	平成	年	月	～	平成	年	月

※個人立の場合は、平成24年1月1日から平成24年12月31日まで及び平成23年1月1日から平成23年12月31日までの期間が直近の2事業年(度)となるため、記入の必要はありません。

5 消費税の経理方式		(該当する番号を記入してください。)	
1.税込 2.税抜			

※次頁以降で記入していただく金額等は、ここで選択した経理方式に従って記入してください。

第2 損 益

I 医業収益

科 目	金額(平成25年3月末までの事業年(度))					金額(平成24年3月末までの事業年(度))				
1 保険診療収益(患者負担含む)	①	億	百万	千	円	⑥	億	百万	千	円
2 労災等診療収益	②					⑦				
3 その他の診療収益	③					⑧				
4 その他の医業収益	④					⑨				
医業収益合計	⑤					⑩				

II 介護収益

科 目	金額(平成25年3月末までの事業年(度))					金額(平成24年3月末までの事業年(度))				
1 居宅サービス収益	⑪	億	百万	千	円	⑭	億	百万	千	円
2 その他の介護収益	⑫					⑮				
介護収益合計	⑬					⑯				

※ 歯科診療所として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。

III 医業・介護費用

科 目	金額(平成25年3月末までの事業年(度))					金額(平成24年3月末までの事業年(度))				
1 給与費 (「第3 給与」の⑥欄及び⑦3欄の金額を記入してください。)	⑰	億	百万	千	円	⑳	億	百万	千	円
2 医薬品費	⑱					㉑				
3 歯科材料費	㉒					㉓				
4 委託費	㉔					㉕				
5 減価償却費	㉖					㉗				
(うち)建物減価償却費	㉘					㉙				
(うち)医療機器減価償却費	㉚					㉛				
6 その他の医業・介護費用	㉜					㉝				
(うち)土地賃借料	㉞					㉟				
(うち)福利厚生費のうち消費税非課税費用	㊱					㊲				
(うち)医業貸倒損失	㊳					㊴				
(うち)貸倒引当金繰入額	㊵					㊶				
(うち)研究費・研修費のうち消費税非課税費用	㊷					㊸				
(うち)本部費配賦額のうち消費税非課税費用	㊹					㊺				
(うち)支払利息	㊻					㊼				
医業・介護費用合計	㊽					㊾				
医業・介護費用合計のうち消費税課税対象費用	㊿					㊿				

第3 給 与

I 給料・賞与

平成25年3月末までの事業年(度)

	常 勤 職 員（平成25年3月末までの事業年(度)）											
職 種	人 員		給 料				賞 与					
院 長 （個人立の開設者本人を除く）	①	人	⑪	億	百万	千	円	⑲	億	百万	千	円
歯科医師	②	人	⑫					⑳				
歯科衛生士	③	人	⑬					㉑				
歯科技工士	④	人	⑭					㉒				
薬剤師	⑤	人	⑮					㉓				
事務職員 （上記の職種に従事している者を除く）	⑥	人	⑯					㉔				
技能労務員・労務員	⑦	人	⑰					㉕				
その他の職員	⑧	人	⑱					㉖				
役員 （上記の職種に従事している者を除く）	⑨	人	⑲					㉗				
合 計	⑩	人	⑳					㉘				

平成24年3月末までの事業年(度)

	常 勤 職 員（平成24年3月末までの事業年(度)）											
職 種	人 員		給 料				賞 与					
院 長 （個人立の開設者本人を除く）	③1	人	④1	億	百万	千	円	⑤1	億	百万	千	円
歯科医師	③2	人	④2					⑤2				
歯科衛生士	③3	人	④3					⑤3				
歯科技工士	③4	人	④4					⑤4				
薬剤師	③5	人	④5					⑤5				
事務職員 （上記の職種に従事している者を除く）	③6	人	④6					⑤6				
技能労務員・労務員	③7	人	④7					⑤7				
その他の職員	③8	人	④8					⑤8				
役員 （上記の職種に従事している者を除く）	③9	人	④9					⑤9				
合 計	④0	人	⑤0					⑥0				

II 給与費等の内訳

給与費内訳			平成25年3月末までの事業年(度)					平成24年3月末までの事業年(度)				
非常勤職員給料			⑥2	億	百万	千	円	⑥8	億	百万	千	円
非常勤職員賞与支給額			⑥3					⑥9				
退職給付引当金制度の有無 （該当する項目に○を記入してください。）	あり	→	退職給付引当金繰	⑥4				⑦0				
	なし	→	退職金支払額	⑥5				⑦1				
法定福利費			⑥6					⑦2				
給与費等の合計			⑥7					⑦3				

※ ⑥7 欄 = ②0 欄 + ③0 欄 + ⑥2 欄 + ⑥3 欄 + (⑥4 欄 又は ⑥5 欄) + ⑥6 欄

※ ⑦3 欄 = ⑤0 欄 + ⑥0 欄 + ⑥8 欄 + ⑥9 欄 + (⑦0 欄 又は ⑦1 欄) + ⑦2 欄

第4 資 産 ・ 負 債

- この「第4 資産・負債」は、青色申告で「貸借対照表(資産負債調)」を税務署に提出した個人立歯科診療所及び個人立以外の歯科診療所(医療法人立歯科診療所など)のみ記入してください。
- 個人立歯科診療所は平成24年12月31日及び平成23年12月31日現在、個人立以外の歯科診療所は平成25年3月末までに終了する直近の2事業年(度)の末日における資産及び負債の額を記入してください。

資 産 の 部										
科 目	金額（平成25年3月末までの事業年(度)）				金額（平成24年3月末までの事業年(度)）					
I 流動資産	①	億	百万	千	円	⑤	億	百万	千	円
II 固定資産	②					⑥				
III 繰延資産	③					⑦				
合 計	④					⑧				

負 債 の 部										
科 目	金 額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金 額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
IV 流動負債	⑨	億	百万	千	円	⑫	億	百万	千	円
V 固定負債	⑩					⑬				
負 債 合 計	⑪					⑭				

第5 租税公課等

租税公課等												
科 目	金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）						
租税公課(※1)	①	億	百万	千	円	⑤	億	百万	千	円		
控除対象外消費税額等(※2)	②					⑥						
損害保険料	③					⑦						
寄付金	④					⑧						

※1 「租税公課」は、原則として税法上損金に算入される租税(固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税など)、公共的な性格をもつ会費や賦課金(歯科医師会費や町内会費など)です。

※2 経理方式が税抜の場合のみ記入してください。

税金												
科 目	金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）						
法人税	⑨	億	百万	千	円	⑫	億	百万	千	円		
住民税	⑩					⑬						
事業税	⑪					⑭						

※ 個人立歯科診療所については記入の必要はありません。

通勤手当												
科 目	金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）						
通勤手当	⑮	億	百万	千	円	⑯	億	百万	千	円		

第6 設備投資額

設備投資額												
科 目	金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）						
設備投資額	⑰	億	百万	千	円	⑳	億	百万	千	円		
（うち）建物(建物付属設備を含む)	⑱					㉑						
（うち）医療機器	㉒					㉓						
（うち）リース分(※)	㉔					㉕						
（うち）調剤用機器	㉖					㉗						
（うち）リース分(※)	㉘					㉙						
（うち）医療情報システム用機器	㉚					㉛						
（うち）リース分(※)	㉜					㉝						
設備投資額のうち消費税課税対象の投資額	㉞					㉟						

※固定資産に計上しているもののみ記入してください。

医療経済実態調査（医療機関等調査）に対する意見募集

このたびは、「平成25年度医療経済実態調査(医療機関等調査)」にご協力いただきありがとうございます。本調査の改善に役立てるため、以下の様式により、ご意見を提出いただくことができます。(任意提出)

◆内 容 { 1. 調査の改善提案 2. 調査の意義
 3. その他() } について

※(該当する項目に○を記してください。複数選択可)

上記項目に対するご意見

[illegible]



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

平成25年6月

医療経済実態調査

(保険薬局調査票)

(提出期限 平成25年7月31日)

(宛名ラベル貼付位置)

↓ 必ずご記入ください。

貴薬局名			
記入者氏名		部署	
連絡先	電話番号	市外局番 — — (内線)	
	FAX番号	— —	
	e-mail	@	

↓ ご記入にあたり、公認会計士又は税理士に外部委託している場合に限りご記入ください。

公認会計士又は税理士 氏名			
連絡先	電話番号	市外局番 — — (内線)	
	e-mail	@	

第1 基本データ

1 貴薬局の開設主体		(平成25年6月30日現在、該当する番号を記入してください。)	
1 法人	2 個人	①	

2 直近の2事業年(度)		(個人立以外の保険薬局のみ記入してください。)	
平成25年3月末までに終了した事業年(度)	平成	年	月 ~ 平成
平成24年3月末までに終了した事業年(度)	平成	年	月 ~ 平成

※個人立の場合は、平成24年1月1日から平成24年12月31日まで及び平成23年1月1日から平成23年12月31日までの期間が直近の2事業年(度)となるため、記入の必要はありません。

3 同一法人の保険調剤を行っている店舗数(平成25年6月30日現在)	②	店舗
------------------------------------	---	----

※個人立の場合は記入の必要はありません。

4 保険調剤の状況		(平成25年3月末までに終了した事業年(度)1年間の状況を記入してください。)	
処方せん枚数	③		枚
(うち)後発医薬品を調剤した処方せん枚数	④		枚
調剤した全ての医薬品の数量(薬価基準の規格単位ベース)のうち後発医薬品の割合	⑤		%

5 調剤用備蓄医薬品品目数	(平成25年6月30日現在)		
(薬価基準収載品目)	⑥	品目	⑦
(うち)後発医薬品品目数	⑧	品目	⑨
	⑩	品目	⑪

6 薬学管理等の状況		(平成25年3月末までに終了した事業年(度)1年間の状況を記入してください。)	
在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定回数	⑫		回
居宅療養管理指導費(介護保険)の算定回数	⑬		回

7 消費税の経理方式		(該当する番号を記入してください。)	
1.税込	2.税抜		

※次頁以降で記入していただく金額等は、ここで選択した経理方式に従って記入してください。

第2 損 益

I 収益

科 目	金額(平成25年3月末までの事業年(度))					金額(平成24年3月末までの事業年(度))				
1 保険調剤収益(患者負担含む)	①	億	百万	千	円	⑤	億	百万	千	円
2 公害等調剤収益	②					⑥				
3 その他の薬局事業収益	③					⑦				
収益合計	④					⑧				

II 介護収益

科 目	金額(平成25年3月末までの事業年(度))					金額(平成24年3月末までの事業年(度))				
1 居宅サービス収益	⑨	億	百万	千	円	⑫	億	百万	千	円
2 その他の介護収益	⑩					⑬				
介護収益合計	⑪					⑭				

※ 保険薬局として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。

III 費用

科 目	金額(平成25年3月末までの事業年(度))					金額(平成24年3月末までの事業年(度))				
1 給与費 (「第3 給与」④49欄及⑤55欄の金額を記入してください。)	⑮	億	百万	千	円	⑳	億	百万	千	円
2 医薬品等費	⑯					㉑				
3 委託費	⑰					㉒				
4 減価償却費	⑱					㉓				
┌ (うち)建物減価償却費	⑲					㉔				
└ (うち)調剤用機器減価償却費	㉀					㉕				
5 その他の経費	㉁					㉖				
┌ (うち)土地賃借料	㉂					㉗				
└ (うち)福利厚生費のうち消費税非課税費	㉃					㉘				
┌ (うち)医薬貸倒損失	㉄					㉙				
└ (うち)貸倒引当金繰入額	㉅					㉚				
┌ (うち)研究費・研修費のうち消費税非課税費	㉆					㉛				
└ (うち)本部費配賦額のうち消費税非課税費	㉇					㉜				
┌ (うち)利子割引料	㉈					㉝				
費用合計	㉉					㉞				
費用合計のうち消費税課税対象費用	㉊					㉟				

第3 給 与

I 給料・賞与
平成25年3月末までの事業年(度)

		常 勤 職 員 (平成25年3月末までの事業年(度))											
職 種	人 員		給 料					賞 与					
管理薬剤師 (個人立の開設者本人を除く)	①	人	⑧	億	百万	千	円	⑮	億	百万	千	円	
薬剤師	②	人	⑨					⑯					
事務職員 (上記の職種に従事している者を除く)	③	人	⑩					⑰					
技能労務員・労務員	④	人	⑪					⑱					
その他の職員	⑤	人	⑫					⑲					
役員 (上記の職種に従事している者を除く)	⑥	人	⑬					⑳					
合 計	⑦	人	⑭					㉑					

平成24年3月末までの事業年(度)

		常 勤 職 員 (平成24年3月末までの事業年(度))											
職 種	人 員		給 料				賞 与						
管理薬剤師 (個人立の開設者本人を除く)	22	人	29	億	百万	千	円	36	億	百万	千	円	
薬剤師	23	人	30					37					
事務職員 (上記の職種に従事している者を除く)	24	人	31					38					
技能労務員・労務員	25	人	32					39					
その他の職員	26	人	33					40					
役員 (上記の職種に従事している者を除く)	27	人	34					41					
合 計	28	人	35					42					

II 給与費等の内訳

給与費内訳		平成25年3月末までの事業年(度)						平成24年3月末までの事業年(度)					
非常勤職員給料		④④	億	百万	千	円	⑤①	億	百万	千	円		
非常勤職員賞与支給額		④⑤					⑤②						
退職給付引当金制度の有無 ④③ (該当する項目に○を記入してく	あり	→	退職給付引当金繰				④⑥	⑤②					
	なし	→	退職金支払額				④⑦	⑤③					
法定福利費		④⑧					⑤④						
給与費等の合計		④⑨					⑤⑤						

※ ④⑨ 欄 = ①④ 欄 + ㉑ 欄 + ④④ 欄 + ④⑤ 欄 + (④⑥ 欄又は ④⑦ 欄) + ④⑧ 欄
※ ⑤⑤ 欄 = ③⑤ 欄 + ④② 欄 + ⑤① 欄 + ⑤② 欄 + (⑤③ 欄又は ⑤④ 欄) + ⑤④ 欄

第4 資産・負債

- この「第4 資産・負債」は、青色申告で「貸借対照表(資産負債調)」を税務署に提出した個人薬局及び個人薬局以外の薬局のみ記入してください。
- 個人薬局は平成24年12月31日及び平成23年12月31日現在、個人薬局以外の薬局は平成25年3月末までに終了する直近の事業年(度)の末日における資産及び負債の額を記入してください。

資 産 の 部										
科 目	金 額（平成25年3月末までの事業年(度)）				金 額（平成24年3月末までの事業年(度)）					
I 流動資産	①	億	百万	千	円	⑤	億	百万	千	円
II 固定資産	②					⑥				
III 繰延資産	③					⑦				
資 産 合 計	④					⑧				

負 債 の 部										
科 目	金額（平成25年3月末までの事業年(度)）					金額（平成24年3月末までの事業年(度)）				
IV 流動負債	⑨	億	百万	千	円	⑫	億	百万	千	円
V 固定負債	⑩					⑬				
負 債 合 計	⑪					⑭				

第5 租税公課等

租税公課等										
科 目	金 額（平成25年3月末までの事業年（度））					金 額（平成24年3月末までの事業年（度））				
租税公課(※1)	①	億	百万	千	円	⑤	億	百万	千	円
控除対象外消費税額等(※2)	②					⑥				
損害保険料	③					⑦				
寄付金	④					⑧				

※1 「租税公課」は、原則として税法上損金に算入される租税（固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税など）、公共的な性格をもつ会費や賦課金（薬剤師会費や町内会費など）です。

※2 経理方式が税抜の場合のみ記入してください。

税金											
科 目		金 額（平成25年3月末までの事業年（度））					金 額（平成24年3月末までの事業年（度））				
法人税	⑨	億	百万	千	円	⑫	億	百万	千	円	
住民税	⑩					⑬					
事業税	⑪					⑭					

※ 個人薬局については記入の必要はありません。

通勤手当											
科 目		金 額（平成25年3月末までの事業年（度））					金 額（平成24年3月末までの事業年（度））				
通勤手当		⑮	億	百万	千	円	⑯	億	百万	千	円

第6 設備投資額

設備投資額											
科 目		金額（平成25年3月末までの事業年(度)）				金額（平成24年3月末までの事業年(度)）					
		億	百万	千	円	億	百万	千	円		
設備投資額	⑰					⑳					
（うち）建物（建物付属設備を含む）	⑱					㉑					
（うち）医療機器	⑲					㉒					
（うち）リース分(※)	㉔					㉓					
（うち）調剤用機器	㉕					㉔					
（うち）リース分(※)	㉖					㉕					
（うち）医療情報システム用機器	㉗					㉖					
（うち）リース分(※)	㉘					㉗					
設備投資額のうち消費税課税対象の投資額	㉙					㉘					

※固定資産に計上しているもののみ記入してください。

医療経済実態調査（医療機関等調査）に対する意見募集

このたびは、「平成25年度医療経済実態調査(医療機関等調査)」にご協力いただきありがとうございます。本調査の改善に役立てるため、以下の様式により、ご意見を提出いただくことができます。(任意提出)

◆内 容 { 1. 調査の改善提案 2. 調査の意義
 3. その他() } について

※(該当する項目に○を記してください。複数選択可)

上記項目に対するご意見

Patient Information	
Full Name	
Date of Birth	
Gender	
Address	
City	
State	
Zip	
Phone	
Referral Source	
Referring Physician	
Referral Date	
Referral Reason	
Medical History	
Current Medications	
Previous Surgeries	
Chronic Conditions	
Physical Examination	
Vital Signs	
General Appearance	
Head, Eyes, Ears, Nose, Throat	
Heart, Lungs	
Abdomen	
Extremities	
Neurological	
Laboratory & Imaging	
Laboratory Tests	
Imaging Studies	
Diagnosis	
Primary Diagnosis	
Secondary Diagnoses	
Treatment Plan	
Medications	
Procedures	
Follow-up	
Physician Signature	
Physician Name	
Physician Title	
Physician License	
Nurse Signature	
Nurse Name	
Nurse Title	
Nurse License	
Patient Signature	
Patient Name	
Patient Title	
Patient License	

第 1 9 回医療経済実態調査（医療機関等調査）記入要領（案）

- 病院調査票 ----- 1
- 一般診療所調査票 ----- 2 1
- 歯科診療所調査票 ----- 5 2
- 保険薬局調査票 ----- 8 2



政府統計

平成25年6月 医療経済実態調査

病院調査票 記入要領



厚生労働省

中央社会保険医療協議会

医療経済実態調査（病院調査票）

I 調査の概要

1 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査の対象

社会保険による診療を行っている全国の病院を対象とします。ただし、開設者が医育機関であるもの（特定機能病院及び歯科大学病院は除く。）、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院は除外します。

(2) 調査の客体

調査対象となる病院を、D P C対象病院の指定の有無別、介護療養施設サービス事業実施の有無別、病床数が200床以上・未満別、院外処方の有無別、地域別、病院種別及び開設者別に層化し、特定機能病院、歯科大学病院及びこども病院（小児総合医療施設）については1／1、その他については1／3を無作為に抽出して客体を選定します。

3 調査の主体

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。

4 調査の時期

平成25年3月末までに終了した事業年（度）及び平成24年3月末までに終了した事業年（度）の2期間について実施します。

5 調査票の種類

- (1) 第1 基本データ
- (2) 第2 損益
- (3) 第3 給与
- (4) 第4 資産・負債
- (5) 第5 租税公課等
- (6) 第6 設備投資額

6 調査の方法

医療機関の管理者が記入します。

7 調査票の提出期限

調査票は、平成25年7月31日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に返送してください。

〒100-**** 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
厚生労働省保険局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛

Ⅱ 調査についての注意事項

1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためにのみ使用するものです。行政上の経営管理や税務調査のための資料として使用することは絶対にありません。
また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。
- (2) この調査は、医療機関の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、医業と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して医業に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。
また、看護師養成事業等の附属事業に関するものは医療保険分に含めてください。
- (3) 本院、分院等の関係にあつて、会計が包括になっているような場合には、それぞれの病床数、従事者数、患者数などにより按分して、調査客体となった施設分のみ記入してください。
- (4) 病院として調査客体となったが、休・廃止した場合、あるいは診療所となった場合は、その旨及びその年月日を、調査票の表紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。

2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
- (4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】

フリーダイヤル 0120-〇〇-〇〇〇〇

フリーダイヤルFAX 0120-××-××××

受付時間 平日 △△：△△～△△：△△

「第1 基本データ」の記入要領 (調査票1頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、平成25年6月30日現在の事実について記入してください。

1 貴院の開設者	貴院が該当する開設者の番号を記入してください。 1 国立 独立 独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構が開設する病院、国立高度専門医療センター、通信病院のことです。 2 公立 都道府県立、市町村立、地方独立行政法人のことです。 3 公的 日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会のことです。 4 社会保険関係 全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合のことです。 5 医療法人 医療法第39条の規定にもとづく医療法人のことです。ただし、社会医療法人は含まれません。 7 その他の法人 公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、社会医療法人など1～6に該当しない法人のことです。
2 病床の状況	許可病床数は、医療法の規定に基づき使用許可を受けている病床数を病床種別ごとに記入してください。
3 処方の状況	平成25年6月1日から平成25年6月30日の期間内の処方せん料の算定（院外処方）の回数及び処方料の算定（院内処方）の回数を記入してください。
4 直近の2事業年（度）	<u>平成25年3月末までに終了した事業年（度）及び平成24年3月末までに終了した事業年（度）を記入してください。なお、今後、直近の2事業年（度）とあるものについては、ここで記入した期間が対象になります。</u> <u>個人立病院については、記入の必要はありません。</u>
5 入院基本料等の状況	貴院が直近の2事業年（度）において算定月数が最も多い入院基本料の番号及び直近の2事業年（度）における当該入院基本料の算定月数を記入してください。 なお、算定月数が最も多い入院基本料が複数ある場合は直近のもの番号を記入してください。 注1）一般病棟入院基本料について、平成24年4月以降、経過措置により7対1入院基本料を算定している場合も、継続して7対1入院基本料を算定しているものとして取り扱ってください。

注 2) 一般病棟入院基本料について、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号厚生労働省保険局医療課長・厚生労働省保険局歯科医療管理官通知)の「別添 3」の「別紙 2」に掲げる医療を提供しているが医療資源の少ない地域に属する保険医療機関であって、一般病棟において病棟ごとに違う区分の入院基本料を算定している場合は、算定月数が最も多いか否かによらず「病棟ごと」を選択し、病棟ごとに算定している月数を記入してください。

注 3) 特定一般病棟入院料は、直近の 1 事業年(度)において算定月数が最も多い入院料の番号及び直近の 1 事業年(度)における当該入院料の算定月数を記入してください。

なお算定月数が最も多い入院料が複数ある場合は直近のものの番号を記入してください。

6 消費税の経理方式

消費税及び地方消費税の経理処理について、貴院が適用している経理方式の番号を記入してください。

「第2 損益」の記入要領 (調査票2頁)

- この調査票には、特に示してあるものの他は、発生主義の原則に基づき、直近の2事業年（度）の2期間に提供した医業及び介護に関連するすべての収益（支払基金・国保連等に請求中の未収分を含む）と、これに対応するすべての費用（未払分を含む）を記入してください。
ただし、家計分は含めないでください。
- 「平成25年3月末までに終了した事業年（度）」及び「平成24年3月末までに終了した事業年（度）」の欄の記入にあたっては、当該年（度）の損益計算書の数字を基礎としてください。
- 分院を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該病院のみを推計して記入してください。

I 医業収益 [調査票①～⑯欄]

1 入院診療収益

- (1) 保険診療収益
(患者負担含む)
[調査票①⑩欄]

入院患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。

- (2) 公害等診療収益
[調査票 ②⑪欄]

入院患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。

- (3) その他の診療収益
[調査票③⑫欄]

入院患者の医療に係る収益で、自費診療、特別メニューの食事など（ただし、特別の療養環境収益に係るものは除く）の金額を記入してください。

- 2 特別の療養環境収益
[調査票⑦⑬欄]

入院患者の医療に係る収益で、特別室の特別料金徴収額を記入してください。

3 外来診療収益

- (1) 保険診療収益
(患者負担含む)
[調査票④⑬欄]

外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。

- (2) 公害等診療収益
[調査票⑤⑭欄]

外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの合計額を記入してください。

- (3) その他の診療収益
[調査票⑥⑮欄]

外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、自費診療などの金額を記入してください。

- 4 その他の医業収益
[調査票⑧⑰欄]

次の(1)～(4)までの収益の合計額を記入してください。

	(1) 保健予防活動収益 各種の健康診断、予防接種など集団的保健予防活動による収益 (2) 医療相談収益 人間ドック、妊産婦保健指導など個別的保健予防活動による収益 (3) 受託検査・施設利用収益 他の医療機関から検査の委託を受けた場合の検査収益及び医療設備器械を他の医療機関の利用に供した場合の収益 (4) その他の医業収益 文書料など上記の科目に属さない医業収益 <u>保険等査定減については、この欄から減算し調整してください。</u>
II 介護収益 [調査票⑲～㉔欄]	<u>病院として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。</u>
1 施設サービス収益 [調査票⑲②④欄]	施設サービスに係る収益（短期入所療養介護を除く）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。 また、特別な療養室料や、特別な食事料などの施設サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。
2 居宅サービス収益 [調査票㉑㉕欄]	居宅サービスに係る収益（短期入所療養介護を含む）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。 また、通常の事業実施地域を超える送迎費や時間超過分の費用などの居宅サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。
(うち)短期入所療養介護分 [調査票㉑㉖欄]	上記居宅サービス収益のうち、「短期入所療養介護」による収益の金額を記入してください。
3 その他の介護収益 [調査票㉒㉗欄]	文書料など上記の科目に属さない介護収益について記入してください。 <u>保険等査定減については、この欄から減算し調整してください。</u>
III その他の収益 [調査票㉙㉜欄]	
1 受取利息及び配当金 [調査票㉙㉚欄]	<u>直近の2事業年（度）実績を記入</u> してください。
2 その他の収益 [調査票㉙㉛欄]	有価証券売却益、患者外給食収益、日常生活に必要となる費用の利用料、要介護認定のための主治医意見書の文書料などによる収益を記入してください。 なお、補助金・負担金等による収益はこの欄ではなく、調査票3頁の「VII 補助金・負担金等」の欄に記入してください。
IV 医業・介護費用 [調査票㉝～㉟欄]	<u>「I 医業収益」及び「II 介護収益」に対応する費用の額を記入</u> してください。

1 材料費	
(1) 医薬品費 [調査票③⑤⑤⑤欄]	費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。 医薬品費とは、投薬用薬品、注射用薬品（血液、血液製剤類を含む）、試薬、造影剤、外用薬、歯科用薬剤の費消額をいいます。
(2) 診療材料費・医療 消耗器具備品費 [調査票③⑥⑤⑥欄]	(1) 診療材料費 カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルムなど1回ごとに消費するものの費消額をいいます。 (2) 医療消耗器具備品費 診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具等のうち、使用を開始したものの費消額（払出額）をいいます。
(3) 歯科材料費 [調査票③⑦⑤⑦欄]	歯科用金銀パラジウム合金、歯科用充填材料、歯科用合着・接着材料などの費消額をいいます。
(4) 給食用材料費 [調査票③⑧⑤⑧欄]	費消した患者給食のための食品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。
2 給与費 [調査票③⑨⑤⑨欄]	「第3 給与」の④①④⑦欄の金額を記入してください。
3 委託費 [調査票④①⑥①欄]	検査、給食、寝具、洗濯、医療用廃棄物、歯科技工、医療事務、清掃、経理、警備などの委託した業務の対価としての費用を記入してください。
4 設備関係費 [調査票④②⑥②欄]	支払った金額などを記入してください。 「設備関係費」に該当する費目は「参考資料1」（15頁）を参考にし、その合計額を記入してください。
(うち)減価償却費 [調査票④③⑥③欄]	建物、建物附属設備、医療用器械備品、車輛船舶などの減価償却費で、<u>直近の2事業年（度）実績を記入</u>してください。
(うち)建物減価償却費 [調査票④③⑥③欄]	建物の減価償却費で、直近の2事業年（度）実績を記入してください。
(うち)医療機器減価償 却費 [調査票④④⑥④欄]	医療機器の減価償却費で、直近の2事業年（度）実績を記入してください。
(うち)土地賃借料 [調査票④⑤⑥⑤欄]	土地を賃借することにより所有者に対して支払う賃料を記入してください。
5 経費 [調査票④⑥⑥⑥欄]	支払又は費消した金額を記入してください。 「経費」に該当する費目は「参考資料2」（16頁）を参考にし、その合計額を記入してください。
(うち)福利厚生費の うち消費税非課税費 用 [調査票④⑦⑥⑦欄]	福利厚生費のうち、消費税非課税となる費用の合計金額を記入してください。（消費税関連項目について「参考資料3」（18頁）を参考にしてください。）

(うち)医業貸倒損失 [調査票48(68)欄]	医業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額を記入してください。
(うち)貸倒引当金繰入額 [調査票49(69)欄]	当該会計期間に発生した医業未収金のうち、徴収不能額と見積もられる部分の金額を記入してください。
6 その他の医業・介護費用 [調査票50(70)欄]	研究研修費（研究材料の費用、研究研修用図書の購入費、学会への参加旅費など）や本部費配賦額（本部費・本部役員報酬に係る費用で病院の負担に属する額）などを記入してください。
(うち)研究費・研修費のうち消費税非課税費用 [調査票51(71)欄]	研究費・研修費のうち、消費税非課税となる費用の合計額を記入してください。（消費税関連項目について「参考資料3」（18頁）を参考にしてください。）
(うち)本部費配賦額のうち消費税非課税費用 [調査票52(72)欄]	本部費配賦額のうち、消費税非課税となる費用の合計額を記入してください。（消費税関連項目について「参考資料3」（18頁）を参考にしてください。）
医業・介護費用合計のうち消費税課税対象費用 [調査票54(74)欄]	医業・介護費用合計額のうち、<u>消費税課税対象の費用の合計額</u>を記入してください。（消費税関連項目について「参考資料3」（18頁）を参考にしてください。） ※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。
V その他の費用 [調査票75(80)欄]	
1 支払利息 [調査票76(78)欄]	金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金などの支払利息で、 <u>直近の2事業年（度）実績</u> を記入してください。
2 その他の費用 [調査票76(79)欄]	有価証券売却損、患者外給食用材料費、貸倒損失などの費用で、上記の科目に含まれないものを記入してください。
その他の費用のうち消費税課税対象費用 [調査票77(80)欄]	その他の費用のうち、<u>消費税課税対象の費用の合計額</u>を記入してください。（消費税関連項目について「参考資料3」（18頁）を参考にしてください。） ※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。
VI 特別損益 [調査票81(86)欄]	<u>直近の2事業年（度）実績</u> を記入してください。
1 特別利益 [調査票81(84)欄]	固定資産売却益などの特別利益（補助金・負担金等を除く）を記入してください。
2 特別損失 [調査票82(85)欄]	固定資産売却損などの特別損失を記入してください。
特別損失のうち消費税	特別損失のうち、 <u>消費税課税対象の費用の合計額</u> を記入してください。

課税対象費用
[調査票83(86)欄]

い。(消費税関連項目について「参考資料3」(18頁)を参考にして
ください。)

※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。

VII 補助金・負担金等
[調査票87(92)欄]

国、地方公共団体、系統機関などからの補助金・負担金等の交付金を
人件費補助、運営費補助、設備費補助の交付目的によって区分し、直近
の2事業年(度)実績を記入してください。

「第3 給与」の記入要領 (調査票4頁)

- この調査票は、直近の2事業年（度）の常勤職員に係る給与状況などについて記入してください。
- 個人立病院で、青色事業専従者として給与を支給している者についても、この調査票に含めて記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

常勤職員	常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者をいいます。
I 給料・賞与 [調査票①～⑧欄]	
人 員 [調査票①～⑭欄] [調査票④③～⑤⑥欄]	直近の2事業年（度）に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、 <u>職種区分毎に延べ人数を記入</u> してください。 <u>個人立病院で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入</u> してください。
給 料 [調査票⑮～⑳欄] [調査票⑤⑦～⑥⑩欄]	直近の2事業年（度）に常勤職員に支給した現金給与額（税込）の <u>職種区分毎の総額を記入</u> してください。 <u>個人立病院で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入</u> してください。 給料（本俸又はこれに準ずるもの）には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。 また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。 <u>なお、年俸制を適用されている者については、直近の2事業年（度）の年俸と当該年（度）に支給した諸手当とを合算した額を記入</u> してください。
賞 与 [調査票㉑～㉔欄] [調査票⑦①～⑧④欄]	直近の2事業年（度）に常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記入してください。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。 <u>個人立病院で、青色事業専従者に支給した賞与についても、この欄に含めて記入</u> してください。
病院長	個人立病院の開設者でない病院長、個人立病院以外の病院長について記入してください。 <u>個人立病院の開設者である病院長は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入</u> してください。
看護職員	保健師、助産師、看護師、准看護師をいいます。
看護補助職員	看護師、准看護師などの資格を持たない看護補助者（介護者）をいいます。
医療技術員	診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、など医療にかかわる専門技術員（歯科衛生士及び歯科技工士は除く）を

	います。
技能労務員・労務員	電気、水道、ボイラー業務など上記に属さない技術員・補助員、労務員をいます。
役 員	医療法人立などの病院の理事長、理事、監事で主として役員としての業務に従事している者をいます。 理事（長）兼病院長の場合は「 <u>病院長</u> 」、理事兼事務長の場合は「 <u>事務職員</u> 」の欄に記入してください。
Ⅱ 給与費等の内訳	
非常勤職員給料 〔調査票8692欄〕	直近の2事業年（度）に <u>常勤職員以外の者に支給した現金給与額（税込）の総額</u> を記入してください。
非常勤職員賞与支給額 〔調査票8793欄〕	直近の2事業年（度）に <u>職員（非常勤職員を含む）に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額</u> を記入してください。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。
退職給付引当金制度の有無 〔調査票85欄〕	職員の退職により支給する退職金に充てるため、会計制度として退職給付引当金の繰入れを行っている病院は「あり」を○で囲み、行っていない病院は「なし」を○で囲んでください。
退職給付引当金繰入額 〔調査票8894欄〕	退職給付引当金制度の有無について、「あり」を○で囲んだ病院は、直近の2事業年（度）に退職給付引当金として繰入れた額を記入してください。
退職金支払額 〔調査票8995欄〕	退職給付引当金制度の有無について、「なし」を○で囲んだ病院は、直近の2事業年（度）に支給した退職金の総額を記入してください。
法定福利費 〔調査票9096欄〕	法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。 (1) <u>直近の2事業年（度）に支給した給料</u> に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額 (2) <u>直近の2事業年（度）に支給した賞与</u> に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額 (3) <u>直近の2事業年（度）に支払った労働保険料</u> （雇用保険、労災保険）の事業主負担額
給与費等の合計 〔調査票9197欄〕	<u>この欄の金額を「第2 損益」の「2 給与費」の欄に記入</u> してください。

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票5頁)

- この調査票の記入にあたっては、個人立病院は平成24年12月31日現在及び平成23年12月31日現在の数字を、個人立以外の病院は直近の2事業年（度）の貸借対照表の数字を基礎としてください。
- 2つ以上の病院の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、病床数、従事者数の割合など、調査対象となった病院分の実態を最も適切に反映していると思われる係数を使って推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

I 流動資産 [調査票①⑤欄]	現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるものなどの総額を記入してください。
II 固定資産 [調査票②⑥欄]	建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
III 繰延資産 [調査票③⑦欄]	創業費（法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用）、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
IV 流動負債 [調査票⑨⑫欄]	経常的な活動によって生じた買掛金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
V 固定負債 [調査票⑩⑬欄]	地方債（企業債を含む）及び公庫、事業団、銀行などからの借入金並びに一般会計、本支部、他会計からの借入金のうち期間が1年を超えるもの、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。 なお、地方債による長期借入金を<u>借入資本金</u>として整理している場合についても、この欄に含めて記入してください。

「第5 租税公課等」の記入要領 (調査票6頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、直近の2事業年（度）の金額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

租税公課等
[調査票①～⑧欄]

租税公課
[調査票①⑤欄]

次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。
(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの
(2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（医師会費など）、賦課金

控除対象外消費税額等
[調査票②⑥欄]

経理方式が税抜の場合のみ記入してください。
直近の2事業年（度）において、税法上損金に算入している控除対象外消費税額等（仕入税額控除ができない仮払消費税額（地方消費税含む））の金額を記入してください。
※ 税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、総額を収益金額の割合で按分し、調査客体となった病院分の負担額を記入してください。この按分が不可能な場合は、職員数などを用いて計算してください。

損害保険料
[調査票③⑦欄]

火災保険料、病院賠償責任保険料（損害保険会社に直接支払う保険料）、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。
なお、病院賠償責任保険料が医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に医師会費として計上してください。

寄付金
[調査票④⑧欄]

金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額を記入してください。

税金
[調査票⑨～⑭欄]

税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、税金総額を利益（医業収益－医業費用）金額の割合で按分し、調査客体となった病院分の負担額を記入してください。
この按分が不可能な場合は医業収益額、職員数などを用いて計算してください。

法人税
[調査票⑨⑫欄]

個人立病院については記入の必要はありません。
個人立以外の病院は直近の事業年（度）の法人税確定申告書の「法人税額計」の金額を記入してください。

住民税
[調査票⑩⑬欄]

個人立病院については記入の必要はありません。
個人立以外の病院は直近の事業年（度）の住民税確定申告書の「年税額」（「法人税割額」＋「均等割額」）の金額を記入してください。

事業税
[調査票⑪⑭欄]

個人立病院については記入の必要はありません。
個人立以外の病院は直近の2事業年（度）の「事業税確定申告書」の「合計事業税額」の金額を記入してください。

通勤手当
[調査票⑮⑯欄]

通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

「第6 設備投資額」の記入要領 (調査票6頁)

- この調査票は、直近の2事業年(度)中に新規に取得した資産にかかる取得価額を記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

設備投資総額 [調査票⑰～⑳欄]	建物、建物附属設備、医療用器械備品などの固定資産の取得価額(未払額含む)を記入してください。
(うち)建物(建物附属設備を含む) [調査票⑳㉑欄]	診療棟、病棟、管理棟、職員宿舎など病院に属する建物(電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に附属する設備を含む)の取得価額(未払額含む)を記入してください。
(うち)医療機器 [調査票㉒㉓欄]	医療機器の取得価額(未払額含む)を記入してください。
(うち)リース分 [調査票㉔㉕欄]	上記の金額のうち、直近の2事業年(度)中に新規にリース契約を締結し、保有している医療機器の取得価額(リース期間中のリース料総額)を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限ります。
(うち)調剤用機器 [調査票㉖㉗欄]	調剤用機器の取得価額(未払額含む)を記入してください。
(うち)リース分 [調査票㉘㉙欄]	上記の金額のうち、直近の2事業年(度)中に新規にリース契約を締結し、保有している調剤用機器の取得価額(リース期間中のリース料総額)を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限ります。
(うち)医療情報システム用機器 [調査票㉚㉛欄]	医療情報システム用機器の取得価額(未払額含む)を記入してください。
(うち)リース分 [調査票㉜㉝欄]	上記の金額のうち、直近の2事業年(度)中に新規にリース契約を締結し、保有している医療情報システム用機器の取得価額(リース期間中のリース料総額)を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限ります。
設備投資総額のうち消費税課税対象の投資額[調査票㉞㉟欄]	直近の2事業年(度)中に新規に取得した資産のうち、消費税課税対象となる資産にかかる取得価額(未払額含む)を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料3」(18頁)を参考にしてください。) ※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。

参考資料 1

「設備関係費」について（調査票2頁）

○ 「第2 損益」の「Ⅳ 医業・介護費用」のうち、「4 設備関係費」に含まれる費目は、次のとおりです。

減価償却費	建物、建物附属設備、医療用器械備品、車輛船舶などの減価償却費
設備器械賃借料	設備、器械の使用料（リース料、レンタル料）
土地賃借料	土地を賃借することにより所有者に対して支払う賃料
建物賃借料	建物、構築物（門、へいなど）を賃借することにより所有者に対して払う賃料
修繕費	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用。（固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。）
固定資産税等	固定資産税、都市計画税等の固定資産の保有に係る租税公課。ただし、車両関係費に該当するものを除く。
器機保守料	器機の保守契約に係る費用
器機設備保険料	施設設備に係る火災保険料等の費用。ただし、車両関係費に該当するものは除く。
車両関係費	救急車、検診車、巡回用自動車、乗用車、船舶などの燃料、車両検査、自動車損害賠償責任保険、自動車税等の費用

参考資料 2

「経費」について（調査票 2 頁）

○ 「第 2 損益」の「Ⅳ 医業・介護費用」のうち、「5 経費」に含まれる費目は、次のとおりです。

福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費 (1) 看護宿舍、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額 (2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際して一定の基準により支給される金品などの現物給与
旅費交通費	業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業衣などの購入、洗濯等の費用
通 信 費	電信電話料、インターネット接続料、郵便料金など通信のための費用
広告宣伝費	機関誌、広報誌などの印刷製本費、電飾広告等の広告宣伝に係る費用
消 耗 品 費	カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など 1 年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費	事務用その他の器械、器具のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または 1 年以内に消費するもの。
会 議 費	運営諸会議など院内管理のための会議の費用
光 熱 水 費	電気料、ガス料、水道料、石炭、重油、プロパンガスなどの費用。ただし、車両関係費（12 頁参照）に該当するものは除く。
保 険 料	生命保険料、病院賠償責任保険料など保険契約に基づく費用。 ただし、福利厚生費（上記参照）、器機設備保険料（12 頁参照）及び車両関係費（12 頁参照）に該当するものを除く。
交 際 費	接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸 会 費	各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租 税 公 課	(1) 事業税、消費税、印紙税、登録免許税などの租税で原則として税法

	上損金に算入されるもの。 ただし、固定資産税等（１２頁参照）及び 車両関係費（１２頁参照）に該当するものを除く。 (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（医師会費など）、賦課金
医業貸倒損失	医業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額
貸倒引当金繰入額	当該会計期間に発生した医業未収金のうち、徴収不能と見積もられる部分の金額
雑 費	寄付金など上記の科目に属さない費用

参考資料 3

消費税関連項目について

- 以下の表は、費用の科目ごとに、一般的に消費税の課税仕入れとならないものを記載しております。
- 「第2 損益」の「IV 医業・介護費用」、「V その他の費用」及び「VI 特別損益」、「第6 設備投資額」のうち、消費税関連項目の記入の際の参考としてください。

科目	課税仕入れとならないもの
第2 損益	
IV 医業・介護費用に含まれるもの	
給料	給料、賞与、退職金、法定福利費（通勤手当は課税仕入れ）
減価償却費	すべて課税仕入れになりません （減価償却資産の購入代金は、購入時に一括して課税仕入れ）
地代家賃	土地賃借料
固定資産税等	固定資産税、都市計画税等の租税公課
機器設備保険料	すべて課税仕入れになりません
車両関係費	自動車損害賠償責任保険料、自動車税
福利厚生費	慶弔費、団体生命保険料
旅費交通費	海外渡航費、滞在費
通信費	国際通信、国際郵便料金
広告宣伝費	テレホンカード等の購入費
保険料	すべて課税仕入れとなりません
交際費	慶弔費、餞別などの現金支出、商品券・ビール券・プリペイドカード等の購入費
租税公課	すべて課税仕入れになりません
研究・研修費	医師等に支給する研究助成金（一種の特別手当として給与等に該当する場合）
医業貸倒損失	すべて課税仕入れになりません
貸倒引当金繰入金額	すべて課税仕入れになりません
雑費	行政手数料、利子割引料、寄付金

V その他の費用に含まれるもの	
支払利息、有価証券売却損、医業外貸倒損失、貸倒引当金医業外繰入額	すべて課税仕入れになりません
診療費減免額	保険診療に関する免除額
VI 特別損失に含まれるもの	
固定資産売却損、固定資産除却損、災害損失	すべて課税仕入れになりません
第6 設備投資額	土地の取得は課税仕入れになりません



政府統計

平成 2 5 年 6 月 医 療 経 済 実 態 調 査

一般診療所調査票 記入要領



厚生労働省

中央社会保険医療協議会

医療経済実態調査（一般診療所調査票）

I 調査の概要

1 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査の対象

社会保険による診療を行っている全国の一般診療所を対象とします。ただし、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、刑務所、船内等に設置される一般診療所等は除外します。また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター及び夜間診療所等も除外します。

(2) 調査の客体

調査対象となる一般診療所を、入院患者の有無別、主たる診療科別、介護療養施設サービス事業の有無別、院外処方の有無別、地域別に層化し、それぞれ無作為に1／20を抽出して客体を選定します。

3 調査の主体

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。

4 調査の時期

平成25年3月末までに終了した事業年（度）及び平成24年3月末までに終了した事業年（度）の2期間について実施します。

5 調査票の種類

- (1) 第1 基本データ
- (2) 第2 損益
- (3) 第3 給与
- (4) 第4 資産・負債
- (5) 第5 租税公課等
- (6) 第6 設備投資額

6 調査の方法

医療機関の管理者が記入します。

7 調査票の提出期限

調査票は、平成25年7月31日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に返送してください。

〒100-**** 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
厚生労働省保険局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛

Ⅱ 調査についての注意事項

1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためにのみ使用するものです。行政上の経営管理や税務調査のための資料として使用することは絶対にありません。
また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。
- (2) この調査は、医療機関の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、医業と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して医業に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。
- (3) 本院、分院等の関係にあつて、会計が包括になっているような場合には、それぞれの病床数、従事者数、患者数などにより按分して、調査客体となった施設分のみ記入してください。
- (4) 一般診療所として調査客体となったが、休・廃止した場合は、その旨及びその年月日を、調査票の表紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。
- (5) ご回答にあたっては、原則として全ての項目にご記入いただくこととしております。
ただし、平成24年及び平成23年の税務申告において青色申告を行った個人立の一般診療所については、当該年の青色申告決算書及び付表等の税務申告上の数字を基礎として記入することにより、調査票の記入項目を一部省略する形式にて提出することができます。

- ①全項目を記入する一般診療所（原則） → P3 ～P14 を参照のこと
②記入項目の一部省略を希望する個人立一般診療所 → P15～P26 を参照のこと

2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
- (4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】

フリーダイヤル 0120-〇〇-〇〇〇〇

フリーダイヤルFAX 0120-××-××××

受付時間 平日 △△：△△～△△：△△

「第1 基本データ」の記入要領 (調査票1頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、平成25年6月30日現在の事実について記入してください。

- 2 主たる診療科目
- 標榜する診療科目のうち、主たる診療科目について、以下の番号を記入してください。該当する診療科目がない場合は、読み替えが可能な最も近い診療科目を記入してください。
- ただし、麻酔科については、麻酔科の広告許可を受けている者のいる施設に限ります。
- なお、主たる診療科目の考え方の優先順位は、①科目別患者数が多いもの、②院長又は常勤医師（非常勤医師のみのときは管理医師）の主たる専門科目、③院長が主たる診療科目として判断するものとします。
- (診療科目)
- | | | |
|----------------|------------|-------------------|
| 01 内科 | 02 呼吸器内科 | 03 循環器内科 |
| 04 消化器内科(胃腸内科) | 05 腎臓内科 | 06 神経内科 |
| 07 糖尿病内科(代謝内科) | 08 血液内科 | 09 皮膚科 |
| 10 アレルギー科 | 11 リウマチ科 | 12 感染症内科 |
| 13 小児科 | 14 精神科 | 15 心療内科 |
| 16 外科 | 17 呼吸器外科 | 18 循環器外科(心臓・血管外科) |
| 19 乳腺外科 | 20 気管食道外科 | 21 消化器外科(胃腸外科) |
| 22 泌尿器科 | 23 肛門外科 | 24 脳神経外科 |
| 25 整形外科 | 26 形成外科 | 27 美容外科 |
| 28 眼科 | 29 耳鼻いんこう科 | 30 小児外科 |
| 31 産婦人科 | 32 産科 | 33 婦人科 |
| 34 リハビリテーション科 | 35 放射線科 | 36 麻酔科 |
| 37 病理診断科 | 38 臨床検査科 | 39 救急科 |
- 3 病床の状況（有床診療所のみ）
- 許可病床数は、医療法の規定に基づき使用許可を受けている病床数を記入してください。
- 4 処方の状況
- 平成25年6月1日から6月30日の期間内の処方せん料の算定（院外処方）の回数及び処方料の算定（院内処方）の回数を記入してください。
- 5 直近の2事業年（度）
- 平成25年3月末までに終了した事業年（度）及び平成24年3月末までに終了した事業年（度）を記入してください。なお、今後、直近の2事業年（度）とあるものについては、ここで記入した期間が対象になります。
- 個人立診療所については、記入の必要はありません。
- 6 消費税の経理方式
- 消費税及び地方消費税の経理処理について、貴診療所が適用している経理方式の番号を記入してください。

「第2 損益」の記入要領 (調査票2頁)

- この調査票には、特に示してあるものの他は、発生主義の原則に基づき、直近の2事業年（度）の2期間に提供した医業及び介護に関連するすべての収益（支払基金・国保連等に請求中の未収分を含む）と、これに対応するすべての費用（未払分を含む）を記入してください。
ただし、家計分は含めないでください。
- 「平成25年3月末までに終了した事業年（度）」及び「平成24年3月末までに終了した事業年（度）」の欄の記入にあたっては、当該年（度）の損益計算書（収支決算書）の数字を基礎としてください。
- 分院を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該診療所のみを推計して記入してください。

I 医業収益 [調査票①～⑯欄]

1 入院診療収益 [調査票①～③欄] [調査票⑨～⑪欄]

(1) 保険診療収益 (患者負担含む) [調査票①⑨欄]

入院患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。

(2) 公害等診療収益 [調査票②⑩欄]

入院患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。

(3) その他の診療収益 [調査票③⑪欄]

入院患者の医療に係る収益で、自費診療、特別メニューの食事、特別の療養環境収益（特別室の特別料金徴収額）などの金額を記入してください。

2 外来診療収益 [調査票④～⑥欄] [調査票⑫～⑭欄]

(1) 保険診療収益 (患者負担含む) [調査票④⑫欄]

外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。

(2) 公害等診療収益 [調査票⑤⑬欄]

外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。

(3) その他の診療収益 [調査票⑥⑭欄]

外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、自費診療などの金額を記入してください。

3 その他の医業収益 [調査票⑦⑮欄]

次の(1)～(3)までの収益の合計額を記入してください。

	(1) 学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、予防接種、各種検診等の公衆衛生・地域医療活動などによる収益 (2) 医師会病院からの還付金、受託検査収益、臨時に他の医療機関を手伝って得た診療受託料、生命保険の審査料、文書料（診断書料）、各種手数料などによる収益 (3) その他の収益 ① 有価証券売却益、患者外給食収益、日常生活に必要となる費用の利用料、要介護認定のための主治医意見書の文書料などによる収益 ② 受取利息、配当金、補助金（直近の2事業年（度）において国、地方公共団体、その他から経常的費用の支出に充てるために交付されたもの）、退職給付引当金、徴収不能引当金などの諸引当金の戻入額などによる収益 <u>保険等査定減については、この欄から減算し調整してください。</u>
II 介護収益 [調査票⑰～⑳欄]	<u>診療所として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。</u>
1 施設サービス収益 [調査票⑰ ㉒欄]	施設サービスに係る収益（短期入所療養介護を除く）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。 また、特別な療養室料や、特別な食事料などの施設サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。
2 居宅サービス収益 [調査票⑱㉓欄]	居宅サービスに係る収益（短期入所療養介護を含む）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。 また、通常の事業実施地域を超える送迎費や時間超過分の費用などの居宅サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。
(うち)短期入所療養介護分 [調査票⑲㉔欄]	上記居宅サービス収益のうち、「短期入所療養介護」による収益の金額を記入してください。
3 その他の介護収益 [調査票㉑㉕欄]	文書料など上記の科目に属さない介護収益について記入してください。 <u>保険等査定減については、この欄から減算し調整してください。</u>
III 医業・介護費用 [調査票㉗～㉙欄]	<u>「I 医業収益」及び「II 介護収益」に対応する費用の額を記入してください。</u>
1 給与費 [調査票㉗ ㉙欄]	<u>「第3 給与」の㉑㉓欄の金額を記入してください。</u>
2 医薬品費 [調査票㉘ ㉚欄]	費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。 医薬品費とは、投薬用薬品、外用薬、注射用薬品（血液、血液製剤類を含む）、試薬、造影剤などの費消額をいいます。

	貴診療所の経営実態に応じ、下記のとおり算出して下さい。
	(1) 年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合 直近の2事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の金額
	(2) (1)に該当しない場合 直近の2事業年（度）の医薬品購入額
3 材料費 [調査票②⑨ ④⑥欄]	費消した材料について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。 (1) 診療材料費 カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルムなど1回ごとに消費するものの費消額 (2) 医療消耗器具備品費 診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具等のうち、使用を開始したものの費消額（払出額） なお、算出方法は上記「2 医薬品費」に準じてください。
4 委託費 [調査票③⑩ ④⑦欄]	検査、給食、医療用廃棄物、医療事務、寝具、洗濯、清掃、経理、警備、各種器械保守などの委託した業務の対価としての費用を記入してください。
5 減価償却費 [調査票③⑪～③③欄] [調査票④⑧～④⑩欄]	税務申告などのために作成した直近の2事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の額を記入してください。 <u>損益計算書などを作成していないため、減価償却費の直近の2事業年（度）実績がない診療所は、別添の「補助票（減価償却資産調記入票）」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。</u> この場合、「減価償却費」及び「医業・介護費用合計」の欄は未記入のままとしてください。
(うち)建物減価償却費 [調査票③⑫ ④⑨欄]	建物の減価償却費で、直近の2事業年（度）実績を記入してください。
(うち)医療機器減価償却費 [調査票③⑬ ④⑩欄]	医療機器の減価償却費で、直近の2事業年（度）実績を記入してください。
6 その他の医業・介護費用 [調査票④⑭～④⑰欄] [調査票⑤⑪～⑤⑬欄]	支払又は費消した金額を記入してください。 <u>「その他の医業・介護費用」に該当する費目は、「参考資料1」（13頁）を参考にし、その合計額を記入してください。</u>
(うち)土地賃借料 [調査票⑤⑭ ⑤②欄]	土地賃借料の金額を記入してください。

(うち)福利厚生費のうち消費税非課税費用 [調査票③⑥ ⑤③欄]	福利厚生費のうち、消費税非課税となる費用の合計金額を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(15頁)を参考にしてください。)
(うち)医業貸倒損失 [調査票③⑦ ⑤④欄]	医業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額を記入してください。
(うち)貸倒引当金繰入額 [調査票③⑧ ⑤⑤欄]	当該会計期間に発生した医業未収金のうち、徴収不能額と見積られる部分の金額を記入してください。
(うち)研究費・研修費のうち消費税非課税費用 [調査票③⑨ ⑤⑥欄]	研究費・研修費のうち、消費税非課税となる費用の合計額を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(15頁)を参考にしてください。)
(うち)本部費配賦額のうち消費税非課税費用 [調査票④⑩ ⑤⑦欄]	本部費配賦額のうち、消費税非課税となる費用の合計額を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(15頁)を参考にしてください。)
(うち)支払利息 [調査票④⑪ ⑤⑧欄]	金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金などの支払利息で、 <u>直近の2事業年(度)実績</u> を記入してください。
医業・介護費用合計のうち消費税課税対象費用 [調査票④⑫ ⑥①欄]	医業・介護費用合計のうち、<u>消費税課税対象の費用の合計額</u>を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(15頁)を参考にしてください。) ※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。

「第3 給与」の記入要領 (調査票3頁)

- この調査票は、直近の2事業年（度）の常勤職員に係る給与状況などについて記入してください。
- 個人立診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この調査票に含めて記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

常勤職員	常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者をいいます。
I 給料・賞与 [調査票①～⑫欄]	
人 員 [調査票①～⑫欄] [調査票③⑦～④⑧欄]	直近の2事業年（度）に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、 <u>職種区分毎に延べ人数を記入</u> してください。 <u>個人立診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入</u> してください。
給 料 [調査票⑬～②④欄] [調査票④⑨～⑥⑩欄]	直近の2事業年（度）に常勤職員に支給した現金給与額（税込）の <u>職種区分毎の総額を記入</u> してください。 <u>個人立診療所で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入</u> してください。 給料（本俸又はこれに準ずるもの）には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。 また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。 <u>なお、年俸制を適用されている者については、直近の2事業年（度）の年俸と当該年（度）に支給した諸手当とを合算した額を記入</u> してください。
賞 与 [調査票②⑤～③⑥欄] [調査票⑥⑪～⑦⑫欄]	直近の2事業年（度）に常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の <u>職種区分毎の総額を記入</u> してください。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。 <u>個人立診療所で、青色事業専従者に支給した賞与についても、この欄に含めて記入</u> してください。
院 長	個人立診療所の開設者でない院長、個人立診療所以外の院長について記入してください。 <u>個人立診療所の開設者である院長は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入</u> してください。
看護職員	保健師、助産師、看護師、准看護師をいいます。
看護補助職員	看護師、准看護師などの資格を持たない看護補助者（介護者）をいいます。
医療技術員	診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科技工士など医療にかかわる専門技術員をいいます。

技能労務員・労務員	電気、水道、ボイラー業務など上記に属さない技術員・補助員、労務員をいいます。
役 員	医療法人立などの診療所の理事長、理事、監事で主として役員としての業務に従事している者をいいます。 <u>理事（長）兼院長の場合は「院長」、理事兼事務長の場合は「事務職員」の欄に記入してください。</u>
Ⅱ 給与費等の内訳 [調査票74～85欄]	
非常勤職員給料 [調査票7480欄]	<u>直近の2事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した現金給与額（税込）の総額を記入してください。</u>
非常勤職員賞与支給額 [調査票7581欄]	<u>直近の2事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額を記入してください。</u> 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。
退職給付引当金制度の有無 [調査票73欄]	職員の退職により支給する退職金に充てるため、会計制度として退職給付引当金の繰入れを行っている診療所は「あり」を○で囲み、行っていない診療所は「なし」を○で囲んでください。
退職給付引当金繰入額 [調査票7682欄]	退職給付引当金制度の有無について、「あり」を○で囲んだ診療所は、直近の2事業年（度）に退職給付引当金として繰入れた額を記入してください。
退職金支払額 [調査票7783欄]	退職給付引当金制度の有無について、「なし」を○で囲んだ診療所は、直近の2事業年（度）に支給した退職金の総額を記入してください。
法定福利費 [調査票7884欄]	法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。 (1) <u>直近の2事業年（度）に支給した給料に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額</u> (2) 直近の2事業年（度）に支給した賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額 (3) 直近の2事業年（度）に支払った労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担額
給与費等の合計 [調査票7985欄]	<u>この欄の金額を「第2 損益」の「1 給与費」の欄に記入してください。</u>

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票4頁)

- この調査票は、青色申告で「貸借対照表（資産負債調）」を税務署に提出した個人立診療所及び個人立以外の診療所（医療法人立診療所など）のみ記入してください。
- 調査票の記入にあたっては、個人立診療所は平成24年12月31日現在及び平成23年12月31日現在の数字を、個人立以外の診療所は直近の2事業年（度）の貸借対照表の数字をそれぞれ基礎として記入してください。
- 2つ以上の診療所の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、面積、従事者数の割合など、調査対象となった診療所分の実態を最も適切に反映していると思われる係数を使って推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

I 流動資産 [調査票① ⑤欄]	現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるものなどの総額を記入してください。
II 固定資産 [調査票② ⑥欄]	建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
III 繰延資産 [調査票③ ⑦欄]	創業費（法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用）、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
IV 流動負債 [調査票⑨ ⑫欄]	経常的な活動によって生じた買掛金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
V 固定負債 [調査票⑩ ⑬欄]	地方債（企業債を含む）及び公庫、事業団、銀行などからの借入金並びに一般会計、本支部、他会計からの借入金のうち期間が1年を超えるもの、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。

「第5 租税公課等」の記入要領 (調査票5頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、直近の2事業年（度）の金額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

租税公課等
[調査票①～⑧欄]

租税公課
[調査票①⑤欄]

次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。
(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの
(2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（医師会費など）、賦課金

控除対象外消費税額等
[調査票②⑥欄]

経理方式が税抜の場合のみ記入してください。
直近の2事業年（度）において、税法上損金に算入している控除対象外消費税額等（仕入税額控除ができない仮払消費税額（地方消費税含む））の金額を記入してください。
※ 税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、総額を収益金額の割合で按分し、調査客体となった診療所分の負担額を記入してください。この按分が不可能な場合は、職員数などを用いて計算してください。

損害保険料
[調査票③⑦欄]

火災保険料、病院賠償責任保険料（損害保険会社に直接支払う保険料）、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。
なお、病院賠償責任保険料が医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に医師会費として計上してください。

寄付金
[調査票④⑧欄]

金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額を記入してください。

税金
[調査票⑨～⑭欄]

税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、税金総額を利益（医業収益－医業費用）金額の割合で按分し、調査客体となった診療所分の負担額を記入してください。
この按分が不可能な場合は医業収益額、職員数などを用いて計算してください。

法人税
[調査票⑨⑫欄]

個人立診療所については記入の必要はありません。
個人立以外の診療所は直近の2事業年（度）の法人税確定申告書の「法人税額計」の金額を記入してください。

住民税
[調査票⑩⑬欄]

個人立診療所については記入の必要はありません。
個人立以外の診療所は直近の2事業年（度）の住民税確定申告書の「年税額」（「法人税割額」＋「均等割額」）の金額を記入してください。

事業税
[調査票⑪⑭欄]

個人立診療所については記入の必要はありません。
個人立以外の診療所は直近の2事業年（度）の「事業税確定申告書」の「合計事業税額」の金額を記入してください。

通勤手当
[調査票⑮⑯欄]

通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

「第6 設備投資額」の記入要領 (調査票5頁)

○ この調査票は、直近の2事業年(度)中に新規に取得した資産にかかる取得価額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

設備投資総額
[調査票⑰～㉔欄]

建物、建物附属設備、医療用器械備品などの固定資産の取得価額(未払額含む)を記入してください。

(うち)建物(建物附属設備を含む)
[調査票⑱㉗欄]

診療棟、病棟、管理棟、職員宿舎など診療所に属する建物(電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に附属する設備を含む)の取得価額(未払額含む)を記入してください。

(うち)医療機器
[調査票⑲㉘欄]

医療機器の取得価額(未払額含む)を記入してください。

(うち)リース分
[調査票㉚㉙欄]

上記の金額のうち、直近の2事業年(度)中に新規にリース契約を締結し、保有している医療機器の取得価額(リース期間中のリース料総額)を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限りません。

(うち)調剤用機器
[調査票㉛㉚欄]

調剤用機器の取得価額(未払額含む)を記入してください。

(うち)リース分
[調査票㉜㉛欄]

上記の金額のうち、直近の2事業年(度)中に新規にリース契約を締結し、保有している調剤用機器の取得価額(リース期間中のリース料総額)を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限りません。

(うち)医療情報システム用機器
[調査票㉝㉜欄]

医療情報システム用機器の取得価額(未払額含む)を記入してください。

(うち)リース分
[調査票㉞㉝欄]

上記の金額のうち、直近の2事業年(度)中に新規にリース契約を締結し、保有している医療情報システム用機器の取得価額(リース期間中のリース料総額)を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限りません。

設備投資総額のうち消費税課税対象の投資額[調査票㉟㉞欄]

直近の2事業年(度)中に新規に取得した資産のうち、消費税課税対象となる資産にかかる取得価額(未払額含む)を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(15頁)を参考にしてください。)

※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。

参考資料 1

「その他の医業・介護費用」について（調査票2頁）

- 「第2 損益」の「Ⅲ 医業・介護費用」において「6 その他の医業・介護費用」に含まれる費目は次のとおりです。
- これら費目で、発生主義の原則に基づき、直近の2事業年（度）に支払（未払分を含む）又は費消した金額の合計額を記入してください。

福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費 (1) 看護宿舎、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額 (2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際して一定の基準により支給される金品などの現物給与
旅費交通費	業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用
通 信 費	電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
消 耗 品 費	カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費	事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。
車 両 費	乗用車、救急車、巡回用自動車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
会 議 費	運営諸会議など院内管理のための会議の費用
光 熱 水 費	電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
修 繕 費	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用（固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。）
賃 借 料	設備、器械の使用料などの費用（リース料・レンタル料）。 ただし、土地賃借料、建物賃借料及び医療機器賃借料に属するものを除く。
土地賃借料	土地の賃借料
建物賃借料	建物、部屋の賃借料
医療機器賃借料	医療機器の賃借料
損害保険料	火災保険料、医師賠償責任保険料、自動車損害賠償責任保険料などの

	費用
交 際 費	接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸 会 費	各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租 税 公 課	(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（医師会費など）、賦課金
医業貸倒損失	医業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額
貸倒引当金繰入額	当該会計期間に発生した医業未収金のうち、徴収不能額と見積もられる部分の金額
研究研修費	研究材料の費用、研究研修用図書の購入費、学会への参加旅費などの費用
支 払 利 息	短期借入金、長期借入金の支払利息
雑 費	寄付金など上記の科目に属さない費用など

参考資料 2

消費税関連項目について

- 以下の表は、費用の科目ごとに、一般的に消費税の課税仕入れとならないものを記載しております。
- 「第2 損益」の「Ⅲ 医業・介護費用」、「第6 設備投資額」のうち、消費税関連項目の記入の際の参考としてください。

科目	課税仕入れとならないもの
第2 損益	
Ⅳ 医業・介護費用に含まれるもの	
給料	給料、賞与、退職金、法定福利費（通勤手当は課税仕入れ）
減価償却費	すべて課税仕入れになりません （減価償却資産の購入代金は、購入時に一括して課税仕入れ）
地代家賃	土地賃借料
固定資産税等	固定資産税、都市計画税等の租税公課
機器設備保険料	すべて課税仕入れになりません
車両関係費	自動車損害賠償責任保険料、自動車税
福利厚生費	慶弔費、団体生命保険料
旅費交通費	海外渡航費、滞在費
通信費	国際通信、国際郵便料金
広告宣伝費	テレホンカード等の購入費
保険料	すべて課税仕入れとなりません
交際費	慶弔費、餞別などの現金支出、商品券・ビール券・プリペイドカード等の購入費
租税公課	事業税、印紙税、固定資産税、自動車税、同業者団体等の通常会費
研究・研修費	医師等に支給する研究助成金（一種の特別手当として給与等に該当する場合）
医業貸倒損失	すべて課税仕入れになりません
貸倒引当金繰入金額	すべて課税仕入れになりません

雑費	行政手数料、利子割引料、寄付金
V その他の費用に含まれるもの	
支払利息、有価証券売却損、医業外貸倒損失、貸倒引当金医業外繰入額	すべて課税仕入れになりません
診療費減免額	保険診療に関する免除額
VI 特別損失に含まれるもの	
固定資産売却損、固定資産除却損、災害損失	すべて課税仕入れになりません
第6 設備投資額	土地の取得は課税仕入れになりません

「第1 基本データ」の記入要領 (調査票1頁)

- この記入要領は、平成23年分及び平成24年分の事業所得に対し青色申告を行った個人立診療所に限り対応しているものです。
- 調査票（1頁）の記入にあたっては、特に示してあるもののほかは、平成25年6月30日現在の事実について記入してください。

2 主たる診療科目

標榜する診療科目のうち、主たる診療科目について、以下の番号を記入してください。該当する診療科目がない場合は、読み替えが可能な最も近い診療科目を記入してください。

ただし、麻酔科については、麻酔科の広告許可を受けている者のいる施設に限ります。

なお、主たる診療科目の考え方の優先順位は、①科目別患者数が多いもの、②院長又は常勤医師（非常勤医師のみのときは管理医師）の主たる専門科目、③院長が主たる診療科目として判断するものとします。

(診療科目)

01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科
04 消化器内科(胃腸内科)	05 腎臓内科	06 神経内科
07 糖尿病内科(代謝内科)	08 血液内科	09 皮膚科
10 アレルギー科	11 リウマチ科	12 感染症内科
13 小児科	14 精神科	15 心療内科
16 外科	17 呼吸器外科	18 循環器外科(心臓・血管外科)
19 乳腺外科	20 気管食道外科	21 消化器外科(胃腸外科)
22 泌尿器科	23 肛門外科	24 脳神経外科
25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科
28 眼科	29 耳鼻いんこう科	30 小児外科
31 産婦人科	32 産科	33 婦人科
34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科
37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科

3 病床の状況（有床診療所のみ）

許可病床数は、医療法の規定に基づき使用許可を受けている病床数を記入してください。

4 処方状況

平成25年6月1日から6月30日の期間内の処方せん料の算定（院外処方）の回数及び処方料の算定（院内処方）の回数を記入してください。

5 直近の2事業年（度）

本調査項目は、記入の必要はありません。

なお、今後、直近の2事業年（度）とあるものについては、平成24年1月1日～12月31日及び平成23年1月1日～12月31日の期間が対象になります。

6 消費税の経理方式

消費税及び地方消費税の経理処理について、貴診療所が適用している経理方式の番号を記入してください。

「第2 損益」の記入要領 (調査票2頁)

- 調査票（2頁）には、特に示してあるものの他は、発生主義の原則に基づき、平成24年（1年間）及び平成23年（1年間）の2期間に提供した医業及び介護に関連するすべての収益（支払基金・国保連等に請求中の未収分を含む）と、これに対応するすべての費用（未払分を含む）を記入してください。
ただし、家計分は含めないでください。
- 「平成25年3月末までに終了した事業年（度）」及び「平成24年3月末までに終了した事業年（度）」の欄の記入にあたっては、平成24年及び平成23年の所得税青色申告決算書、付表、その他税務申告用の帳簿等の数字を基礎として記入してください。
- なお、* 印を付した科目については、「平成25年3月末までに終了した事業年（度）」及び「平成24年3月末までに終了した事業年（度）」の欄の記入を省略することができます。

I 医業収益 [調査票①～⑯欄]

1 入院診療収益 [調査票①～③欄] [調査票⑨～⑪欄]

(1) 保険診療収益 (患者負担含む) [調査票①⑨欄]

入院患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。

(2) 公害等診療収益 * [調査票②⑩欄]

入院患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。

(3) その他の診療収益 * [調査票③⑪欄]

入院患者の医療に係る収益で、自費診療、特別メニューの食事、特別の療養環境収益（特別室の特別料金徴収額）などの金額を記入してください。

2 外来診療収益 [調査票④～⑥欄] [調査票⑫～⑭欄]

(1) 保険診療収益 (患者負担含む) [調査票④⑫欄]

外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。

(2) 公害等診療収益 * [調査票⑤⑬欄]

外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。

(3) その他の診療収益 * [調査票⑥⑭欄]

外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、自費診療などの金額を記入してください。
* さい。

3	その他の医業収益 [調査票⑦⑮欄]	次の(1)～(3)までの収益の合計額を記入してください。 (1) 学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、予防接種、各種検診等の公衆衛生・地域医療活動などによる収益 (2) 医師会病院からの還付金、受託検査収益、臨時に他の医療機関を手伝って得た診療受託料、生命保険の審査料、文書料（診断書料）、各種手数料などによる収益 (3) その他の収益 ① 有価証券売却益、患者外給食収益、日常生活に必要となる費用の利用料、要介護認定のための主治医意見書の文書料などによる収益 ② 受取利息、配当金、補助金（直近の2事業年（度）において国、地方公共団体、その他から経常的費用の支出に充てるために交付されたもの）、退職給付引当金、徴収不能引当金などの諸引当金の戻入額などによる収益 <u>保険等査定減については、この欄から減算し調整してください。</u>
II	介護収益 [調査票⑰～⑳欄]	<u>診療所として介護保険事業を実施している場合は、[調査票⑳㉔㉙欄]の介護収益合計は、省略することができません。必ず記入してください。</u> <u>診療所として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。</u>
1	施設サービス収益 * [調査票⑰㉔欄]	施設サービスに係る収益（短期入所療養介護を除く）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。 また、特別な療養室料や、特別な食事料などの施設サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。
2	居宅サービス収益 * [調査票⑱㉔欄]	居宅サービスに係る収益（短期入所療養介護を含む）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。 また、通常の事業実施地域を超える送迎費や時間超過分の費用などの居宅サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。
(うち)短期入所療養介護分 [調査票⑲㉔欄]		上記居宅サービス収益のうち、「短期入所療養介護」による収益の金額を記入してください。
3	その他の介護収益 * [調査票㉔㉕欄]	文書料など上記の科目に属さない介護収益について記入してください。 <u>保険等査定減については、この欄から減算し調整してください。</u>
III	医業・介護費用 [調査票㉖～60欄]	<u>「I 医業収益」及び「II 介護収益」に対応する費用の額を記入してください。</u>
1	給与費 [調査票㉖㉔欄]	<u>「第3 給与」の㉙㉕欄の金額を記入してください。</u>

2 医薬品費 [調査票⑳④⑤欄]	費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。 医薬品費とは、投薬用薬品、外用薬、注射用薬品（血液、血液製剤類を含む）、試薬、造影剤などの費消額をいいます。 貴診療所の経営実態に応じ、下記のとおり算出して下さい。 (1) 年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合 直近の2事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の金額 (2) (1)に該当しない場合 直近の2事業年（度）の医薬品購入額
3 材料費 [調査票㉑④⑥欄]	費消した材料について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。 (1) 診療材料費 カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルムなど1回ごとに消費するものの費消額 (2) 医療消耗器具備品費 <u>診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具等のうち、使用を開始したものの費消額（払出額）</u> なお、算出方法は上記「2 医薬品費」に準じてください。 検査、給食、医療用廃棄物、医療事務、寝具、洗濯、清掃、経理、警備、各種器械保守などの委託した業務の対価としての費用を記入し
4 委託費 [調査票㉒④⑦欄]	* 税務申告などのために作成した<u>直近の2事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の額を記入</u>してください。 * <u>損益計算書などを作成していないため、減価償却費の直近の2事業年（度）実績がない診療所は、別添の「補助票（減価償却資産調記入票）」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。</u> この場合、「減価償却費」及び「医業・介護費用合計」の欄は未記入のままとしてください。
5 減価償却費 [調査票㉓③③欄] [調査票④⑧～⑤①欄]	建物の減価償却費で、直近の2事業年（度）実績を記入してください。
(うち)建物減価償却費 [調査票㉔④⑨欄]	医療機器の減価償却費で、直近の2事業年（度）実績を記入してください。
(うち)医療機器減価償却費 [調査票㉕③⑤①欄]	支払又は費消した金額を記入してください。 <u>「その他の医業・介護費用」に該当する費目は、「参考資料1」（27頁）を参考にし、その合計額を記入してください。</u>
6 その他の医業・	土地賃借料の金額を記入してください。

介護費用 [調査票③④～④①欄] [調査票51～58欄]	
(うち)土地賃借料 [調査票③⑤ ⑤②欄]	福利厚生費のうち、消費税非課税となる費用の合計金額を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(29頁)を参考にしてください。)
(うち)福利厚生費のうち消費税非課税費用 [調査票③⑥ ⑤③欄]	医業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額を記入してください。
(うち)医業貸倒損失 [調査票③⑦ ⑤④欄]	当該会計期間に発生した医業未収金のうち、徴収不能額と見積もられる部分の金額を記入してください。
(うち)貸倒引当金繰入額[調査票③⑧ ⑤⑤欄]	研究費・研修費のうち、消費税非課税となる費用の合計額を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(29頁)を参考にしてください。)
(うち)研究費・研修費のうち消費税非課税費用 [調査票③⑨ ⑤⑥欄]	本部費配賦額のうち、消費税非課税となる費用の合計額を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(29頁)を参考にしてください。)
(うち)本部費配賦額のうち消費税非課税費用 [調査票④⑩ ⑤⑦欄]	金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金などの支払利息で、<u>直近の2事業年(度)実績を記入</u>してください。
(うち)支払利息 [調査票④⑪ ⑤⑧欄]	医業・介護費用合計のうち、<u>消費税課税対象の費用の合計額を記入</u>してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(29頁)を参考にしてください。) ※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。
医業・介護費用合計のうち消費税課税対象費用 [調査票④⑫ ⑥①欄]	医業・介護費用合計のうち、<u>消費税課税対象の費用の合計額を記入</u>してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(29頁)を参考にしてください。) ※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。

「第3 給与」の記入要領 (調査票3頁)

- 調査票（3頁）には、直近の2事業年（度）の常勤職員に係る給与状況などについて記入してください。
- 個人立診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この調査票に含めて記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

常勤職員	常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者をいいます。
I 給料・賞与 [調査票①～⑫欄]	
人 員 [調査票①～⑫欄] [調査票③⑦～④⑧欄]	直近の2事業年（度）に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。 <u>個人立診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。</u>
給 料 [調査票⑬～②④欄] [調査票④⑨～⑥⑩欄]	直近の2事業年（度）に常勤職員に支給した現金給与額（税込）の職種区分毎の総額を記入してください。 <u>個人立診療所で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入してください。</u> 給料（本俸又はこれに準ずるもの）には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。 また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。 <u>なお、年俸制を適用されている者については、直近の2事業年（度）の年俸と当該年（度）に支給した諸手当とを合算した額を記入してください。</u>
賞 与 [調査票②⑤～③⑥欄] [調査票⑥⑪～⑦⑫欄]	直近の2事業年（度）に常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記入してください。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。 <u>個人立診療所で、青色事業専従者に支給した賞与についても、この欄に含めて記入してください。</u>
院 長	個人立診療所の開設者でない院長、個人立診療所以外の院長について記入してください。 <u>個人立診療所の開設者である院長は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入してください。</u>
看護職員	保健師、助産師、看護師、准看護師をいいます。
看護補助職員	看護師、准看護師などの資格を持たない看護補助者（介護者）をいいます。
医療技術員	診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、

	歯科技工士など医療にかかわる専門技術員をいいます。
技能労務員・労務員	電気、水道、ボイラー業務など上記に属さない技術員・補助員、労務員をいいます。
役 員	医療法人立などの診療所の理事長、理事、監事で主として役員としての業務に従事している者をいいます。 理事（長）兼院長の場合は「院長」、理事兼事務長の場合は「事務職員」の欄に記入してください。
Ⅱ 給与費等の内訳 〔調査票74～85欄〕	
非常勤職員給料 〔調査票74(80)欄〕	<u>直近の2事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した現金給与額（税込）の総額を記入</u> してください。
非常勤職員賞与支給額 〔調査票75(81)欄〕	<u>直近の2事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額を記入</u> してください。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。
退職給付引当金制度の有無 〔調査票73欄〕	職員の退職により支給する退職金に充てるため、会計制度として退職給付引当金の繰入れを行っている診療所は「あり」を○で囲み、行っていない診療所は「なし」を○で囲んでください。
退職給付引当金繰入額 〔調査票76(82)欄〕	退職給付引当金制度の有無について、「あり」を○で囲んだ診療所は、直近の2事業年（度）に退職給付引当金として繰入れた額を記入してください。
退職金支払額 〔調査票77(83)欄〕	退職給付引当金制度の有無について、「なし」を○で囲んだ診療所、直近の2事業年（度）に支給した退職金の総額を記入してください。
法定福利費 〔調査票78(84)欄〕	法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。 (1) <u>直近の2事業年（度）に支給した給料に係る</u> 医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額 (2) <u>直近の2事業年（度）に支給した賞与に係る</u> 医療保険料、年金保険料 (3) <u>直近の2事業年（度）に支払った労働保険料</u> （雇用保険、労災保険）の事業主負担額
給与費等の合計 〔調査票79(85)欄〕	<u>この欄の金額を「第2 損益」の「1 給与費」の欄に記入</u> してください。

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票4頁)

- 調査票（4頁）は、青色申告で「貸借対照表（資産負債調）」を税務署に提出した個人立診療所のみ記入してください。
- 調査票の記入にあたっては、平成24年12月31日現在及び平成23年12月31日現在の数字を基礎として記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。
- なお、* 印を付した科目については、「平成25年3月末までに終了した事業年（度）」及び「平成24年3月末までに終了した事業年（度）」の欄の記入を省略することができます。

I 流動資産 [調査票①⑤欄]	*	現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるものなどの総額を記入してください。
II 固定資産 [調査票②⑥欄]	*	建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
III 繰延資産 [調査票③⑦欄]	*	創業費（法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用）、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
資産合計		青色申告で税務署に提出した「貸借対照表（資産負債調）」の資産の部の数字にもとづき記入してください。
IV 流動負債 [調査票⑨⑫欄]	*	経常的な活動によって生じた買掛金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
V 固定負債 [調査票⑩⑬欄]	*	地方債（企業債を含む）及び公庫、事業団、銀行などからの借入金並びに一般会計、本支部、他会計からの借入金のうち期間が1年を超えるもの、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。
負債合計		青色申告で税務署に提出した「貸借対照表（資産負債調）」の負債・資本の部の数字にもとづき記入してください。

「第5 租税公課等」の記入要領 (調査票5頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、直近の2事業年（度）の金額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

租税公課等
[調査票①～⑧欄]

租税公課
[調査票①⑤欄]

次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。
(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの
(2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（医師会費など）、賦課金

控除対象外消費税額等
[調査票②⑥欄]

経理方式が税抜の場合のみ記入してください。
直近の2事業年（度）において、税法上損金に算入している控除対象外消費税額等（仕入税額控除ができない仮払消費税額（地方消費税含む））の金額を記入してください。
※ 税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、総額を収益金額の割合で按分し、調査客体となった診療所分の負担額を記入してください。この按分が不可能な場合は、職員数などを用いて計算してください。

損害保険料
[調査票③⑦欄]

火災保険料、病院賠償責任保険料（損害保険会社に直接支払う保険料）、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。
なお、病院賠償責任保険料が医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に医師会費として計上してください。

寄付金
[調査票④⑧欄]

金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額を記入してください。

税金
[調査票⑨～⑭欄]

税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、税金総額を利益（医業収益－医業費用）金額の割合で按分し、調査客体となった診療所分の負担額を記入してください。
この按分が不可能な場合は医業収益額、職員数などを用いて計算してください。

法人税
[調査票⑨⑫ 欄]

本調査項目については、記入の必要はありません。

住民税
[調査票⑩⑬欄]

本調査項目については、記入の必要はありません。

事業税
[調査票⑪⑭欄]

本調査項目については、記入の必要はありません。

通勤手当
[調査票⑮⑯欄]

通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

「第6 設備投資額」の記入要領 (調査票5頁)

○ この調査票は、直近の2事業年(度)中に新規に取得した資産にかかる取得価額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

設備投資総額 [調査票⑰～⑳欄]	建物、建物附属設備、医療用器械備品などの固定資産の取得価額(未払額含む)を記入してください。
(うち)建物(建物附属設備を含む) [調査票⑱㉓欄]	診療棟、病棟、管理棟、職員宿舎など診療所に属する建物(電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に附属する設備を含む)の取得価額(未払額含む)を記入してください。
(うち)医療機器 [調査票⑲㉔欄]	医療機器の取得価額(未払額含む)を記入してください。
(うち)リース分 [調査票㉔㉕欄]	上記の金額のうち、直近の2事業年(度)中に新規にリース契約を締結し、保有している医療機器の取得価額(リース期間中のリース料総額)を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限ります。
(うち)調剤用機器 [調査票㉕㉖欄]	調剤用機器の取得価額(未払額含む)を記入してください。
(うち)リース分 [調査票㉖㉗欄]	上記の金額のうち、直近の2事業年(度)中に新規にリース契約を締結し、保有している調剤用機器の取得価額(リース期間中のリース料総額)を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限ります。
(うち)医療情報システム用機器 [調査票㉗㉘欄]	医療情報システム用機器の取得価額(未払額含む)を記入してください。
(うち)リース分 [調査票㉘㉙欄]	上記の金額のうち、直近の2事業年(度)中に新規にリース契約を締結し、保有している医療情報システム用機器の取得価額(リース期間中のリース料総額)を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限ります。
設備投資総額のうち消費税課税対象の投資額[調査票㉙㉚欄]	直近の2事業年(度)中に新規に取得した資産のうち、消費税課税対象となる資産にかかる取得価額(未払額含む)を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(頁)を参考にしてください。)※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。

参考資料 1

「その他の医業・介護費用」について（調査票2頁）

- 「第2 損益」の「Ⅲ 医業・介護費用」において「6 その他の医業・介護費用」に含まれる費目は次のとおりです。
- これら費目で、発生主義の原則に基づき、直近の2事業年（度）に支払（未払分を含む）又は費消した金額の合計額を記入してください。

福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費 (1) 看護宿舍、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額 (2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際して一定の基準により支給される金品などの現物給与
旅費交通費	業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用
通 信 費	電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
消 耗 品 費	カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費	事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。
車 両 費	乗用車、救急車、巡回用自動車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
会 議 費	運営諸会議など院内管理のための会議の費用
光 熱 水 費	電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
修 繕 費	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用（固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。）
賃 借 料	設備、器械の使用料などの費用（リース料・レンタル料）。 ただし、土地賃借料、建物賃借料及び医療機器賃借料に属するものを除く。
土地賃借料	土地の賃借料
建物賃借料	建物、部屋の賃借料
医療機器賃借料	医療機器の賃借料
損害保険料	火災保険料、医師賠償責任保険料、自動車損害賠償責任保険料などの

	費用
交 際 費	接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸 会 費	各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租 税 公 課	(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（医師会費など）、賦課金
医業貸倒損失	医業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額
貸倒引当金繰入額	当該会計期間に発生した医業未収金のうち、徴収不能額と見積もられる部分の金額
研究研修費	研究材料の費用、研究研修用図書の購入費、学会への参加旅費などの費用
支 払 利 息	短期借入金、長期借入金の支払利息
雑 費	寄付金など上記の科目に属さない費用など

参考資料 2

消費税関連項目について

- 以下の表は、費用の科目ごとに、一般的に消費税の課税仕入れとならないものを記載しております。
- 「第2 損益」の「IV 医業・介護費用」、「V その他の費用」及び「VI 特別損益」、「第6 設備投資額」のうち、消費税関連項目の記入の際の参考としてください。

科目	課税仕入れとならないもの
第2 損益	
IV 医業・介護費用に含まれるもの	
給料	給料、賞与、退職金、法定福利費（通勤手当は課税仕入れ）
減価償却費	すべて課税仕入れになりません （減価償却資産の購入代金は、購入時に一括して課税仕入れ）
地代家賃	土地賃借料
固定資産税等	固定資産税、都市計画税等の租税公課
機器設備保険料	すべて課税仕入れになりません
車両関係費	自動車損害賠償責任保険料、自動車税
福利厚生費	慶弔費、団体生命保険料
旅費交通費	海外渡航費、滞在費
通信費	国際通信、国際郵便料金
広告宣伝費	テレホンカード等の購入費
保険料	すべて課税仕入れとなりません
交際費	慶弔費、餞別などの現金支出、商品券・ビール券・プリペイドカード等の購入費
租税公課	事業税、印紙税、固定資産税、自動車税、同業者団体等の通常会費
研究・研修費	医師等に支給する研究助成金（一種の特別手当として給与等に該当する場合）
医業貸倒損失	すべて課税仕入れになりません
貸倒引当金繰入金額	すべて課税仕入れになりません

雑費	行政手数料、利子割引料、寄付金
V その他の費用に含まれるもの	
支払利息、有価証券売却損、医業外貸倒損失、貸倒引当金医業外繰入額	すべて課税仕入れになりません
診療費減免額	保険診療に関する免除額
VI 特別損失に含まれるもの	
固定資産売却損、固定資産除却損、災害損失	すべて課税仕入れになりません
第6 設備投資額	土地の取得は課税仕入れになりません



政府統計

平成25年6月 医療経済実態調査

歯科診療所調査票 記入要領



厚生労働省

中央社会保険医療協議会

医療経済実態調査（歯科診療所調査票）

I 調査の概要

1 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査の対象

社会保険による診療を行っている全国の歯科診療所を対象とします。ただし、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、船内に設置される歯科診療所及び夜間歯科診療所等は除外します。

(2) 調査の客体

調査対象となる歯科診療所を、院外処方の有無、地域別及び常勤の歯科医師数別に層化し、それぞれ無作為に1／50を抽出して客体を選定します。

3 調査の主体

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。

4 調査の時期

平成25年3月末までに終了した事業年（度）及び平成24年3月末までに終了した事業年（度）の2期間について実施します。

5 調査票の種類

- (1) 第1 基本データ
- (2) 第2 損益
- (3) 第3 給与
- (4) 第4 資産・負債
- (5) 第5 租税公課等
- (6) 第6 設備投資額

6 調査の方法

医療機関の管理者が記入します。

7 調査票の提出期限

調査票は、平成25年7月31日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に返送してください。

〒100-**** 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
厚生労働省保険局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛

Ⅱ 調査についての注意事項

1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためのみに使用するものです。行政上の経営管理や税務調査のための資料として使用することは絶対にありません。
また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。
- (2) この調査は、医療機関の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、医業と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して医業に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。
- (3) 本院、分院等の関係にあつて、会計が包括になっているような場合には、それぞれの病床数、従事者数、患者数などにより按分して、調査客体となった施設分のみ記入してください。
- (4) 歯科診療所として調査客体となったが、休・廃止した場合は、その旨及びその年月日を、調査票の表紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。
- (5) ご回答にあたっては、原則として全ての項目にご記入いただくこととしております。
ただし、平成24年及び平成23年の税務申告において青色申告を行った個人立の歯科診療所については、当該年の青色申告決算書及び付表等の税務申告上の数字を基礎として記入することにより、調査票の記入項目を一部省略する形式にて提出することができます。

- ①全項目を記入する歯科診療所（原則） → P3～P13を参照のこと
②記入項目の一部省略を希望する個人立歯科診療所 → P14～P24を参照のこと

2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
- (4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】
フリーダイヤル 0120-00-0000
フリーダイヤルFAX 0120-××-××××
受付時間 平日 △△：△△～△△：△△

「第1 基本データ」の記入要領 (調査票1頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、平成25年6月30日現在の事実について記入してください。

- | | |
|--------------|--|
| 2 ユニット数 | 設置されているユニット数を記入してください。 |
| 3 処方の状況 | 平成25年6月1日から6月30日の期間内の処方せん料の算定（院外処方）の回数及び処方料の算定（院内処方）の回数を記入してください。 |
| 4 直近の2事業年（度） | 平成25年3月末までに終了した事業年（度）及び平成24年3月末までに終了した事業年（度）を記入してください。なお、今後、直近の2事業年（度）とあるものについては、ここで記入した期間が対象になります。
<u>個人立歯科診療所については、記入の必要はありません。</u> |
| 5 消費税の経理方式 | 消費税及び地方消費税の経理処理について、貴診療所が適用している経理方式の番号を記入してください。 |

「第2 損益」の記入要領 (調査票2頁)

- この調査票には、特に示してあるものの他は、発生主義の原則に基づき、直近の2事業年（度）の2期間に提供した医業及び介護に関連するすべての収益（支払基金・国保連等に請求中の未収分を含む）と、これに対応するすべての費用（未払分を含む）を記入してください。
ただし、家計分は含めないでください。
- 「平成25年3月末までに終了した事業年（度）」及び「平成24年3月末までに終了した事業年（度）」の欄の記入にあたっては、当該年（度）の損益計算書（収支決算書）の数字を基礎としてください。
- 分院を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該歯科診療所のみを推計して記入してください。

I 医業収益 [調査票①～⑩欄]	
1 保険診療収益 (患者負担含む) [調査票①⑥欄]	健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。
2 労災等診療収益 [調査票②⑦欄]	労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。
3 その他の診療収益 [調査票③⑧欄]	自費診療、社保・国保・公費による前歯の歯冠修復及び金属床総義歯における差額収益などの金額を記入してください。
4 その他の医業収益 [調査票④⑨欄]	次の(1)～(3)までの収益の合計額を記入してください。 (1) 学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、各種検診等の公衆衛生・地域医療活動などによる収益 (2) 臨時に他の医療機関を手伝って得た診療受託料、文書料（診断書料）、各種手数料などによる収益 (3) その他の収益 ① 有価証券売却益などによる収益 ② 受取利息、配当金、補助金（直近の2事業年（度）において国、地方公共団体、その他から経常的費用の支出に充てるために交付されたもの）、退職給付引当金、徴収不能引当金などの諸引当金の戻入額などによる収益 保険等査定減については、この欄から減算し調整してください。
II 介護収益 [調査票⑪～⑯欄]	<u>歯科診療所として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。</u>
1 居宅サービス収益 [調査票⑪⑭欄]	居宅サービスに係る収益で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。

削除: ■

■
■

2	その他の介護収益 〔調査票⑫⑮欄〕	上記の科目に属さない介護収益について記入してください。 保険等査定減については、この欄から減算し調整してください。
Ⅲ	医業・介護費用 〔調査票⑰～⑳欄〕	「Ⅰ 医業収益」及び「Ⅱ 介護収益」に対応する費用の額を記入してください。
1	給与費 〔調査票⑰⑳欄〕	「第3 給与」の④⑦⑧欄の金額を記入してください。
2	医薬品費 〔調査票⑱㉑欄〕	費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。 医薬品費とは、投薬用薬品、外用薬、歯科用薬品、注射用薬品、試薬、造影剤などの費消額をいいます。 貴歯科診療所の経営実態に応じ、下記のとおり算出して下さい。¥ (1) 年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合 直近の2事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の金額 (2) (1)に該当しない場合 直近の2事業年（度）の医薬品購入額
3	歯科材料費 〔調査票⑲㉒欄〕	費消した材料について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。 (1) 歯科材料費 歯科用金銀パラジウム合金、歯科用充填材料、歯科用合着・接着材料などの費消額 (2) 診療材料費 レントゲンフィルム、酸素、印象材、石膏など1回ごとに消費するものの費消額 (3) 医療消耗器具備品費 注射針・筒、パー、鉗子類などの診療用具で使用を開始したものの費消額（払出額） なお、算出方法は上記「2 医薬品費」に準じてください。
4	委託費 〔調査票㉑㉒欄〕	歯科技工、医療用廃棄物、医療事務、清掃、経理、各種器械保守などの委託した業務の対価としての費用を記入してください。
5	減価償却費 〔調査票㉑～㉓欄〕 〔調査票㉓～㉕欄〕	税務申告などのために作成した直近の2事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の額を記入してください。 損益計算書などを作成していないため、減価償却費の直近の2事業年（度）実績がない歯科診療所は、別添の「補助票（減価償却資産調記入票）」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。 この場合、「減価償却費」及び「医業・介護費用合計」の欄は未記入のままとしてください。

(うち)建物減価償却費 〔調査票②③欄〕	建物の減価償却費で、直近の2事業年(度)実績を記入してください。
(うち)医療機器減価償却費 〔調査票③④欄〕	医療機器の減価償却費で、直近の2事業年(度)実績を記入してください。
6 その他の医業・介護費用 〔調査票②④～②⑧欄〕 〔調査票④①～④⑤欄〕	支払又は費消した金額を記入してください。 「その他の医業・介護費用」に該当する費目は、「参考資料1」(13頁)を参考にし、その合計額を記入してください。
(うち)土地賃借料 〔調査票⑤④欄〕	土地賃借料の金額を記入してください。
(うち)福利厚生費のうち消費税非課税費用 〔調査票⑤④③欄〕	福利厚生費のうち、消費税非課税となる費用の合計金額を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(15頁)を参考にしてください。)
(うち)医業貸倒損失 〔調査票⑦④④欄〕	医業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額を記入してください。
(うち)貸倒引当金繰入額 〔調査票⑧④⑤欄〕	当該会計期間に発生した医業未収金のうち、徴収不能額と見積もられる部分の金額を記入してください。
(うち)研究費・研修費のうち消費税非課税費用 〔調査票⑨④⑥欄〕	研究費・研修費のうち、消費税非課税となる費用の合計額を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(15頁)を参考にしてください。)
(うち)本部費配賦額のうち消費税非課税費用 〔調査票⑩④⑦欄〕	本部費配賦額のうち、消費税非課税となる費用の合計額を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(15頁)を参考にしてください。)
(うち)支払利息 〔調査票⑪④⑧欄〕	金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金などの支払利息で、 <u>直近の2事業年(度)実績</u> を記入してください。
医業・介護費用合計のうち消費税課税対象費用 〔調査票⑬⑤⑩欄〕	医業・介護費用合計額のうち、 <u>消費税課税対象の費用の合計額</u> を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(15頁)を参考にしてください。) ※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。

「第3 給与」の記入要領 (調査票3頁)

- この調査票は、直近の2事業年（度）の常勤職員に係る給与状況などについて記入してください。
- 個人立歯科診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この調査票に含めて記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

常勤職員	常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者をいいます。
I 給料・賞与 [調査票①～⑥⑩欄]	
人 員 [調査票①～⑩欄] [調査票⑪～④⑩欄]	直近の2事業年（度）に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、 <u>職種区分毎に延べ人数を記入</u> してください。 <u>個人立歯科診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入</u> してください。
給 料 [調査票⑪～②⑩欄] [調査票④①～⑤⑩欄]	直近の2事業年（度）に常勤職員に支給した現金給与額（税込）の <u>職種区分毎の総額を記入</u> してください。 <u>個人立歯科診療所で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入</u> してください。 給料（本俸又はこれに準ずるもの）には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。 また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。 <u>なお、年俸制を適用されている者については、直近の2事業年（度）の年俸と当該年（度）に支給した諸手当とを合算した額を記入</u> してください。
賞 与 [調査票②①～③⑩欄] [調査票⑤①～⑥⑩欄]	直近の2事業年（度）に常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の <u>職種区分毎の総額を記入</u> してください。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。 <u>個人立歯科診療所で、青色事業専従者に支給した賞与についても、この欄に含めて記入</u> してください。
院 長	個人立歯科診療所の開設者でない院長、個人立歯科診療所以外の院長について記入してください。 <u>個人立歯科診療所の開設者である院長は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入</u> してください。
技能労務員・労務員	電気、水道、ボイラー業務などの技術員・補助員、労務員をいいます。
役 員	医療法人立などの歯科診療所の理事長、理事、監事で主として役員としての業務に従事している者をいいます。 理事（長）兼院長の場合は「院長」、理事兼事務長の場合は「事務職員」の欄に記入してください。

II 給与等の内訳 〔調査票62～73欄〕	
非常勤職員給料 〔調査票62 68欄〕	直近の2事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した現金給与額（税込）の総額を記入してください。
非常勤職員賞与支給額 〔調査票63 69欄〕	直近の2事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額を記入してください。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。
退職給付引当金制度の有無 〔調査票61欄〕	職員の退職により支給する退職金に充てるため、会計制度として退職給付引当金の繰入れを行っている診療所は「あり」を○で囲み、行っていない歯科診療所は「なし」を○で囲んでください。
退職給付引当金繰入額 〔調査票64 70欄〕	退職給付引当金制度の有無について、「あり」を○で囲んだ歯科診療所は、直近の2事業年（度）に退職給付引当金として繰入れた額を記入してください。
退職金支払額 〔調査票65 71欄〕	退職給付引当金制度の有無について、「なし」を○で囲んだ歯科診療所は、直近の2事業年（度）に支給した退職金の総額を記入してください。
法定福利費 〔調査票66 72欄〕	法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。 (1) 直近の2事業年（度）に支給した給料に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額 (2) 直近の2事業年（度）に支給した賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額 (3) 直近の2事業年（度）に支払った労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担額
給与費等の合計 〔調査票66 73欄〕	この欄の金額を「第2 損益」の「1 給与費」の欄に記入してください。

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票4頁)

- この調査票は、青色申告で「貸借対照表（資産負債調）」を税務署に提出した個人立歯科診療所及び個人立以外の歯科診療所（医療法人立歯科診療所など）のみ記入してください。
- 調査票の記入にあたっては、個人立歯科診療所は平成24年12月31日現在及び平成23年12月31日現在の数字を、個人立以外の歯科診療所は直近の2事業年（度）の貸借対照表の数字を基礎として記入してください。
- 2つ以上の診療所の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、面積、従事者数の割合など、調査対象となった診療所分の実態を最も適切に反映していると思われる係数を使って推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

I 流動資産 〔調査票①⑤欄〕	現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるものなどの総額を記入してください。
II 固定資産 〔調査票②⑥欄〕	建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
III 繰延資産 〔調査票③⑦欄〕	創業費（法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用）、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
IV 流動負債 〔調査票⑨⑫欄〕	経常的な活動によって生じた買掛金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
V 固定負債 〔調査票⑩⑬欄〕	長期借入金、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。

「第5 租税公課等」の記入要領 (調査票5頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、直近の2事業年(度)の金額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

租税公課等 [調査票①～⑧欄]	
租税公課 [調査票①⑤欄]	次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。 (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費(歯科医師会費など)、賦課金
控除対象外消費税額等 [調査票②⑥欄]	経理方式が税抜の場合のみ記入してください。 直近の2事業年(度)において、税法上損金に算入している控除対象外消費税額等(仕入税額控除ができない仮払消費税額(地方消費税含む))の金額を記入してください。 ※ 税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、総額を収益金額の割合で按分し、調査客体となった歯科診療所分の負担額を記入してください。この按分が不可能な場合は、職員数などを用いて計算してください。
損害保険料 [調査票③⑦欄]	火災保険料、歯科医師賠償責任保険料(損害保険会社に直接支払う保険料)、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。 なお、歯科医師賠償責任保険料が歯科医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に歯科医師会費として計上してください。
寄付金 [調査票④⑧欄]	金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額を記入してください。
税金 [調査票⑨～⑭欄]	税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、税金総額を利益(医業収益－医業費用)金額の割合で按分し、調査客体となった歯科診療所分の負担額を記入してください。 この按分が不可能な場合は医業収益額、職員数などを用いて計算してください。
法人税 [調査票⑨⑫欄]	個人立歯科診療所については記入の必要はありません。 個人立以外の歯科診療所は直近の2事業年(度)の法人税確定申告書の「法人税額計」の金額を記入してください。
住民税 [調査票⑩⑬欄]	個人立歯科診療所については記入の必要はありません。 個人立以外の歯科診療所は直近の2事業年(度)の住民税確定申告書の「年税額」(「法人税割額」＋「均等割額」)の金額を記入してください。
事業税 [調査票⑪⑭欄]	個人立歯科診療所については記入の必要はありません。 個人立以外の歯科診療所は直近の2事業年(度)の「事業税確定申告書」の「合計事業税額」の金額を記入してください。

通勤手当
〔調査票⑮⑯欄〕

通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

「第6 設備投資額」の記入要領（調査票5頁）

○ この調査票は、直近の2事業年（度）中に新規に取得した資産にかかる取得価額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

設備投資総額 [調査票⑰～㉔欄]	建物、建物附属設備、医療用器械備品などの固定資産の取得価額（未払額含む）を記入してください。
（うち）建物（建物附属設備を含む） [調査票⑱⑳欄]	診療棟など歯科診療所に属する建物（電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に附属する設備を含む）の取得価額（未払額含む）を記入してください。
（うち）医療機器 [調査票㉑㉒欄]	医療機器の取得価額（未払額含む）を記入してください。
（うち）リース分 [調査票㉓㉔欄]	上記の金額のうち、直近の2事業年（度）中に新規にリース契約を締結し、保有している医療機器の取得価額（リース期間中のリース料総額）を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限りません。
（うち）調剤用機器 [調査票㉕㉖欄]	調剤用機器の取得価額（未払額含む）を記入してください。
（うち）リース分 [調査票㉗㉘欄]	上記の金額のうち、直近の2事業年（度）中に新規にリース契約を締結し、保有している調剤用機器の取得価額（リース期間中のリース料総額）を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限りません。
（うち）医療情報システム用機器 [調査票㉙㉚欄]	医療情報システム用機器の取得価額（未払額含む）を記入してください。
（うち）リース分 [調査票㉛㉜欄]	上記の金額のうち、直近の2事業年（度）中に新規にリース契約を締結し、保有している医療情報システム用機器の取得価額（リース期間中のリース料総額）を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限りません。
設備投資総額のうち消費税課税対象の投資額 [調査票㉝㉞欄]	直近の2事業年（度）中に新規に取得した資産のうち、消費税課税対象となる資産にかかる取得価額（未払額含む）を記入してください。（消費税関連項目について「参考資料2」（15頁）を参考にしてください。） ※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。

参考資料 1

「その他の医業・介護費用」について（調査票2頁）

- 「第2 損益」の「Ⅲ 医業・介護費用」において「6 その他の医業・介護費用」に含まれる費目は次のとおりです。
- これら費目で、発生主義の原則に基づき、直近の2事業年（度）に支払（未払分を含む）又は費消した金額の合計額を記入してください。

福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費 (1) 看護宿舍、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額 (2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際して一定の基準により支給される金品などの現物給与
旅費交通費	業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用
通 信 費	電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
消 耗 品 費	カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費	事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。
車 両 費	乗用車、救急車、巡回用自動車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
会 議 費	運営諸会議など院内管理のための会議の費用
光 熱 水 費	電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
修 繕 費	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用（固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。）
賃 借 料	設備、器械の使用料などの費用（リース料・レンタル料）。 ただし、土地賃借料、建物賃借料及び医療機器賃借料に属するものを除く。
土地賃借料	土地の賃借料
建物賃借料	建物、部屋の賃借料
医療機器賃借料	医療機器の賃借料
損害保険料	火災保険料、歯科医師賠償責任保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用

交 際 費	接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸 会 費	各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租 税 公 課	(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（歯科医師会費など）、賦課金
医業貸倒損失	医業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額
貸倒引当金繰入額	当該会計期間に発生した医業未収金のうち、徴収不能額と見積もられる部分の金額
研究研修費	研究材料の費用、研究研修用図書の購入費、学会への参加旅費などの費用
支 払 利 息	短期借入金、長期借入金の支払利息
雑 費	寄付金など上記の科目に属さない費用など

参考資料 2

消費税関連項目について

- 以下の表は、費用の科目ごとに、一般的に消費税の課税仕入れとならないものを記載しております。
- 「第2 損益」の「Ⅲ 医業・介護費用」、「第6 設備投資額」のうち、消費税関連項目の記入の際の参考としてください。

科目	課税仕入れとならないもの
第2 損益	
Ⅲ 医業・介護費用に含まれるもの	
給料	給料、賞与、退職金、法定福利費（通勤手当は課税仕入れ）
減価償却費	すべて課税仕入れになりません （減価償却資産の購入代金は、購入時に一括して課税仕入れ）
地代家賃	土地賃借料
固定資産税等	固定資産税、都市計画税等の租税公課
機器設備保険料	すべて課税仕入れになりません
車両関係費	自動車損害賠償責任保険料、自動車税
福利厚生費	慶弔費、団体生命保険料
旅費交通費	海外渡航費、滞在費
通信費	国際通信、国際郵便料金
広告宣伝費	テレホンカード等の購入費
保険料	すべて課税仕入れとなりません
交際費	慶弔費、餞別などの現金支出、商品券・ビール券・プリペイドカード等の購入費
租税公課	事業税、印紙税、固定資産税、自動車税、同業者団体等の通常会費
研究・研修費	歯科医師等に支給する研究助成金（一種の特別手当として給与等に該当する場合）
医業貸倒損失	すべて課税仕入れになりません
貸倒引当金繰入金額	すべて課税仕入れになりません

雑費	行政手数料、利子割引料、寄付金
支払利息、有価証券売却損、医業外貸倒損失、貸倒引当金医業外繰入額	すべて課税仕入れになりません
診療費減免額	保険診療に関する免除額
固定資産売却損、固定資産除却損、災害損失	すべて課税仕入れになりません
第6 設備投資額	土地の取得は課税仕入れになりません

「第1 基本データ」の記入要領 (調査票1頁)

- この記入要領は、平成23年分及び平成24年分の事業所得に対し青色申告を行った個人立歯科診療所に限り対応しているものです。
- 調査票（1頁）の記入にあたっては、特に示してあるもののほかは、平成25年6月30日現在の事実について記入してください。

2 ユニット数	設置されているユニット数を記入してください。
3 処方の状況	平成25年6月1日から6月30日の期間内の処方せん料の算定（院外処方）の回数及び処方料の算定（院内処方）の回数を記入してください。
4 直近の2事業年（度）	<u>本調査項目は、記入の必要はありません。</u> <u>なお、今後、直近の2事業年（度）とあるものについては、平成24年1月1日～12月31日及び平成23年1月1日～12月31日の期間が対象になります。</u>
5 消費税の経理方式	消費税及び地方消費税の経理処理について、貴診療所が適用している経理方式の番号を記入してください。

「第2 損益」の記入要領 （調査票2頁）

- 調査票（2頁）には、特に示してあるものの他は、発生主義の原則に基づき、平成24年（1年間）及び平成23年（1年間）の2期間に提供した医業及び介護に関連するすべての収益（支払基金・国保連等に請求中の未収分を含む）と、これに対応するすべての費用（未払分を含む）を記入してください。
ただし、家計分は含めないでください。
- 「平成25年3月末までに終了した事業年（度）」及び「平成24年3月末までに終了した事業年（度）」の欄の記入にあたっては、平成24年及び平成23年の所得税青色申告決算書、付表、その他税務申告用の帳簿等の数字を基礎として記入してください。
- なお、* 印を付した費目については、「平成25年3月末までに終了した事業年（度）」及び「平成24年3月末までに終了した事業年（度）」の欄の記入を省略することができます。

I 医業収益 [調査票①～⑩欄]

- | | | |
|---|--------------------------------|---|
| 1 | 保険診療収益
(患者負担含む)
[調査票①⑥欄] | 健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。 |
| 2 | 労災等診療収益 *
[調査票②⑦欄] | 労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。 |
| 3 | その他の診療収益 *
[調査票③⑧欄] | 自費診療、社保・国保・公費による前歯の歯冠修復及び金属床総義歯における差額収益などの金額を記入してください。 |
| 4 | その他の医業収益 *
[調査票④⑨欄] | <p>次の(1)～(3)までの収益の合計額を記入してください。</p> <p>(1) 学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、各種検診等の公衆衛生・地域医療活動などによる収益</p> <p>(2) 臨時に他の医療機関を手伝って得た診療受託料、文書料（診断書料）、各種手数料などによる収益</p> <p>(3) その他の収益</p> <p>① 有価証券売却益などによる収益</p> <p>② 受取利息、配当金、補助金（直近の2事業年（度）において国、地方公共団体、その他から経常的費用の支出に充てるために交付されたもの）、退職給付引当金、徴収不能引当金などの諸引当金の戻入額などによる収益</p> <p><u>保険等査定減については、この欄から減算し調整してください。</u></p> |

II 介護収益 [調査票⑪～⑯欄]

歯科診療所として介護保険事業を実施している場合は、[調査票⑱⑳㉑㉒]欄の介護収益合計は、省略することができません。必ず記入してください。

歯科診療所として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。

1 居宅サービス収益 * [調査票⑪⑭欄]	居宅サービスに係る収益で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。
2 その他の介護収益 * [調査票⑫⑮欄]	上記の科目に属さない介護収益について記入してください。 <u>保険等査定減については、この欄から減算し調整してください。</u>
Ⅲ 医業・介護費用 [調査票⑰～⑳欄]	「Ⅰ 医業収益」及び「Ⅱ 介護収益」に対応する費用の額を記入してください。
1 給与費 [調査票⑰⑳欄]	<u>「第3 給与」の㉞㉟欄の金額を記入</u> してください。
2 医薬品費 [調査票⑱㉲欄]	費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。 医薬品費とは、投薬用薬品、外用薬、歯科用薬品、注射用薬品、試薬、造影剤などの費消額をいいます。 貴歯科診療所の経営実態に応じ、下記のとおり算出して下さい。 (1) 年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合 直近の2事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の金額 (2) (1)に該当しない場合 直近の2事業年（度）の医薬品購入額
3 歯科材料費 [調査票⑲㉴欄]	費消した材料について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。 (1) 歯科材料費 歯科用金銀パラジウム合金、歯科用充填材料、歯科用合着・接着材料などの費消額 (2) 診療材料費 レントゲンフィルム、酸素、印象材、石膏など1回ごとに消費するものの費消額 (3) 医療消耗器具備品費 注射針・筒、バー、鉗子類などの診療用具で使用を開始したものの費消額（払出額） なお、算出方法は上記「2 医薬品費」に準じてください。
4 委託費 [調査票㉵㉷欄]	歯科技工、医療用廃棄物、医療事務、清掃、経理、各種器械保守などの委託した業務の対価としての費用を記入してください。
5 減価償却費 [調査票㉹～㉺欄] [調査票㉻～㉽欄]	税務申告などのために作成した<u>直近の2事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の額を記入</u>してください。 <u>損益計算書などを作成していないため、減価償却費の直近の2事業年（度）実績がない歯科診療所は、別添の「補助票（減価償却資産調</u>

	記入票)」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。
	この場合、「減価償却費」及び「医業・介護費用合計」の欄は未記入のままとしてください。
(うち)建物減価償却費 * [調査票②③⑨ 欄]	建物の減価償却費で、直近の2事業年(度)実績を記入してください。
(うち)医療機器減価償却費 [調査票②③④⑩欄]	医療機器の減価償却費で、直近の2事業年(度)実績を記入してください。
6 その他の医業・介護費用 [調査票②④～②⑤欄] [調査票④①～④⑤欄]	支払又は費消した金額を記入してください。 「その他の医業・介護費用」に該当する費目は、「参考資料1」(26頁)を参考にし、その合計額を記入してください。
(うち)土地賃借料 [調査票②⑤④②欄]	土地賃借料の金額を記入してください。
(うち)福利厚生費のうち消費税非課税費用 [調査票②⑥④③欄]	福利厚生費のうち、消費税非課税となる費用の合計金額を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(28頁)を参考にしてください。)
(うち)医業貸倒損失 [調査票②⑦④④欄]	医業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額を記入してください。
(うち)貸倒引当金繰入額 [調査票②⑧④⑤欄]	直近の2事業年(度)に発生した医業未収金のうち、徴収不能額と見積もられる部分の金額を記入してください。
(うち)研究費・研修費のうち消費税非課税費用 [調査票②⑨④⑥欄]	研究費・研修費のうち、消費税非課税となる費用の合計額を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(28頁)を参考にしてください。)
(うち)本部費配賦額のうち消費税非課税費用 [調査票③⑩④⑦欄]	本部費配賦額のうち、消費税非課税となる費用の合計額を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(28頁)を参考にしてください。)
(うち)支払利息 [調査票③①④⑧欄]	金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金などの支払利息で、直近の2事業年(度)実績を記入してください。
医業・介護費用合計のうち消費税課税対象費用 [調査票③③⑤⑩欄]	医業・介護費用合計額のうち、 <u>消費税課税対象の費用の合計額を記入</u> してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(28頁)を参考にしてください。) ※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。

「第3 給与」の記入要領 (調査票3頁)

- 調査票（3頁）には、直近の2事業年（度）の常勤職員に係る給与状況などについて記入してください。
- 個人立歯科診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この調査票に含めて記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

常勤職員	常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者をいいます。
I 給料・賞与 [調査票①～⑥⑩欄]	
人 員 [調査票①～⑩欄] [調査票③①～④⑩欄]	直近の2事業年（度）に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。 <u>個人立歯科診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。</u>
給 料 [調査票⑪～②⑩欄] [調査票④①～⑤⑩欄]	直近の2事業年（度）に常勤職員に支給した現金給与額（税込）の職種区分毎の総額を記入してください。 <u>個人立歯科診療所で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入してください。</u> 給料（本俸又はこれに準ずるもの）には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。 また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。 <u>なお、年俸制を適用されている者については、直近の2事業年（度）の年俸と当該年（度）に支給した諸手当とを合算した額を記入してください。</u>
賞 与 [調査票②①～③⑩欄] [調査票⑥①～⑥⑩欄]	直近の2事業年（度）に常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記入してください。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。 <u>個人立歯科診療所で、青色事業専従者に支給した賞与についても、この欄に含めて記入してください。</u>
院 長	個人立歯科診療所の開設者でない院長、個人立歯科診療所以外の院長について記入してください。 <u>個人立歯科診療所の開設者である院長は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入してください。</u>
技能労務員・労務員	電気、水道、ボイラー業務など上記に属さない技術員・補助員、労務員をいいます。
役 員	医療法人立などの歯科診療所の理事長、理事、監事で主として役員としての業務に従事している者をいいます。 <u>理事（長）兼院長の場合は「院長」、理事兼事務長の場合は「事務</u>

Ⅱ 給与等の内訳
[調査票62～73欄]

非常勤職員給料
[調査票62、68欄]

「職員」の欄に記入してください。

平成25年6月及び直近の2事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した現金給与額（税込）の総額を記入してください。

非常勤職員賞与支給額
[調査票63、69欄]
○ ○

直近の2事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額を記入してください。

使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。

退職給付引当金制度の有無
[調査票61欄]

職員の退職により支給する退職金に充てるため、会計制度として退職給付引当金の繰入れを行っている診療所は「あり」を○で囲み、行っていない歯科診療所は「なし」を○で囲んでください。

退職給付引当金繰入額
[調査票64、70欄]

退職給付引当金制度の有無について、「あり」を○で囲んだ歯科診療所は、直近の2事業年（度）に退職給付引当金として繰入れた額を入してください。

退職金支払額
[調査票65、71欄]

退職給付引当金制度の有無について、「なし」を○で囲んだ歯科診療所は、直近の2事業年（度）に支給した退職金の総額を記入してください。

法定福利費
[調査票66、72欄]

法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。

(1) 直近の2事業年（度）に支給した給料に係る
医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額

(2) 直近の2事業年（度）に支給した賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額

(3) 直近の2事業年（度）に支払った労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担額

給与費等の合計
[調査票66、73欄]

この欄の金額を「第2 損益」の「1 給与費」の欄に記入してください。

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票4頁)

- 調査票（4頁）は、青色申告で「貸借対照表（資産負債調）」を税務署に提出した個人立歯科診療所のみ記入してください。
- 調査票の記入にあたっては、平成24年12月31日現在及び平成23年12月31日現在の数字を基礎として記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。
- なお、* 印を付した科目については、「平成25年3月末までに終了した事業年（度）」及び「平成24年3月末までに終了した事業年（度）」の欄の記入を省略することができます。

I 流動資産 [調査票①⑤欄]	*	現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるものなどの総額を記入してください。
II 固定資産 [調査票②⑥欄]	*	建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
III 繰延資産 [調査票③⑦欄]	*	創業費（法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用）、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
資産合計		青色申告で税務署に提出した「貸借対照表（資産負債調）」の資産の部の数字にもとづき転記してください。
IV 流動負債 [調査票⑨⑫欄]	*	経常的な活動によって生じた買掛金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
V 固定負債 [調査票⑩⑬欄]	*	長期借入金、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。
負債合計		青色申告で税務署に提出した「貸借対照表（資産負債調）」の負債・資本の部の数字にもとづき転記してください。

「第5 租税公課等」の記入要領 (調査票5頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、直近の2事業年（度）の金額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

租税公課等
[調査票①～⑧欄]

租税公課
[調査票①⑤欄]

次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。

- (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの
- (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（歯科医師会費など）、賦課金

控除対象外消費税額等
[調査票②⑥欄]

経理方式が税抜の場合のみ記入してください。

直近の2事業年（度）において、税法上損金に算入している控除対象外消費税額等（仕入税額控除ができない仮払消費税額（地方消費税含む））の金額を記入してください。

※ 税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、総額を収益金額の割合で按分し、調査客体となった歯科診療所分の負担額を記入してください。この按分が不可能な場合は、職員数などを用いて計算してください。

損害保険料
[調査票③⑦欄]

火災保険料、歯科医師賠償責任保険料（損害保険会社に直接支払う保険料）、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。

なお、歯科医師賠償責任保険料が歯科医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に歯科医師会費として計上してください。

寄付金
[調査票④⑧欄]

金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額を記入してください。

税金
[調査票⑨～⑭欄]

税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、税金総額を利益（医業収益－医業費用）金額の割合で按分し、調査客体となった歯科診療所分の負担額を記入してください。

この按分が不可能な場合は医業収益額、職員数などを用いて計算してください。

法人税
[調査票⑨⑫欄]

本調査項目については、記入の必要はありません。

住民税
[調査票⑩⑬欄]

本調査項目については、記入の必要はありません。

事業税
[調査票⑪⑭欄]

本調査項目については、記入の必要はありません。

通勤手当
[調査票⑮⑯欄]

通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

「第6 設備投資額」の記入要領 (調査票5頁)

○ この調査票は、直近の2事業年(度)中に新規に取得した資産にかかる取得価額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

設備投資総額
[調査票⑰～⑳欄]

建物、建物附属設備、医療用器械備品などの固定資産の取得価額(未払額含む)を記入してください。

(うち)建物(建物附属設備を含む)
[調査票⑱㉑欄]

診療棟など歯科診療所に属する建物(電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に附属する設備を含む)の取得価額(未払額含む)を記入してください。

(うち)医療機器
[調査票⑲㉒欄]

医療機器の取得価額(未払額含む)を記入してください。

(うち)リース分
[調査票㉓㉔欄]

上記の金額のうち、直近の2事業年(度)中に新規にリース契約を締結し、保有している医療機器の取得価額(リース期間中のリース料総額)を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限ります。

(うち)調剤用機器
[調査票㉕㉖欄]

調剤用機器の取得価額(未払額含む)を記入してください。

(うち)リース分
[調査票㉗㉘欄]

上記の金額のうち、直近の2事業年(度)中に新規にリース契約を締結し、保有している調剤用機器の取得価額(リース期間中のリース料総額)を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限ります。

(うち)医療情報システム用機器
[調査票㉙㉚欄]

医療情報システム用機器の取得価額(未払額含む)を記入してください。

(うち)リース分
[調査票㉛㉜欄]

上記の金額のうち、直近の2事業年(度)中に新規にリース契約を締結し、保有している医療情報システム用機器の取得価額(リース期間中のリース料総額)を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限ります。

設備投資総額のうち
消費税課税対象の投資額[調査票㉝㉞欄]

直近の2事業年(度)中に新規に取得した資産のうち、消費税課税対象となる資産にかかる取得価額(未払額含む)を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(頁)を参考にしてください。)※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。

参考資料 1

「その他の医業・介護費用」について（調査票2頁）

- 「第2 損益」の「Ⅲ 医業・介護費用」において「6 その他の医業・介護費用」に含まれる費目は次のとおりです。
- これら費目で、発生主義の原則に基づき、直近の2事業年（度）に支払（未払分を含む）又は費消した金額の合計額を記入してください。

福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費 (1) 看護宿舍、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額 (2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際して一定の基準により支給される金品などの現物給与
旅費交通費	業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用
通 信 費	電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
消耗品費	カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費	事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。
車 両 費	乗用車、救急車、巡回用自動車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
会 議 費	運営諸会議など院内管理のための会議の費用
光 熱 水 費	電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
修 繕 費	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用（固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。）
賃 借 料	設備、器械の使用料などの費用（リース料・レンタル料）。 ただし、土地賃借料、建物賃借料及び医療機器賃借料に属するものを除く。
土地賃借料	土地の賃借料
建物賃借料	建物、部屋の賃借料
医療機器賃借料	医療機器の賃借料

損害保険料	火災保険料、歯科医師賠償責任保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用
交 際 費	接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸 会 費	各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租 税 公 課	(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（歯科医師会費など）、賦課金
医業貸倒損失	医業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額
貸倒引当金繰入額	当該会計期間に発生した医業未収金のうち、徴収不能額と見積もられる部分の金額
研究研修費	研究材料の費用、研究研修用図書の購入費、学会への参加旅費などの費用
支 払 利 息	短期借入金、長期借入金の支払利息
雑 費	寄付金など上記の科目に属さない費用など

参考資料 2

消費税関連項目について

- 以下の表は、費用の科目ごとに、一般的に消費税の課税仕入れとならないものを記載しております。
- 「第2 損益」の「Ⅲ 医業・介護費用」、「第6 設備投資額」のうち、消費税関連項目の記入の際の参考としてください。

科目	課税仕入れとならないもの
第2 損益 医業・介護費用に含まれるもの	
給料	給料、賞与、退職金、法定福利費（通勤手当は課税仕入れ）
減価償却費	すべて課税仕入れになりません （減価償却資産の購入代金は、購入時に一括して課税仕入れ）
地代家賃	土地賃借料
固定資産税等	固定資産税、都市計画税等の租税公課
機器設備保険料	すべて課税仕入れになりません
車両関係費	自動車損害賠償責任保険料、自動車税
福利厚生費	慶弔費、団体生命保険料
旅費交通費	海外渡航費、滞在費
通信費	国際通信、国際郵便料金
広告宣伝費	テレホンカード等の購入費
保険料	すべて課税仕入れとなりません
交際費	慶弔費、餞別などの現金支出、商品券・ビール券・プリペイドカード等の購入費
租税公課	事業税、印紙税、固定資産税、自動車税、同業者団体等の通常会費
研究・研修費	歯科医師等に支給する研究助成金（一種の特別手当として給与等に該当する場合）
医業貸倒損失	すべて課税仕入れになりません
貸倒引当金繰入金額	すべて課税仕入れになりません

雑費	行政手数料、利子割引料、寄付金
支払利息、有価証券売却損、医業外貸倒損失、貸倒引当金医業外繰入額	すべて課税仕入れになりません
診療費減免額	保険診療に関する免除額
固定資産売却損、固定資産除却損、災害損失	すべて課税仕入れになりません
第6 設備投資額	土地の取得は課税仕入れになりません



政府統計

平成25年6月 医療経済実態調査

保険薬局調査票 記入要領



厚生労働省

中央社会保険医療協議会

医療経済実態調査（保険薬局調査票）

I 調査の概要

1 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査の対象

保険調剤を行っている全国の保険薬局のうち、1か月の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の薬局を対象とします。

(2) 調査の客体

調査対象となる保険薬局を、地域別及び開設者別に層化し、それぞれ無作為に1/25を抽出して客体を選定します。

3 調査の主体

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。

4 調査の時期

平成25年3月末までに終了した事業年（度）及び平成24年3月末までに終了した事業年（度）の2期間について実施します。

5 調査票の種類

- (1) 第1 基本データ
- (2) 第2 損益
- (3) 第3 給与
- (4) 第4 資産・負債
- (5) 第5 租税公課等
- (6) 第6 設備投資額

6 調査の方法

保険薬局の管理者が記入します。

7 調査票の提出期限

調査票は、平成25年7月31日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に返送してください。

〒100-**** 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
厚生労働省保険局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛

Ⅱ 調査についての注意事項

1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためのみ使用するものです。行政上の経営管理や税務調査のための資料として使用することは絶対にありません。
また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。
- (2) この調査は、薬局の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、薬局と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して薬局に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。
- (3) 本店、支店等の関係にあつて、会計が包括になっているような場合には、それぞれの収入、従事者数等などにより按分して、調査客体となった施設分のみ記入してください。
- (4) 保険薬局として調査客体となったが、休・廃止した場合は、その旨及びその年月日を、調査票の表紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。

2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
- (4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】

フリーダイヤル 0120-〇〇-〇〇〇〇

フリーダイヤルFAX 0120-××-××××

受付時間 平日 △△：△△～△△：△△

「第1 基本データ」の記入要領 (調査票1頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、平成25年6月30日現在の事実について記入してください。

2 直近の2事業年 (度)	<u>平成25年3月末までに終了した事業年(度)及び平成24年3月末までに終了した事業年(度)を記入してください。なお、今後、直近の2事業年(度)とあるものについては、ここで記入した期間が対象になります。</u>
3 同一法人の保険調剤を行っている店舗数	<u>個人薬局については、記入の必要はありません。</u> 法人立の保険薬局のみ記入してください。 開設法人が、調査対象となった保険薬局を除き、他に保険薬局を開設している場合、その店舗数を記入してください。ただし、保険調剤を行っている店舗に限ります。
4 保険調剤の状況 [調査票③～⑤欄]	平成25年3月末までに終了した事業年(度)の1年間の保険調剤の状況について記入してください。
処方せん枚数 [調査票③欄]	調剤した処方せんの枚数を記入してください。
(うち)後発医薬品を調剤した処方せん枚数 [調査票④欄]	後発医薬品を実際に調剤した処方せんの枚数を記入してください。
調剤した全ての医薬品の数量(薬価基準の規格単位ベース)のうち後発医薬品の割合 [調査票⑤欄]	調剤した全ての医薬品の数量(薬価基準の規格単位ベース)のうち、後発医薬品の占める割合を記入してください。 $\text{後発医薬品の割合} = \frac{\text{調剤した後発医薬品の数量(薬価基準の規格単位ベース)}}{\text{調剤した全ての医薬品の数量(薬価基準の規格単位ベース)}} \times 100$
	(注) 小数点第2位を四捨五入してください。
5 調剤用備蓄医薬品品目数(薬価基準収載品目) [調査票⑥～⑪欄]	平成25年6月30日現在において備蓄している調剤用医薬品(内用薬、外用薬、注射薬)の品目数及びそのうちの後発医薬品品目数を記入してください。
6 薬学管理等の状況 [調査票⑫⑬欄]	平成25年3月末までに終了した事業年(度)の1年間の在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定回数及び居宅療養管理指導費(介護保険)の算定回数を記入してください。
7 消費税の経理方式	消費税及び地方消費税の経理処理について、貴局が適用している経理方式の番号を記入してください。

「第2 損益」の記入要領 (調査票2頁)

- この調査票には、特に示してあるものの他は、発生主義の原則に基づき、直近の2事業年（度）の2期間に薬局事業に関連するすべての収益（支払基金・国保連等に請求中の未収分を含む）と、これに対応するすべての費用（未払分を含む）を記入してください。
ただし、家計分は含めないでください。
- 「平成25年3月末までに終了した事業年（度）」及び「平成24年3月末までに終了した事業年（度）」の欄の記入にあたっては、当該年（度）の損益計算書（収支決算書）の数字を基礎としてください。
- 本店・支店を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該保険薬局のみを推計して記入してください。

I 収益 [調査票①～⑧欄]	
1 保険調剤収益 (患者負担含む) [調査票①⑤欄]	健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。
2 公害等調剤収益 [調査票②⑥欄]	公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。
3 その他の薬局事業収益 [調査票③⑦欄]	自費診療による調剤収益、一般用医薬品、煙草、化粧品、雑貨等の販売収益などの金額を記入してください。 また、受取利息、配当金、退職給付引当金、徴収不能引当金などの諸引当金の戻入額などの金額も、この欄に含めて記入してください。 <u>保険等査定減については、この欄から減算し調整してください。</u>
II 介護収益 [調査票⑨～⑭欄]	<u>保険薬局として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。</u>
1 居宅サービス収益 [調査票⑨⑫欄]	居宅サービスに係る収益で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。
2 その他の介護収益 [調査票⑩⑬欄]	上記の科目に属さない介護収益について記入してください。 <u>保険等査定減については、この欄から減算し調整してください。</u>
III 費用 [調査票⑮～⑳欄]	「I 収益」及び「II 介護収益」に対応する費用の額を記入してください。
1 給与費 [調査票⑮⑳欄]	<u>「第3 給与」の④⑨ ⑤⑤欄の金額を記入</u> してください。
2 医薬品等費 [調査票⑯㉓欄]	費消した医薬品、材料等について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。

	医薬品等費とは、調剤用医薬品、一般用医薬品、材料費、その他品目（煙草、化粧品、雑貨等）の費消額をいいます。 貴保険薬局の経営実態に応じ、下記のとおり算出してください。 （注1）円未満は四捨五入してください。 （注2）収益は、保険調剤収益（患者負担分を含む）、公害等調剤収益、その他の薬局事業収益をいいます。 （注3）調剤収益は、保険調剤収益（患者負担を含む）、公害等調剤収益をいいます。 （1）年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、「医薬品等費」又は「調剤用医薬品費」を独立科目として表示している場合 直近の2事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の額 （2）（1）に該当しない場合 直近の2事業年（度）の購入額
3 委託費 [調査票⑰ ③③欄]	委託した業務の対価としての費用を記入してください。
4 減価償却費 [調査票⑱～㉔欄] [調査票③④～③⑥欄]	税務申告などのために作成した<u>直近の2事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の額</u>を記入してください。 <u>損益計算書などを作成していないため、減価償却費の直近の事業年（度）実績がない薬局は、別添の「補助票（減価償却資産調記入票）」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。</u> この場合、「減価償却費」及び「費用合計」の欄は未記入のままとしてください。
（うち）建物減価償却費 [調査票⑲③⑤欄]	建物の減価償却費で、直近の2事業年（度）実績を記入してください。
（うち）調剤用機器減価償却費 [調査票⑲③⑥欄]	調剤用機器の減価償却費で、直近の2事業年（度）実績を記入してください。
5 その他の経費 [調査票㉕～㉙欄] [調査票③⑦～③⑩欄]	支払又は費消した金額を記入してください。 <u>「その他の経費」に該当する費目は、「参考資料1」（12頁）を参考にし、その合計額を記入してください。</u>
（うち）土地賃借料 [調査票㉚③⑧欄]	土地賃借料の金額を記入してください。
（うち）福利厚生費のうち消費税非課税費用 [調査票㉛③⑨欄]	福利厚生費のうち、消費税非課税となる費用の合計金額を記入してください。（消費税関連項目について「参考資料2」（14頁）を参考にしてください。）
（うち）医業貸倒損失 [調査票㉜④①欄]	未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額を記入してください。
（うち）貸倒引当金繰入額 [調査票㉝④①欄]	当該会計期間に発生した未収金のうち、徴収不能額と見積もられる部分の金額を記入してください。

(うち)研究費・研修費のうち消費税非課税費用 〔調査票②⑥④②欄〕	研究費・研修費のうち、消費税非課税となる費用の合計額を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(14頁)を参考にしてください。)
(うち)本部費配賦額のうち消費税非課税費用 〔調査票②⑦④③欄〕	本部費配賦額のうち、消費税非課税となる費用の合計額を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(14頁)を参考にしてください。)
(うち)利子割引料 〔調査票②⑧④④欄〕	銀行その他金融機関からの借入金に対する利息、他の会社からの借入金の利息、受取手形の割引料などの金額を記入してください。
費用合計のうち消費税課税対象費用 〔調査票③⑩④⑥欄〕	費用合計額のうち、<u>消費税課税対象の費用の合計額</u>を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(14頁)を参考にしてください。) ※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。

「第3 給与」の記入要領 (調査票3頁)

- この調査票は、直近の2事業年（度）の常勤職員に係る給与状況などについて記入してください。
- 個人薬局で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この調査票に含めて記入してください。

常勤職員	常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者をいいます。
I 給料・賞与 [調査票①～④②欄]	
人 員 [調査票①～⑦欄] [調査票②②～②⑧欄]	直近の2事業年（度）に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、 <u>職種区分毎に延べ人数を記入</u> してください。 <u>個人薬局で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入</u> してください。
給 料 [調査票⑧～①④欄] [調査票②⑨～③⑤欄]	直近の2事業年（度）に常勤職員に支給した現金給与額（税込）の <u>職種区分毎の総額を記入</u> してください。 <u>個人薬局で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入</u> してください。 給料（本俸又はこれに準ずるもの）には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。 また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。 <u>なお、年俸制を適用されている者については、直近の2事業年（度）の年俸と当該年（度）に支給した諸手当とを合算した額を記入</u> してください。
賞 与 [調査票①⑤～②①欄] [調査票③⑥～④②欄]	直近の2事業年（度）に常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の <u>職種区分毎の総額を記入</u> してください。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。 <u>個人薬局で、青色事業専従者に支給した賞与についても、この欄に含めて記入</u> してください。
管理薬剤師	個人薬局の開設者でない管理薬剤師、個人薬局以外の管理薬剤師について記入してください。 <u>個人薬局の開設者である管理薬剤師は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入</u> してください。
技能労務員・労務員	電気、水道、ボイラー業務など上記に属さない技術員・補助員、労務員をいいます。
役 員	法人立の薬局の理事長、理事、監事で主として役員としての業務に従事している者をいいます。 <u>理事（長）兼管理薬剤師の場合は「管理薬剤師」、理事兼事務長の場合は「事務職員」の欄に記入</u> してください。

II 給与費等の内訳 [調査票④④～⑤⑤欄]	
非常勤職員給料 [調査票④④⑤⑤欄]	<u>直近の2事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した現金給与額（税込）の総額を記入</u> してください。
非常勤職員賞与支給額 [調査票④⑤⑤①欄] ○	<u>直近の2事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額を記入</u> してください。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。
退職給付引当金制度の有無 [調査票④③欄]	職員の退職により支給する退職金に充てるため、会計制度として退職給付引当金の繰入れを行っている薬局は「あり」を○で囲み、行っていない保険薬局は「なし」を○で囲んでください。
退職給付引当金繰入額 [調査票④⑥⑤②欄]	退職給付引当金制度の有無について、「あり」を○で囲んだ薬局は、直近の2事業年（度）に退職給付引当金として繰入れた額を記入してください。
退職金支払額 [調査票④⑦⑤③欄]	退職給付引当金制度の有無について、「なし」を○で囲んだ薬局は、直近の2事業年（度）に支給した退職金の総額を記入してください。
法定福利費 [調査票④⑧⑤④欄]	法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。 (1) <u>直近の2事業年（度）に支給した給料</u> に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額 (2) 直近の2事業年（度）に支給した賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額 (3) 直近の2事業年（度）に支払った労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担額
給与費等の合計 [調査票④⑨⑤⑤欄]	<u>この欄の金額を「第2 損益」の「1 給与費」の欄に記入</u> してください。

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票4頁)

- この調査票は、青色申告で「貸借対照表（資産負債調）」を税務署に提出した個人薬局及び個人薬局以外の薬局のみ記入してください。
- 調査票の記入にあたっては、個人薬局は平成24年12月31日現在及び平成23年12月31日現在の数字を、個人薬局以外の薬局は直近の2事業年（度）の貸借対照表の数字をそれぞれ基礎として記入してください。
- 2つ以上の薬局の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、面積、従事者数の割合など、調査対象となった薬局分の実態を最も適切に反映していると思われる係数を使って推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

I 流動資産 [調査票①⑤欄]	現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるもの等の総額を記入してください。
II 固定資産 [調査票②⑥欄]	建物、構築物、調剤用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
III 繰延資産 [調査票③⑦欄]	創業費（法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用）、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
IV 流動負債 [調査票⑨⑫欄]	経常的な活動によって生じた買掛金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
V 固定負債 [調査票⑩⑬欄]	長期借入金、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。

「第5 租税公課等」の記入要領 (調査票5頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、直近の2事業年（度）の金額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

租税公課等
[調査票①～⑧欄]

租税公課
[調査票①⑤欄]

次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。
(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの
(2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（薬剤師会費など）、賦課金

控除対象外消費税額等
[調査票②⑥欄]

経理方式が税抜の場合のみ記入してください。
直近の2事業年（度）において、税法上損金に算入している控除対象外消費税額等（仕入税額控除ができない仮払消費税額（地方消費税含む））の金額を記入してください。
※ 税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、総額を収益金額の割合で按分し、調査客体となった薬局分の負担額を記入してください。この按分が不可能な場合は、職員数などを用いて計算してください。

損害保険料
[調査票③⑦欄]

火災保険料、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。

寄付金
[調査票④⑧欄]

金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額を記入してください。

税金
[調査票⑨～⑭欄]

税務申告が、本店、支店の経理をまとめた形で行われている場合には、税金総額を利益（医業収益－医業費用）金額の割合で按分し、調査客体となった薬局分の負担額を記入してください。
この按分が不可能な場合は医業収益額、職員数などを用いて計算してください。

法人税
[調査票⑨⑫欄]

個人薬局については記入の必要はありません。
個人薬局以外の薬局は直近の2事業年（度）の法人税確定申告書の「法人税額計」の金額を記入してください。

住民税
[調査票⑩⑬欄]

個人薬局については記入の必要はありません。
個人薬局以外の薬局は直近の2事業年（度）の住民税確定申告書の「年税額」（「法人税割額」＋「均等割額」）の金額を記入してください。

事業税
[調査票⑪⑭欄]

個人薬局については記入の必要はありません。
個人薬局以外の薬局は直近の2事業年（度）の「事業税確定申告書」の「合計事業税額」の金額を記入してください。

通勤手当
[調査票⑮⑯欄]

通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

「第6 設備投資額」の記入要領 (調査票5頁)

○ この調査票は、直近の2事業年(度)中に新規に取得した資産にかかる取得価額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

設備投資総額
[調査票⑰～⑳欄]

建物、建物附属設備、医療用器械備品などの固定資産の取得価額(未払額含む)を記入してください。

(うち)建物(建物附属設備を含む)
[調査票⑱㉓欄]

薬局用建物(電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に附属する設備を含む)の取得価額(未払額含む)を記入してください。

(うち)医療機器
[調査票⑲㉔欄]

医療機器の取得価額(未払額含む)を記入してください。

(うち)リース分
[調査票㉔㉕欄]

上記の金額のうち、直近の2事業年(度)中に新規にリース契約を締結し、保有している医療機器の取得価額(リース期間中のリース料総額)を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限ります。

(うち)調剤用機器
[調査票㉔㉖欄]

調剤用機器の取得価額(未払額含む)を記入してください。

(うち)リース分
[調査票㉔㉗欄]

上記の金額のうち、直近の2事業年(度)中に新規にリース契約を締結し、保有している調剤用機器の取得価額(リース期間中のリース料総額)を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限ります。

(うち)医療情報システム用機器
[調査票㉔㉘欄]

医療情報システム用機器の取得価額(未払額含む)を記入してください。

(うち)リース分
[調査票㉔㉙欄]

上記の金額のうち、直近の2事業年(度)中に新規にリース契約を締結し、保有している医療情報システム用機器の取得価額(リース期間中のリース料総額)を記入してください。ただし、固定資産に計上されているものに限ります。

設備投資総額のうち
消費税課税対象の投資額[調査票㉔㉚欄]

直近の2事業年(度)中に新規に取得した資産のうち、消費税課税対象となる資産にかかる取得価額(未払額含む)を記入してください。(消費税関連項目について「参考資料2」(頁)を参考にしてください。)※経理方式が税込みである場合は、税込みの金額を記入してください。

参考資料 1

「その他の経費」について（調査票2頁）

- 「第2 損益」の「Ⅲ 費用」において「5 その他の経費」に含まれる費目は次のとおりです。
- これら費目で、発生主義の原則に基づき、直近の2事業年（度）に支払（未払分を含む）又は費消した金額の合計額を記入してください。

福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費（教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際し一定の基準により支給される金品などの現物給与）
旅費交通費	業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、作業衣などの費用
通 信 費	電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
消 耗 品 費	会計伝票など薬局用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費	事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額
車 両 費	業務用乗用車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
会 議 費	運営諸会議など局内管理のための会議の費用
修 繕 費	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用（固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。）
損害保険料	火災保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用
交 際 費	接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸 会 費	各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租 税 公 課	(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（薬剤師会費など）、賦課金
医業貸倒損失	医業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額
貸倒引当金繰入額	当該会計期間に発生した医業未収金のうち、徴収不能額と見積もられる部分の金額
研究研修費	研究材料の費用、研究研修用図書の購入費、学会への参加旅費などの費

	用
水道光熱費	電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
賃借料	設備、器械の使用料などの費用（リース料、レンタル料） ただし、土地賃借料、建物賃借料及び設備器械賃借料に属するものを除く。
土地賃借料	土地の賃借料
建物賃借料	建物、部屋の賃借料
設備器械賃借料	調剤用機器を含む設備器械の賃借料
広告宣伝費	機関誌、広報誌などの印刷製本費、電飾広告等の広告宣伝に係る費用
寄付金	金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額
利子割引料	銀行その他金融機関からの借入金に対する利息、他の会社からの借入金 の利息、受取手形の割引料などを記入してください。

参考資料 2

消費税関連項目について

- 以下の表は、費用の科目ごとに、一般的に消費税の課税仕入れとならないものを記載しております。
- 「第2 損益」の「Ⅲ 費用」、「第6 設備投資額」のうち、消費税関連項目の記入の際の参考としてください。

科目	課税仕入れとならないもの
第2 損益	
Ⅳ 医業・介護費用に含まれるもの	
給料	給料、賞与、退職金、法定福利費（通勤手当は課税仕入れ）
減価償却費	すべて課税仕入れになりません （減価償却資産の購入代金は、購入時に一括して課税仕入れ）
地代家賃	土地賃借料
固定資産税等	固定資産税、都市計画税等の租税公課
機器設備保険料	すべて課税仕入れになりません
車両関係費	自動車損害賠償責任保険料、自動車税
福利厚生費	慶弔費、団体生命保険料
旅費交通費	海外渡航費、滞在費
通信費	国際通信、国際郵便料金
広告宣伝費	テレホンカード等の購入費
保険料	すべて課税仕入れとなりません
交際費	慶弔費、餞別などの現金支出、商品券・ビール券・プリペイドカード等の購入費
租税公課	事業税、印紙税、固定資産税、自動車税、同業者団体等の通常会費
研究・研修費	薬剤師等に支給する研究助成金（一種の特別手当として給与等に該当する場合）
貸倒損失	すべて課税仕入れになりません
貸倒引当金繰入金額	すべて課税仕入れになりません

雑費	行政手数料、利子割引料、寄付金
支払利息、有価証券売却損、医業外貸倒損失、貸倒引当金医業外繰入額	すべて課税仕入れになりません
調剤費減免額	保険調剤に関する免除額
固定資産売却損、固定資産除却損、災害損失	すべて課税仕入れになりません
第6 設備投資額	土地の取得は課税仕入れになりません

第１９回医療経済実態調査（保険者調査）の実施案

第１９回医療経済実態調査（保険者調査）については、以下の基本的な考え方に沿って行うこととする。

１．調査の対象

平成２４年度末における全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の各保険者等を調査対象とする。

２．調査の時期

平成２５年６月

３．調査の種類及び調査事項

調査の種類及び調査事項は次のとおりとする。

（１）決算事業状況に関する調査

被保険者数、保険給付等に関する状況、決算収支状況及び財産の状況等について調査する。

（２）土地及び直営保養所・保健会館に関する調査

土地に関する施設の種類の種類、面積、帳簿価格等及び直営保養所・保健会館に関する施設の種類の種類、建物の状況、利用状況等について調査する。

４．調査の方法

（１）上記３の（１）については、平成２３、２４年度分の各保険者等の事業報告、決算報告及び財務諸表等から調査する。

（２）上記３の（２）については、組合管掌健康保険及び共済組合の各保険者が平成２４年度末現在で調査票を作成し、提出する。

５．提出期限

平成２５年８月３１日

第１９回 医療経済実態調査（保険者調査）要綱（案）

１．調査の目的

医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。

２．調査の対象

平成２４年度末における全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の各保険者等を調査対象とする。

３．調査主体

中央社会保険医療協議会

４．調査の時期

平成２５年６月

５．調査の種類及び調査事項

調査の種類及び調査事項は次のとおりとする。

（１）決算事業状況に関する調査

被保険者数、保険給付等に関する状況、決算収支状況及び財産の状況等について調査する。（別紙１参照）

（２）土地及び直営保養所・保健会館に関する調査

土地に関する施設の種類、面積、帳簿価格等及び直営保養所・保健会館に関する施設の種類、建物の状況、利用状況等について調査する。（別紙２参照）

６．調査の方法

（１）上記５の（１）については、平成２３、２４年度分の各保険者等の事業報告、決算報告及び財務諸表等から調査する。

（２）上記５の（２）については、組合管掌健康保険及び共済組合の各保険者が平成２４年度末現在で調査票を作成し、提出する。

７．提出期限

平成２５年８月３１日

８．結果の公表

この調査の集計結果は、中央社会保険医療協議会の議を経て、速やかに公表する。

保 険 者 調 査 （ 決 算 事 業 状 況 に 関 す る 調 査 ） の 調 査 事 項

	全国健康保険協会	健康保険組合	船員保険	共済組合	国民健康保険	後期高齢者医療
調 査 事 項	1. 適用状況 (平成 23、24 年度末) (1) 被保険者数、被扶養者数及び平均年齢 (2) 平均標準報酬月額及び標準賞与額 2. 保険給付状況 (平成 23、24 年度) (1) 診療種別の状況 3. 収入支出決算額 (平成 23、24 年度) 4. 保険料率及びその負担割合 (平成 23、24 年度)	1. 適用状況 (平成 23、24 年度末) (1) 被保険者数、被扶養者数及び平均年齢 (2) 平均標準報酬月額及び標準賞与額 2. 保険給付状況 (平成 23、24 年度) (1) 診療種別の状況 3. 収入支出決算額 (平成 23、24 年度) 4. 保険料率及びその負担割合 (平成 23、24 年度)	1. 適用状況 (平成 23、24 年度末) (1) 被保険者数、被扶養者数及び平均年齢 (2) 平均標準報酬月額及び標準賞与額 2. 保険給付状況 (平成 23、24 年度) (1) 診療種別の状況 3. 収入支出決算額 (平成 23、24 年度) 4. 保険料率及びその負担割合 (平成 23、24 年度)	1. 適用状況 (平成 23、24 年度末) (1) 組合員数、被扶養者数及び平均年齢 (2) 平均標準報酬月額及び標準賞与額 2. 短期給付状況 (平成 23、24 年度) (1) 診療種別の状況 3. 収入支出決算額 (平成 23、24 年度) 4. 保険料率及びその負担割合 (平成 23、24 年度)	1. 適用状況 (平成 23、24 年度末) (1) 被保険者数及び平均年齢 2. 保険給付状況 (平成 23、24 年度) (1) 診療種別の状況 3. 収入支出決算額 (平成 23、24 年度) 4. 保険料額 (平成 23、24 年度)	1. 適用状況 (平成 23、24 年度末) (1) 被保険者数及び平均年齢 2. 保険給付状況 (平成 23、24 年度) (1) 診療種別の状況 3. 収入支出決算額 (平成 23、24 年度) 4. 保険料額 (平成 23、24 年度)

注：調査事項には経常収支以外の積立金等の異動に係るものを含む。



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

医療経済実態調査 保険者調査票 (案)
(平成24年度末現在)

中央社会保険医療協議会

保険者名	
------	--

1 土地に関する事項

施設の種類	名称	所在地	地目	面積	取得年月日	取得価格	帳簿価格	固定資産税 評価額	時価評価額	評価 方法	評価 年月	備考
1 病院・診療所 2 老人保健施設 3 直営保養所 4 体育館・体育施設 5 保健会館 6 施設なし		都 市 道 区 府 町 県 村		m ²	1 昭和 2 平成 年月日	千円 千円	千円 千円	千円 千円	千円 千円	1 ・ 2 ・ 3	1 昭和 2 平成 年月	
1 病院・診療所 2 老人保健施設 3 直営保養所 4 体育館・体育施設 5 保健会館 6 施設なし		都 市 道 区 府 町 県 村		m ²	1 昭和 2 平成 年月日					1 ・ 2 ・ 3	1 昭和 2 平成 年月	
1 病院・診療所 2 老人保健施設 3 直営保養所 4 体育館・体育施設 5 保健会館 6 施設なし		都 市 道 区 府 町 県 村		m ²	1 昭和 2 平成 年月日					1 ・ 2 ・ 3	1 昭和 2 平成 年月	
1 病院・診療所 2 老人保健施設 3 直営保養所 4 体育館・体育施設 5 保健会館 6 施設なし		都 市 道 区 府 町 県 村		m ²	1 昭和 2 平成 年月日					1 ・ 2 ・ 3	1 昭和 2 平成 年月	
1 病院・診療所 2 老人保健施設 3 直営保養所 4 体育館・体育施設 5 保健会館 6 施設なし		都 市 道 区 府 町 県 村		m ²	1 昭和 2 平成 年月日					1 ・ 2 ・ 3	1 昭和 2 平成 年月	
1 病院・診療所 2 老人保健施設 3 直営保養所 4 体育館・体育施設 5 保健会館 6 施設なし		都 市 道 区 府 町 県 村		m ²	1 昭和 2 平成 年月日					1 ・ 2 ・ 3	1 昭和 2 平成 年月	
1 病院・診療所 2 老人保健施設 3 直営保養所 4 体育館・体育施設 5 保健会館 6 施設なし		都 市 道 区 府 町 県 村		m ²	1 昭和 2 平成 年月日					1 ・ 2 ・ 3	1 昭和 2 平成 年月	

医療経済実態調査 保険者調査票 (案)

中央社会保険医療協議会

保険者名	
------	--

2 直営保養所・保健会館に関する事項

施設の種類	名称	所在地	建物の状況			平成24年度の状況			備考
			建築面積	延べ面積	帳簿価格	利用者数	総収入	総支出	
1 直営保養所 2 保健会館		都道府県 市区町村	m ²	m ²	千円	延人	千円	千円	
1 直営保養所 2 保健会館		都道府県 市区町村	m ²	m ²	千円	延人	千円	千円	
1 直営保養所 2 保健会館		都道府県 市区町村	m ²	m ²	千円	延人	千円	千円	
1 直営保養所 2 保健会館		都道府県 市区町村	m ²	m ²	千円	延人	千円	千円	
1 直営保養所 2 保健会館		都道府県 市区町村	m ²	m ²	千円	延人	千円	千円	
1 直営保養所 2 保健会館		都道府県 市区町村	m ²	m ²	千円	延人	千円	千円	

平成 25 年度

医療経済実態調査（保険者調査）

記 入 要 領（案）

（健康保険組合）

中央社会保険医療協議会

I 調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の主体

この調査は、中央社会保険医療協議会が行います。

3 調査対象

平成 25 年 3 月 31 日現在の健康保険組合を調査対象とします。

4 調査の種類及び調査事項

調査の種類及び調査事項は、次のとおりとします。

(1) 土地に関する調査（平成 24 年度末現在）

保険者調査票（1 土地に関する事項）の調査事項

(2) 直営保養所・保健会館に関する調査（平成 24 年度）

保険者調査票（2 直営保養所・保健会館に関する事項）の調査事項

5 調査の方法

中央社会保険医療協議会は、健康保険組合に調査票を配布し、健康保険組合は関係書類に基づき調査票を紙または Excel ファイル（ファイル名は「K2013××××××××.xls」（××××××××は保険者番号）としてください）にて作成します。

6 調査票の提出期限

健康保険組合は、作成した調査票を平成 25 年 8 月 31 日（必着）までに中央社会保険医療協議会（〒100-8785 東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省保険局調査課内）に、紙媒体の調査票は郵送により、Excel ファイルの調査票は電子政府の総合窓口（e-Gov）の電子申請システムにより提出してください。

Ⅱ 記 入 要 領

1 共通事項

調査票の点線による区切りのある欄の数字の記入は、区切りごとに1字を記入し、必ず右詰めで記入して下さい（左側の余白には「0」を記入する必要はありません）。

保 険 者 名	健康保険組合の設立後健康保険組合連合会から振り出された組合コード（5桁）の番号を記入し、その後に当該健康保険組合の名称を記入して下さい。
---------	--

2 個別事項

(1) 土地に関する調査

- ア この調査票には、平成25年3月31日現在で健康保険組合が所有（借地などは含まれません。）する土地について記入して下さい。また、事業主や他の健康保険組合などとの共同所有の場合は、持分のみ記入して下さい。平成25年3月31日までに売却した場合は記入する必要はありません。
- イ 健康保険組合が土地を所有しない場合は、その旨を記入欄のいずれかに「所有なし」と記入し提出して下さい。

施 設 の 種 類	健康保険組合の所有する土地に建設されている施設について、下記に該当するものは、該当する数字を○で囲んで下さい。
-----------	---

- | | |
|----------|------------|
| 1 病院・診療所 | 2 老人保健施設 |
| 3 直営保養所 | 4 体育館・体育施設 |
| 5 保健会館 | 6 施設なし |

所 在 地	所在地は、市区町村名まで記入して下さい。
-------	----------------------

地 目 / 面 積	固定資産台帳（課税台帳）又は財産目録などの記載に基づき平成 25 年 3 月 31 日現在で記入して下さい。
取 得 年 月 日	該当する元号の数字を○で囲み、年月日を記入して下さい。
帳 簿 価 額	固定資産台帳又は財産目録に記載されている平成 25 年 3 月 31 日現在の価額を記入して下さい。
固 定 資 産 税 評 価 額	市区町村の土地課税台帳に記載されている価額を記入して下さい。 なお、直営医療機関等非課税の取り扱いを受けている土地については、市区町村へ照会すると近隣類似の土地の価額が承知できますので、その価額を参考にして記入して下さい。
時 価 評 価 額	1 平成 24 年度中に取得したものは取得価額を、2 平成 24 年度中に不動産鑑定士等の専門知識を有する者の評価を受けた場合はその評価額を、3 近隣類似の地価公示法による標準値の 1 平方メートル当たり価額により再評価できる場合(※)はその価額を、記入して下さい。 (※) 評価例：時価評価額＝評価物件の公示価額、または時価評価額＝評価物件の路線価×近隣類似の土地の公示価格÷近隣類似の土地の路線価、等 なお、公示価格は市町村役場、路線価は税務署で確認することが出来ます。
評 価 方 法	上記時価評価額の該当する番号を○で囲んで下さい。
評 価 年 月	該当する元号の数字を○で囲み、年月を記入して下さい。

(2) 直営保養所・保健会館に関する調査

ア この調査票には、平成 25 年 3 月 31 日現在における健康保険組合の所有する（借家などは含まれません。）直営保養所・保健会館について記入して下さい。

イ 健康保険組合が直営保養所・保健会館を所有しない場合は、その旨を記入欄のいずれかに「所有なし」と記入し提出して下さい。

建 物 の 状 況

固定資産台帳又は財産目録に記載されている平成 25 年 3 月 31 日現在の建築面積（いわゆる建ぺい）、延べ面積（いわゆる延坪）及び帳簿価格について記入して下さい。

平成 24 年度の状況

平成 24 年度の決算書又は関係帳簿により、年間利用者延人数、総収入額、総支出額を記入して下さい。

平成 25 年度

医療経済実態調査（保険者調査）

記入要領（案）

（共済組合）

中央社会保険医療協議会

I 調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の主体

この調査は、中央社会保険医療協議会が行います。

3 調査対象

平成 25 年 3 月 31 日現在の共済組合を調査対象とします。

4 調査の種類及び調査事項

調査の種類及び調査事項は、次のとおりとします。

(1) 土地に関する調査（平成 24 年度末現在）

保険者調査票（1 土地に関する事項）の調査事項

(2) 直営保養所・保健会館に関する調査（平成 24 年度）

保険者調査票（2 直営保養所・保健会館に関する事項）の調査事項

5 調査の方法

中央社会保険医療協議会は、共済組合に調査票を配布し、共済組合は関係書類に基づき調査票を作成します。

6 調査票の提出期限

共済組合は、作成した調査票を平成 25 年 8 月 31 日（必着）までに中央社会保険医療協議会（〒100-8785 東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省保険局調査課内）に提出して下さい。

Ⅱ 記 入 要 領

1 共通事項

- (1) 調査票の点線による区切りのある欄の数字の記入は、区切りごとに1字を記入し、必ず右詰めで記入して下さい（左側の余白には「0」を記入する必要はありません）。
- (2) 保険者名は、共済組合の名称を記入して下さい。

2 個別事項

(1) 土地に関する調査

ア この調査票には、平成25年3月31日現在で共済組合が所有（借地などは含まれません。）する土地について記入して下さい。また、共同所有の場合は、持分のみ記入して下さい。平成25年3月31日までに売却した場合は記入する必要はありません。

イ 共済組合が土地を所有しない場合は、その旨を記入欄のいずれかに「所有なし」と記入し提出して下さい。

施 設 の 種 類

共済組合の所有する土地に建設されている施設について、下記に該当するものは、該当する数字を○で囲んで下さい。

- | | |
|----------|------------|
| 1 病院・診療所 | 2 老人保健施設 |
| 3 直営保養所 | 4 体育館・体育施設 |
| 5 保健会館 | 6 施設なし |

所 在 地

所在地は、市区町村名まで記入して下さい。

地 目 / 面 積

固定資産台帳（課税台帳）又は財産目録などの記載に基づき平成25年3月31日現在で記入して下さい。

取 得 年 月 日

該当する元号の数字を○で囲み、年月日を記入して下さい。

帳 簿 価 額

固定資産台帳又は財産目録に記載されている平成25年3月31日現在の価額を記入して下さい。

固 定 資 産 税 評 価 額	市区町村の土地課税台帳に記載されている価額を記入して下さい。 なお、直営医療機関等非課税の取り扱いを受けている土地については、市区町村へ照会すると近隣類似の土地の価額が承知できますので、その価額を参考にして記入して下さい。
時 価 評 価 額	1 平成 24 年度中に取得したものは取得価額を、2 平成 24 年度中に不動産鑑定士等の専門知識を有する者の評価を受けた場合はその評価額を、3 近隣類似の地価公示法による標準値の 1 平方メートル当たり価額により再評価できる場合(※)はその価額を、記入して下さい。 (※) 評価例：時価評価額＝評価物件の公示価額、または時価評価額＝評価物件の路線価×近隣類似の土地の公示価格÷近隣類似の土地の路線価、等 なお、公示価格は市町村役場、路線価格は税務署で確認することが出来ます。
評 価 方 法 評 価 年 月	上記時価評価額の該当する番号を○で囲んで下さい。 該当する元号の数字を○で囲み、年月を記入して下さい。

(2) 直営保養所・保健会館に関する調査

- ア この調査票には、平成 25 年 3 月 31 日現在における共済組合の所有する（借家などは含まれません。）直営保養所・保健会館について記入して下さい。
- イ 共済組合が直営保養所・保健会館を所有しない場合は、その旨を記入欄のいずれかに「所有なし」と記入し提出して下さい。

建 物 の 状 況

固定資産台帳又は財産目録に記載されている平成
25 年 3 月 31 日現在の建築面積（いわゆる建ぺい）、
延べ面積（いわゆる延坪）及び帳簿価格について記入
して下さい。

平成 24 年度の状況

平成 24 年度の決算書又は関係帳簿により、年間利用
者延人数、総収入額、総支出額を記入して下さい（年
度途中に共済組合の再編が行われた場合には、施設毎
に再編前後の状況を合算したものを記入して下さい）。